

研 究 紀 要

40

愛知文教女子短期大学

2019.3

目 次

原 著／論 文

保護者主体の子育てグループ活動に関する研究

— ニュージーランドのプレイグループを参考に — …… 赤 塚 徳 子 … 1

医療機関で必要なスキル（良い病院・外国人対応）について

医療機関で働く卒業生・在学生アンケートから …… 小 川 美 樹 … 13

発達障害児の就園・就学における支援に関する文献レビュー

…………… 菊 池 遥 … 33

保育所等の食物アレルギー対応に関する研究動向

— 職種間連携と保育者の専門性に着目して —

…………… 田 村 佳 世 朴 賢 晶 小野内 初 美 渡 辺 香 織
有 尾 正 子 西 澤 早 紀 子 安 藤 京 子 … 49

ICF の環境因子の観点から見た母子生活支援施設に入所する

母の子育ての困難さ及び社会参加の制限に関する研究 …… 仲 森 み どり … 61

保育者を目指す学生の保護者対応に対する不安要因の検討

…………… 祢 宜 佐 統 美 赤 塚 徳 子 柴 田 法 子 … 75

不適応行動が著しい生徒の見通しをもたせる支援

～ A 児の実践事例から ～ …… 光 田 博 英 菊 池 遥 … 85

研究ノート

保育者養成校における効率的ピアノ指導方法の模索

～ 実習園で必要とされている楽曲やピアノ演奏技術を基に～

…………… 玉 田 裕 人 国 藤 真 理 子 … 95

保護者の養育力を高める子育て支援

— 初めての子育てをする保護者の相談内容の分析 —

…………… 浅 野 順 子 祢 宜 佐 統 美 赤 塚 徳 子
横 井 幸 江 青 山 加 代 子 … 109

給食管理実習室における洗浄方法の違いによるアレルギー残留

…………… 鋤 柄 悦 子 有 尾 正 子 山 口 由 貴
原 真 由 美 岩 田 侑 子 渡 辺 香 織 … 117

調理実習中における箸の持ち方指導介入の意識変化と効果との関連

…………… 有 尾 正 子 岩 田 侑 子 … 125

原著（論文）

保護者主体の子育てグループ活動に関する研究

— ニュージーランドのプレイグループを参考に —

赤塚 徳子

Study on Parent-based Childcare Group Activities
— In Reference to New Zealand Play Groups —

Noriko Akatsuka

Abstract

We focused on New Zealand, where they lay emphasis on supporting 'parent-based childcare', and carried out a field work about the activities of play groups there.

We conducted a questionnaire survey to know how they connect with local areas in terms of child-rearing and what we could do through parent-based activities. The subjects for this investigation were selected amongst Japanese mothers living in New Zealand. Its contents were their purposes and effects of joining a play group, the conditions of choosing a group, their roles in the group and so forth. As a result, it became clear that by joining a play group, local parents work together in tackling infant learning activities and providing children with opportunities to experience a lot of plays. Significantly, they find it crucial to cooperate with each other in rearing a child and make good friends who they can open up to and talk about anything with.

要旨

本稿は、「保護者主体の子育て」に重点を置いた子育て支援に取り組むニュージーランドに注目し、現地のプレイグループの活動について調査を行った結果である。調査目的は、保護者主体の子育て活動のあり方について検討することを目的とし、現地在住の日本人の母親へのアンケート調査を実施した。調査内容は、プレイグループ参加の目的や効果、プレイグループの役割分担についてなどとした。その結果、乳幼児の教育活動を地域の保護者が協同で行い、子どもたちに様々な遊びを経験させる機会となっているだけでなく、協力して子育てをする大切さを感じたり、何でも話せる友人ができたなどといった母親への効果があることが明らかとなった。

Keyword : childcare in New Zealand, childcare support, play groups, infant education

キーワード：ニュージーランドの子育て、子育て支援、プレイグループ、乳幼児教育

I. はじめに

少子化の進行や地域関係の希薄化の中、育児仲間が見つからなかったり、近隣との付き合いもなく、身近に子育てを助けてくれる存在のない母親は少なくない。母親が孤立を感じたり、子育ての負担を抱える子育ては、「孤育て」「ワンオペ育児」といった言葉で表現され、社会的な問題として捉えられている。

平成25年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」(内閣府)¹⁾によると、「地域で子育てをするために重要なこと」の問いに対する国民(20歳~79歳の男女)の回答は、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」(58.1%)、「子育てする親同士で話しができる仲間づくりの場があること」(54.5%)であった。国民の多くが、孤独な子育てではなく、地域のつながりの中で子育てをすることが望ましいと考えている。

しかし、平成27年度「少子化社会に関する国際意識調査」(内閣府)²⁾によると、「地域で子育てを助けてもらえる」と感じている国民(対象者は20歳から49歳の男女)は13.7%という結果であった。また、同調査の「子供を生き育てやすい国かどうか」という問いに対しては、「どちらかといえばそう思わない(39.9%)」「全くそう思わない(12.1%)」という結果で、子育てのしやすい国であるとの認識は、対象4か国(日本・イギリス・スウェーデン・フランス)の中で最も低く、日本の子育てのしづらさが浮き彫りとなる結果であった。「自国が子供を生き育てやすい国だと思う理由」において、「地域で子育てを助けてもらえるから」(13.7%)が他国と比較して低く、地域とのつながりが希薄であると感じていることが明らかとなっている。

そこで、保護者主体の子育て活動への支援が充実しているニュージーランドに着目し、現地調査を実施した。後述するが、ニュージーランド在住の日本人の母親の約9割は、「ニュージーランドは子育て支援先進国である」と認識していることから、日本と比較して子育てのしやすい国だと推測できる。

1. 調査の概要

「プレイグループ」とは、乳幼児期の親子が集い、保護者主体で活動を運営する任意の組織である。各グループに政府から補助金(ファンド)が支給されることは特筆すべき点である。プレイグループ開設時に教育省に申請し、認定基準³⁾を満たせばプレイグループとして認証され、補助金が交付されることとなる。これらの基準は2008年12月1日に施行され、それ以来、5回の修正があったと記されている。(2018年7月時点)その項目には、Curriculum(カリキュラム)、Premises and facilities(施設)、Health and safety(安全衛生)、Management and administration(経営管理)があり、すべてのプレイグループに適用するとしている。また、乳幼児教育サービスとして位置づけられ、ナショナルカリキュラムである「Te Whāriki(テファリキ)」を基に活動計画を立てるという点も特徴的である。

筆者は、本調査以前の2011年3月23日～4月1日にかけて、オークランドの日本人プレイグループ6か所を訪問したが、母親主体の子育て活動であるという点では、日本の子育てサークルと類似していると認識した。日本の子育てサークルの先行研究においては、横川・小田(2012)⁴⁾が、子育てサークルに参加することで母親の子育てに対する負担感が軽減されることや、参加者自身がサークル活動に積極的に関わることで充実感が増すことなどの肯定的な変化につながっているという結果を実証的に示している。また、牧里・山野(2009)⁵⁾は、「孤立していた親子は、子育てサークルへの参加を通して、社会的な役割の担い手へと変容し、・・・親の自主性や連帯を育てていくものと考えられる」としながら、「子育てサークルの次世代への循環と継続性の問題」を指摘している。そこで本稿では、Aプレイグループの活動見学、アンケート調査、グループ会長への聞き取りを行った調査結果をもとに、プレイグループ参加の目的や効果だけでなく、参加条件となっている「母親の役割分担」に焦点を当て、調査結果をまとめることとする。

2. 現地調査

(1) Aプレイグループの活動状況

Aプレイグループは、ニュージーランド北島のオークランド市North Shore地区で活動を行う日本人の母親を対象としたプレイグループである。毎週金曜日の午前10時から12時の2時間、地域のコミュニティーハウスを会場として活動を行っている。年会費は、12NZ \$ (運営費、イベント代など) で、毎回の参加費は3 NZ \$としている。

筆者が本調査の視察で訪問した2017年3月31日当日の参加者は、0歳から4歳までの37組の親子であった。(写真1) 会場内には乳児用のスペースも設置されており(写真2)、2カ月を最年少児として3名の0歳児が参加していた。活動内容は、絵本の読み聞かせ(写真3)、製作あそび「桜のカード作り」(写真4)、避難訓練(写真5)などであった。絵本の読み聞かせや製作あそびといったセッションは、その日の担当者が中心となって進めている。この担当は順番制で行うが、当日の担当ではない他の参加者もできる範囲で活動を手伝ったり、担当者の子どもを他の参加者で協力して見守るなど、連携しながら活動を進める姿が見られた。また、活動の途中にモーニングティーの時間があり、子どもは軽食を食べ、母親はコーヒーを飲みながら母親同士で談笑する姿が見られた。子どもの軽食は各家庭から持参するが、母親のコーヒーは参加費の中から担当者が準備することとなっている。モーニングティーの時間は、一息ついて母親同士が交流するきっかけになり、くつろぎの時間の確保はよい効果



写真1 参加親子



写真2 乳児のスペース



写真3 絵本の読み聞かせ



写真4 製作遊び



写真5 避難訓練



写真6 不用品の交換

をもたらすと考えられる。避難訓練は実施が義務づけられており、会長が指揮をとり、誘導や点呼を行っていた。また、各家庭から不用品を持ち寄り、無料で提供し合う相互扶助がみられた。(写真6)

(2) 役割分担

A プレイグループの会長（視察当時）への聞き取り調査によると、中心的役割（役員）は会長、書記、会計が各1名で、原則1年ごとの任期で次の役員に引継ぎを行っている。セッションの当番は参加者全員が1年に1回担当することになっているが、事前に担当の希望時期を確認し、調整を行った上で決めている。入会前に見学も可能で、活動の目的や年に1回は役割があることを承知した上で加入することとしている。

II. 研究目的

保護者主体の子育て活動の現状を調査し、グループ活動の効果や課題を明らかにすることを目的とする。

III. 研究方法

1. 対象者及び方法

調査対象者は、ニュージーランド在住の日本人の母親とし、無記名式アンケート調査を実施した。プレイグループの参加者33名の母親のうち、新規参加者や見学者を除く26名から回答が得られた。質問項目は、回答者の属性、参加しているプレイグループの数、情報入手先、

参加目的、参加当初の不安感、参加の効果、役割分担の負担感などとした。

2. 調査期間と場所

2017年3月31日に、Aプレイグループが活動を行っている会場内で実施した。

3. 倫理的配慮

事前にAプレイグループの会長（調査時）に見学およびアンケート調査を依頼し、承諾を得た上で現地訪問を実施した。調査当日に参加していた母親に対して口頭で調査目的を説明し、調査結果は統計的に処理することや、研究活動以外には使用しないことを記載した調査紙を配布した。質問紙の提出をもって同意の意思確認とした。

IV. 結果

1. 回答者の属性

参加者は「30歳代」が最も多く、参加者は「30歳代」「40歳代」であった。（図1）

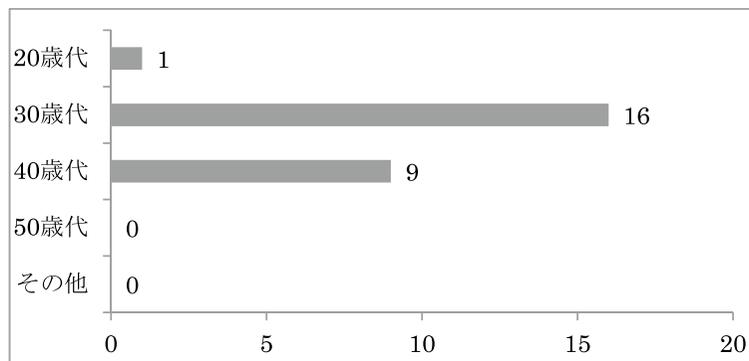


図1 回答者の年代 (名)

2. 参加しているプレイグループ数

「1か所」が約6割で、複数のプレイグループの参加は約4割であった。（図2）

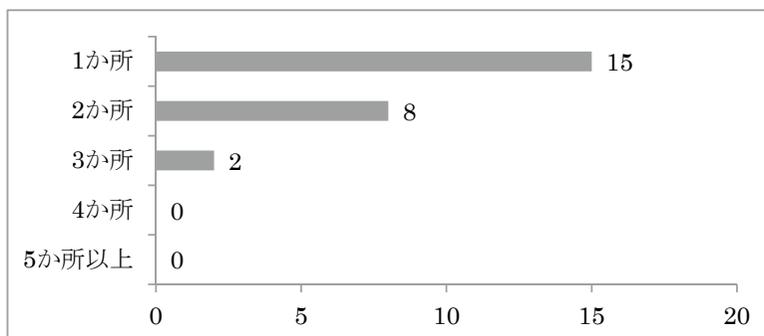


図2 参加しているプレイグループ数 (名)

3. プレイグループの情報入手先

「友人」が最も多く、次いで「インターネット」であった。(図3)

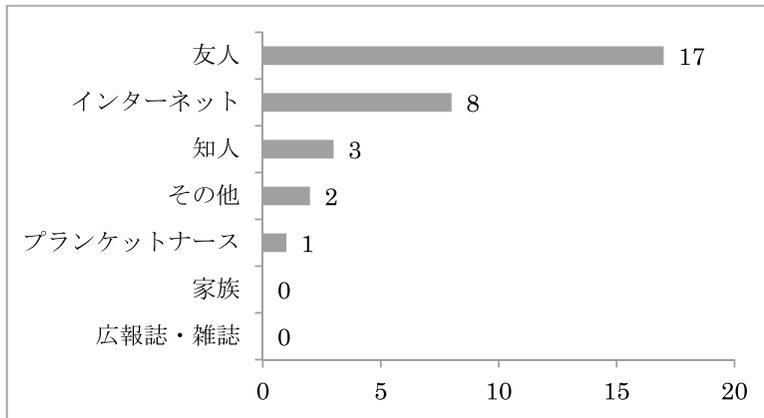


図3 プレイグループの情報の入手先 (名)

4. 初めて参加した際の不安感

参加当初の不安感は、「あまりなかった」が最も多かったが、ほぼ同数の母親は「ややあった」と回答し、「とてもあった」と回答した母親も2名であった。(図4)「とてもあった」と回答した2名の母親の理由は、「知っている人がいなかったため」「在籍年数の長い方のグループがあった。今までの自分の友達と雰囲気が違った。」であった。強い不安感の要因は、他の母親との関係を危惧するものであった。「ややあった」と回答した9名の母親の理由は、「子どもがなじめるかと自分なじめるか」「同じ年代の子がいるか、自分に友達ができるか」「役割分担の負担の大きさがどのくらいかわからなかったため」「いろいろと覚えることがあった」など、母親自身や子どもの友達作りや、役割分担の内容や度合いに不安があったという結果であった。

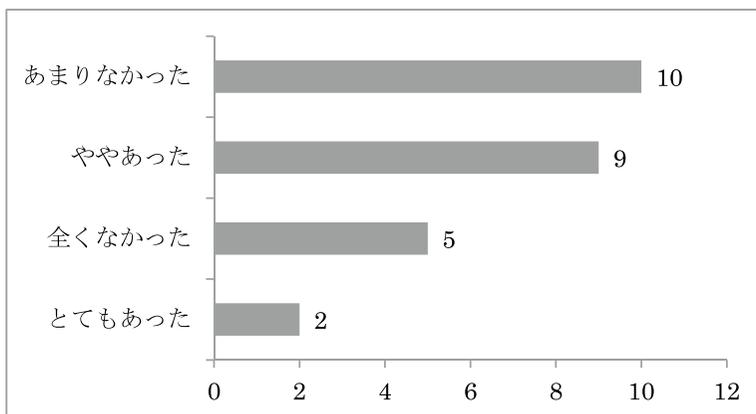


図4 初めて参加した際の不安感 (複数回答) (名)

5. 参加しようと思った理由

「子どもの友達を見つけるため」が最も多く、参加者のほとんどが子どもの友達作りを目的としているという結果であった。次いで「自分の友達を見つけるため」であった。(図5)「その他」の8件の回答内容は、「日本語教育のため」「日本的な遊びや学びに触れるため」といった日本文化の習得に関する内容であった。

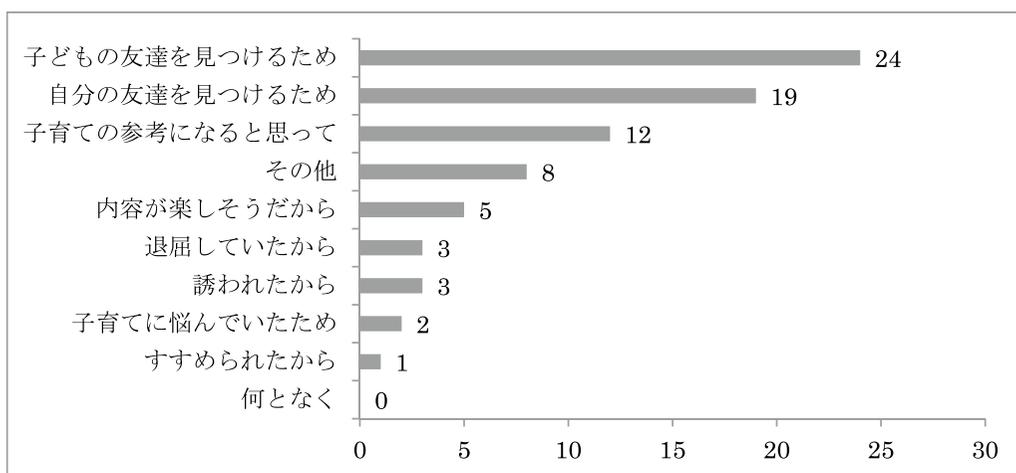


図5 参加しようと思った理由（複数回答）

(名)

6. プレイグループを選ぶ条件

「家から近いから」が最も多く、次いで「都合のよい曜日・時間の開催」であった。家庭の都合や通いやすさを重視しているという結果であった。(図6)

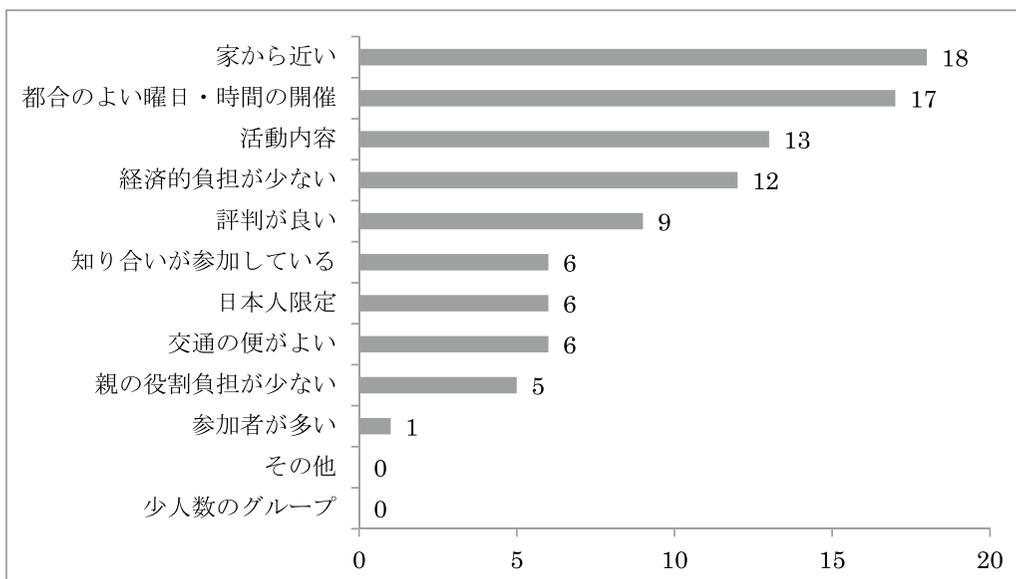


図6 プレイグループを選ぶ条件（複数回答）

(名)

7. 参加してよかったと思うこと

「自分の友達ができた」が最も多く、次いで「参考になる話が聞ける」「子どもの友達ができた」であった。「特になし」は0名であった。(図7)「その他」の4件のうちの3件は、日本語の習得に関することで、自国の文化を活動に取り入れたいという母親の思いが分かる。

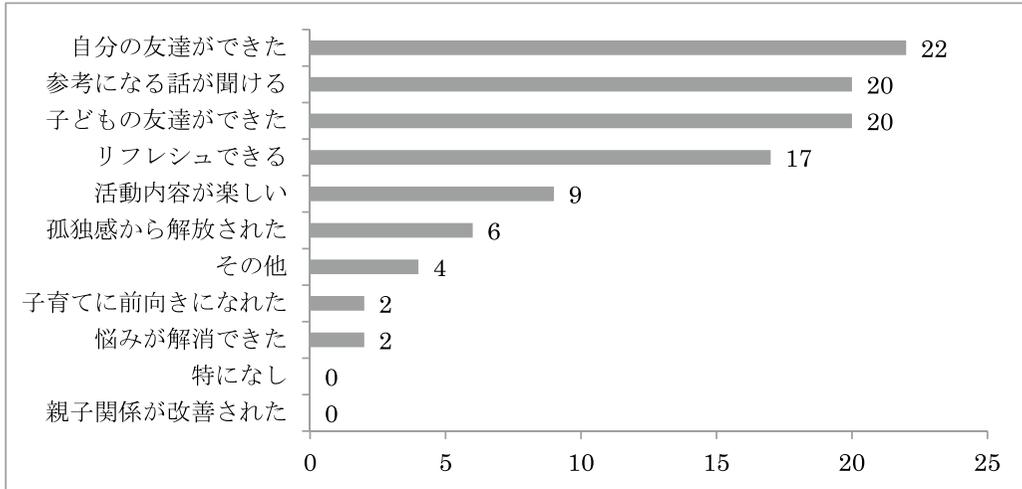


図7 参加してよかったと思うこと (複数回答) (名)

8. 参加していて困難を感じること

「特になし」が最も多く、約6割の母親は困難なく参加しているという結果であった。「役割が負担」と回答した母親は3名と少数であった。(図8)

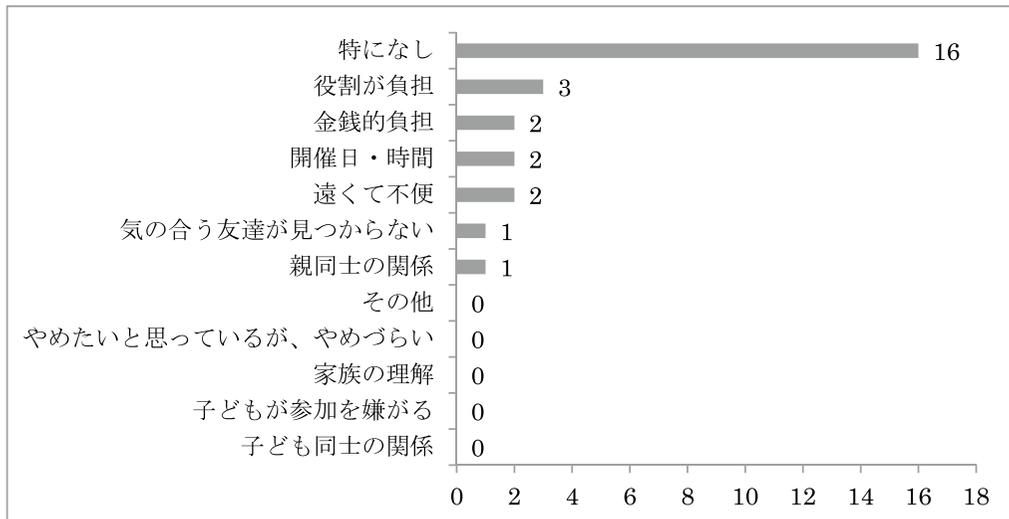


図8 参加していて困難を感じること (複数回答) (名)

9. プレイグループでできた仲間との関係性

「自宅に遊びに行ける関係ができた」が最も多く、約8割の親子はプレイセンター以外でもつき合いがあるという結果であった。次いで「何でも話せる友人ができた」「家族ぐるみで付き合える仲間ができた」であった。「親しい関係は望んでいない」は0名であった。(図9)

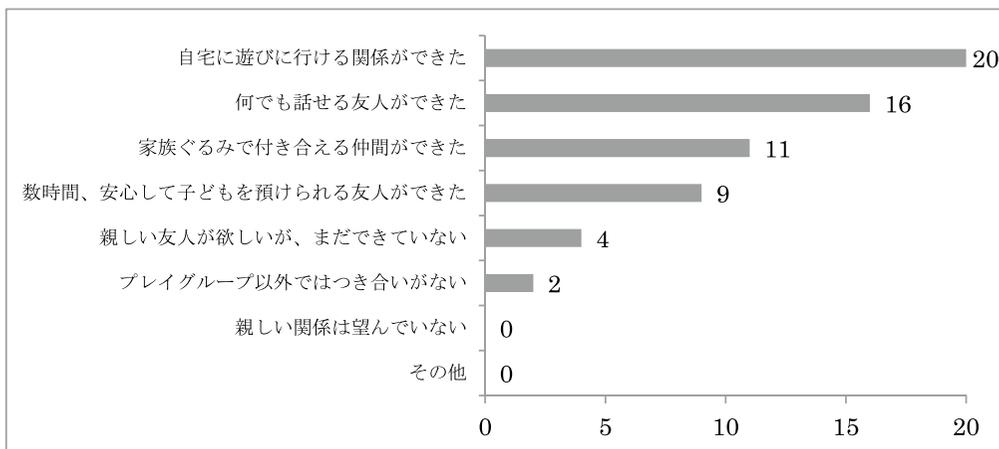


図9 プレイグループでできた仲間との関係性 (名)

10. プレイグループに参加して得られた効果

「協力して子育てをする大切さを感じた」が最も多く、次いで「積極的に子育てを楽しもうという気持ちになった」「誰かの役に立ちたいと思えるようになった」と「手遊び、絵本の読み聞かせなどの実技が上達した」であった。(図10)「その他」の3件の回答は、「いろいろな情報が得られる」「ストレス、もやもや解消」「リフレッシュ」であった。

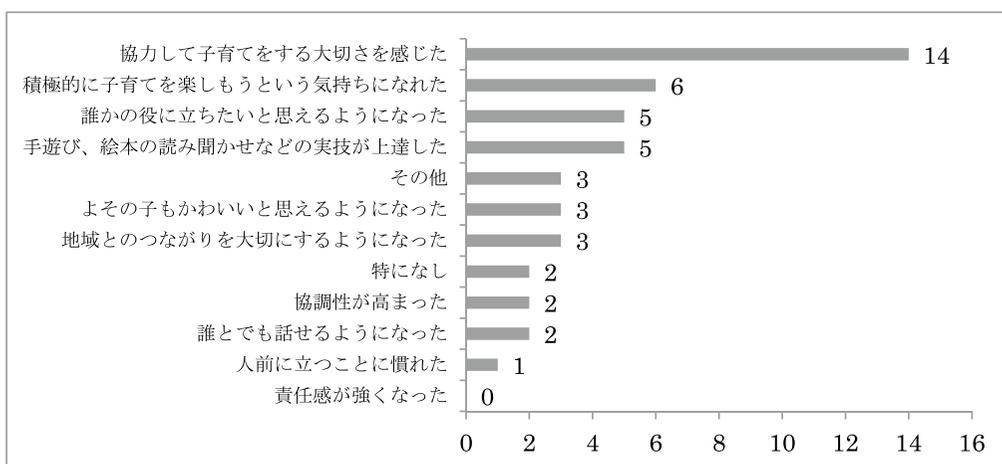


図10 プレイグループに参加して得られた効果 (複数回答) (名)

11. プレイグループの役割分担への負担感

「あまり負担ではない」が最も多く、次いで「全く負担ではない」であった。約8割の参加者は負担ではないという結果であった。「やや負担」と回答した母親は4名いたが、「とても負担」は0名であった。(図11) 負担感を感じる理由は、「自分の担当する日の内容を決められた金額でしなければいけないこと」「工作や何かを作るのが苦手」「子供が3人いるので、役割を引き受けてきちんとできるか不安」という回答であった。負担を感じていない理由としては、「すべて簡単だから」「当たり前だし、出来る範囲だと思うので」「自分達が参加するのだから仕方ない」「1年に1～2回の担当なので負担ではない」「子どもにしたいことをしているだけなので」という回答であった。

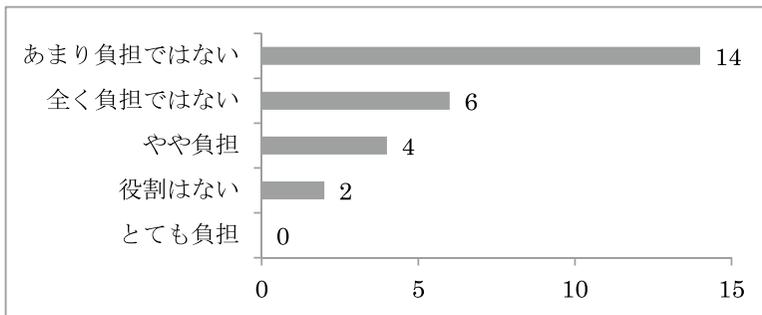


図11 プレイグループの役割分担の負担感 (名)

12. ニュージーランドは子育て支援の先進国だと思うか

「ややそう思う」が最も多く、次いで「たいへんそう思う」で、約9割の母親はニュージーランドの子育て支援の充実を感じているという結果であった。(図12) 「そう思う」理由では、「子どもに寛容」という意見が最も多く、その他には無料の子育て支援サービスが様々あることが挙げられていた。「あまり思わない」と回答した理由は、「あまりよくわからないが、日本よりは子育てしやすい環境な気がする」「公共のサービスをあまり受けていないから。NZでの子育て経験しかないなので、比べたことがない。」であった。

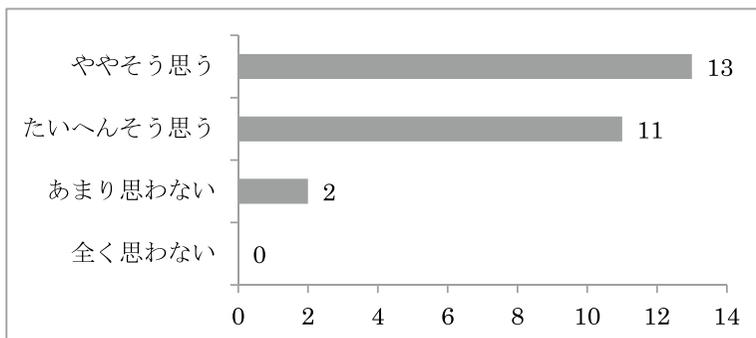


図12 ニュージーランドは子育て支援の先進国だと思うか (名)

13. プレイグループの率直な感想（自由記述）

- ・ 気負うことなく、気軽に参加すれば楽しいところ
- ・ 熱心なお母さん方から常に刺激を受けて自分も頑張ろうという気持ちになる。
- ・ 協力的な良いグループだと思う。
- ・ セッションを担当しなければいけない若干の苦痛はあるが、日本人としての集まりは親子ともに大切にしたいと思うので貴重
- ・ 皆育児をがんばっているんだと前向きになれる。
- ・ 沢山の子育て・生活情報を得られる
- ・ 日本にいた時よりも友達とのつながりが強く感じられ、参加して良かったと思う。
- ・ オーガナイズされていて驚いた。
- ・ ママ友との会話でストレス発散になる。
- ・ 日本の行事や季節に合わせたセッションや遠足もあり、楽しく参加している。娘の日本語を維持する役にも立っている。
- ・ 入る前は面倒だと思ったが、日本の文化や歌、クラフトなど、自分があまり得意ではないことを子どもと共に楽しめる。

V. 考察

アンケートの結果から、保護者主体の活動への参加の効果や運営における課題を考察する。参加の効果については、参加目的として「子どもの友達を見つけるため」「自分の友達を見つけるため」が多かったが、「参加してよかったこと」の結果から、その目的は達成されているといえる。「参加して得られた効果」としては、「協力して子育てをする大切さを感じた」が最も高く、協同で子育て活動に取り組むことでの効果で、助け合える仲間の存在の必要性を感じることができたと考えられる。「プレイグループでできた仲間との関係性」については、プレイグループ以外でも交流している親子が多いことが分かる。定期的集まることや、協力して活動を運営することで連帯感や共に達成感を味わい、親しいつながりができているのではないかと推察される。また、「手遊び、絵本の読み聞かせなどの実技の上達」を感じているという結果や、「自分があまり得意ではないことを子どもと共に楽しめる」といった感想から、養育力の向上にもつながっているといえる。

課題点としては、約4割の母親が「初めて参加する際、不安を感じた」という点が挙げられる。不安要因は、「母親自身や子どもの友達作りについて」や、「役割負担に関すること」であるため、その点について見学や初回参加時において丁寧な対応や説明を行い、不安感の払拭に努める必要がある。調査先のAプレイグループは参加者が30組を超える組織であり、役割を担当する機会が年に1回程度と負担が少ないが、少人数のグループであった場合、状況が異なることが推察される。グループの構成によっては、役割負担の軽減が課題となることが考えられる。また、自由記述の中には、「オーガナイズされていて驚いた」という意見があり、単に親子が交流する場であるという認識で参加する母親もいることが考えられるため、プレイグループの活動の趣旨を理解した上で参加するよう働きかけが必要である。

VI. 結論

本調査は、対象者がニュージーランドという異国の地で暮らす母親であり、日本との生活環境の違いや国の方針が異なるという側面では、限定的な結果であると言わざるを得ない。しかし、現地の日本人の母親の多くが、ニュージーランドを子育て支援の先進国であり、子育てしやすいと国である感じていることから、参考対象とすることは、今後の日本の子育てのあり方を検討するうえで意義があると考えられる。

日本においても、子育ての孤立防止を解決すべき課題として地域子育て支援拠点の整備を図り、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育てに関する相談や援助の実施などに取り組んでいる。今後は、家庭外の居場所作りや母親のリフレッシュの機会に留まらず、日常的に困った時に助け合える関係を築けるよう、「地域での子育て」を重視した取り組みが必要であると考えられる。その方法のひとつである「子育てサークルの育成」には、活動の充実や継承を図るためのサポートや経済的支援が必要である。

日本の子育てサークルは認定基準がないことから、各グループごとに運営方法や活動内容に特色があることや、自治体や地域によって支援体制に差異が生じていることが考えられる。政府からの補助金が制度化されていない中、運営における参加者の経済的負担の状況、組織作りや運営方法における課題についても調査し、子育てしやすい社会の実現の一助としたい。

謝辞

調査遂行におきまして、現地コーディネーターの奥村優子氏およびAプレイグループの皆様にご多大なる協力をいただきました。ここに感謝の意を表します。

引用文献

- 1) 「平成25年度 家族と地域における子育てに関する意識調査」報告書 (2014) 内閣府
- 2) 「平成27年度 少子化社会に関する国際意識調査」報告書 (2016) 内閣府
- 3) Certification Criteria for Playgroups 2008 (2018), Ministry of Education, New Zealand
- 4) 横川和章・小田和子 (2012) 「子育てサークルへの参加による子育て意識の変化」『兵庫教育大学研究紀要』40 19 - 27
- 5) 牧里毎治・山野則子 (2009) 『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房, 22 - 23, 28

原著（論文）

医療機関で必要なスキル(良い病院・外国人対応)について

医療機関で働く卒業生・在学生アンケートから

小川 美樹

Skills Necessary for Medical Institutions

Miki Ogawa

Abstract

We collected opinions about 'the skills required of medical workers' and 'the ways of dealing with people from other countries' from the graduates of this college working with medical institutions now, and compared them with those of our current students. Furthermore, we conducted a survey to research the roles of medical workers (medical office workers and medical assistants) mainly on 'the services or skills to be required of medical workers'.

要旨

「医療従事者に必要なスキルとは」、「医療機関における外国人対応」について、実際に医療機関で働く卒業生の声を集め、学生の意識と比較し、医療機関で働く際に必要とされる接遇やスキルを中心に医療従事者（医療事務・医師事務作業補助）・学生及び教職員を対象に調査研究を行った。

Keyword : medical workers, services, hospitality, dealing with people from other countries
キーワード : 医療従事者、接遇、ホスピタリティ、外国人対応

I. はじめに

本学生生活文化学科 生活文化専攻 情報医療コースで学ぶ学生は、多くが医療機関（病院・クリニック・薬局など）で受付・医療事務・医療秘書・医師事務作業補助として就職を希望し、実際に就職をしている。

1年次10月には稲沢市民病院での病院祭りに、学生スタッフとして参加し、病院スタッフと一緒に受付や院内内の案内など検査の補助などを行う。また、1月には、総合大雄会病院

を見学に行き、病院内の施設見学とともに医師、医師事務作業補助（MC）のお話を伺う機会がある。また、2年次6月には、病院での5日間の医療秘書実務実習に行き、患者様と直接関わり、病院内の様々な業務を学ぶ。

本学の授業担当の非常勤講師も医療機関で仕事をされている実務家で、学生は直接仕事の内容や医療機関の現状のお話を伺い、講義を受けている。

II. 研究目的

「患者として期待する病院の条件」と「医療従事者に必要な接遇・スキル」、「医療機関における外国人対応」について、医療機関で働く卒業生にアンケートを取り、学生と比較した。医療事務・医療秘書・受付・医師事務作業補助・調剤事務等、医療機関での就職を目指す学生に、医療機関で必要とされる接遇・スキルを明らかにし、スキルを身につけた人材を育成することを目的とする。

III. 研究方法

1. 質問紙による調査

1-1. 医療従事者に必要なスキル

(1)対象者及び方法

2014年から2018年に、医療機関（病院・クリニック、調剤薬局）への就職した卒業生87名、にアンケート「平成30年度生活文化専攻卒業研究アンケート① 医療従事者に必要なスキル」を郵送）24名から返送。

本学学生（601名）、教職員（78名）にメールでアンケートのURLを送信し、依頼。学生101名、教職員24名から回答を得た。

(2)調査期間

2018年5月～6月にアンケートを実施した。（卒業生2018年5月25日郵送。本学学生・教職員5月22日に送信）

1-2. 医療機関における外国人対応について

(1)対象者及び方法

2014年から2018年に、医療機関（病院・クリニック、調剤薬局）への就職した卒業生87名、にアンケート「平成30年度生活文化専攻卒業研究アンケート② 病院を利用する外国人について」を郵送）24名から返送。

生活文化専攻 情報医療コース 1, 2年生 83名にアンケート用紙を配布し回収。

(2)調査期間

2018年5月～6月にアンケートを実施した。（卒業生2018年5月25日郵送。生活文化専

攻学生 5月28日に配布)

2. 聞き取りによる調査

2-1. 一般財団法人日本医療教区財団の「外国人患者受入れ医療機関認証制度」を受けている医療機関の対応について

(1)対象者及び方法

認証医療機関である「社会医療法人厚生会木沢記念病院」の地域連携部 坂下重吾氏(本学非常勤講師「医療事務総論」担当)にメールで質問し回答を得た。

(2)調査期間

2018年10月15日にメールで依頼、10月17日に返信。

IV. 結果

1. 質問紙による調査

1-1. 医療従事者に必要なスキル

※学生・教職員に向けてのアンケートは、(1)(2)の設問のみ実施。

(1)あなたが患者として病院に行った際に良い病院だと思うのは？

「あなたが患者として病院に行った際に良い病院だと思うのは？」の問いに対し、医療従事者・学生・教職員の比較ができるように、結果をグラフに示した。(図1)

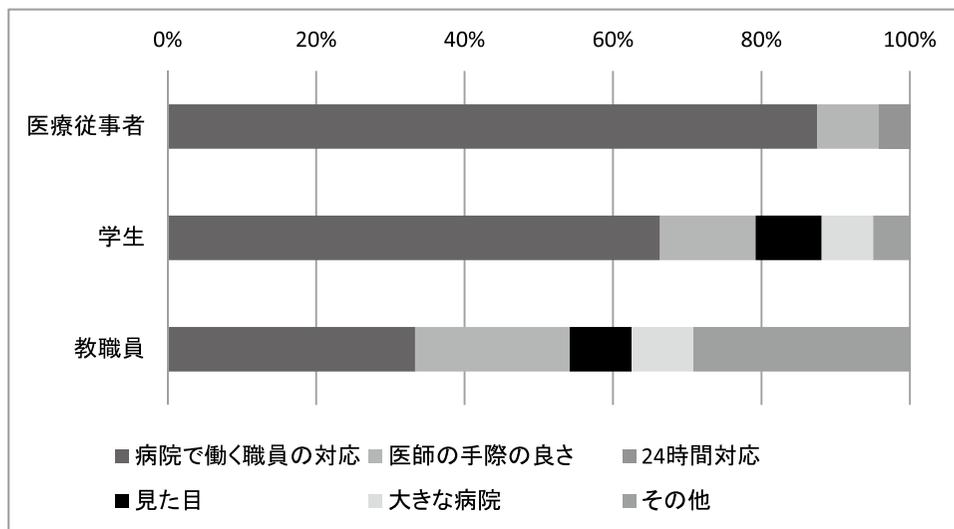


図1 アンケート① 良い病院とは

医療従事者・学生・教職員とも「病院で働く職員の対応」を第一としている。医療従事者は、次いで医師の手際の良さ、24時間対応のみである。病院で働く職員の対応は、87.5%である。学生は66%が病院で働く職員の対応で、次いで、医師の手際の良さ、見た目、大きな病院

となっている。教職員は、33%が病院で働く職員の対応、21%が医師の手際の良さ、次いで、見た目、大きな病院となっている。その他としては、医師の診察や説明の丁寧さやドクターの腕、通院する回数が少なくて済む病院、待ち時間が短い病院などが挙げられた。

(2)病院で働いている職員の対応で不満に思ったことはありますか？

「病院で働いている職員の対応で不満に思ったことはありますか？」の問いに対し、医療従事者・学生・教職員の比較ができるように、結果をグラフに示した。(図2)

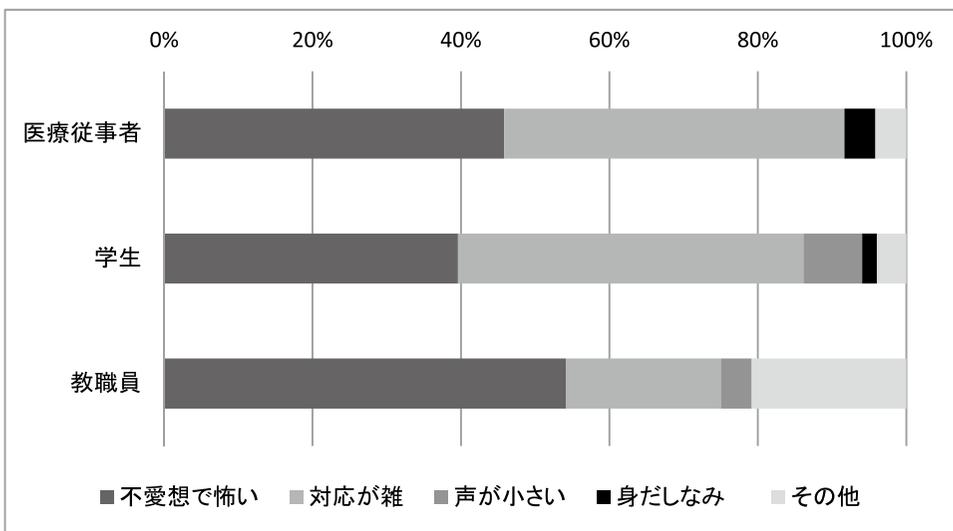


図2 アンケート② 職員の対応

職員の対応で不満に思ったことがあるのは、医療従事者は、不愛想で怖い、対応が雑が46%、身だしなみである。学生は、不愛想で怖い40%、対応が雑47%、声が小さい、身だしなみである。教職員は、不愛想で怖い54%、対応が雑21%。声が小さいである。体調が悪くて行っている医療機関で不愛想で怖い対応や、雑な対応やをされると、余計に負担に感じることになる。その他として、じろじろと見られた、対応に戸惑われ、時間がかかった、誠意が感じられない、事務的な話し方、電話対応が冷たい、理解できる説明の仕方をしてくれない、などがある。

(3)自分の言動から職員又は患者様からご指摘を受けた経験がありますか？

「自分の言動から職員又は患者様からご指摘を受けた経験がありますか？」の問いに対し、医療従事者24名は、はい 12名、いいえ 12名と、半数が指摘を受けたと回答している。

(4)どのような言動からご指摘を受けましたか？その指導の内容は？

「どのような言動からご指摘を受けましたか？その指導の内容は？」という自由記述の回答である。

- ・看護師さんや患者さんに伝えるときに緊張してしまい、上手に伝えることができず、「分からない」と言われてしまった。
- ・患者さんから、診察が終わって請求書を作るのに時間がかかり、渡すのに時間をかけた。
- ・仕事は遊びじゃないよ、給料もらっているからね、と言われた。
- ・内線電話で親しい職員にはあまり敬語を使っていなかったため、先輩に注意された。
- ・高齢者の患者さんが多いので、説明する時は早く話さない、大きな声で話す、専門用語を使わず簡単な言葉に直すことなど言われた。
- ・患者さんからの問い合わせで何が知りたい、何のためにその情報が必要なのかを聞き取ること。
- ・患者さんに対応する際、自信をもってハキハキと話すように心がけること。
- ・説明が伝わらず簡単にと言われた。
- ・大きな声ではっきりと話すよう言われた。

作業の遅さに対する患者様からの不満であったり、言葉遣いであったり、伝え方の指摘・指導が多い。経験を積むことや日々患者様と接する中で、学び改善していかなければならないことである。

(5)心がけていることがあれば教えてください。

「心がけていることがあれば教えてください。」という自由記述の回答である。

- ・丁寧な対応
- ・あいさつ
- ・声が高いので、年齢にあった大きさ、トーンで話すように意識している
- ・笑顔で帰っていただくこと(常に笑顔でいること)
- ・患者さんの待ち時間の短縮
- ・患者様と目を合わせて話す
- ・患者様の話を遮らず、最後まで話を聞く
- ・なるべく患者様のご希望に添えるよう対応する
- ・患者さんが長い時間待つことのないよう請求書を作って会計を呼んでいる。
- ・仕事を楽しみ、患者様の不安を取り除く。
- ・スタッフ同士の仲の良さ。
- ・専門分野なので、患者さんに何か説明するときはわかりやすく伝えるようにしている。
- ・いろんな症状の患者さんがくるので、その患者さんにあった対応をするように心がけている。わざと声を小さくして対応したり、個人情報に関することがいま大きな問題になっているので場所を考えたり、ほかの患者さんに聞こえない様に。
- ・どんなに忙しくても、まわりに目を向ける。
- ・臨機応変に対応ができるようにしている。

- ・お会計の際ご年配の方に数字がわかりやすいように、ゆっくり話したり、数字の表示がされている部分をさしたりどうやったらわかりやすく伝わるか、工夫することを心掛けている。
- ・患者さんからの問い合わせで何が知りたい、何のためにその情報が必要なのかを聞き取ること。
- ・診察券を預かったら必ず患者さんに見えるように又は「診察券お返しします」など声をかけて返すようにしています。(診察券に関するトラブル防止)
- ・困っている患者さんがいたら声をかける。
- ・病院は患者様ありきで、患者様が利用することで成り立っているということを忘れないように心がけています。

基本である「丁寧な対応」や「あいさつ」はもちろん、医療従事者として、患者様を第一に考えた対応を心がけていることがわかる。また、どんなに忙しくても周りに目を向ける、スタッフ同士の仲の良さというスタッフの一員として役割を果たすこと、そして、仕事を楽しむと回答もあった。

(6)あなたの職務歴は？

「あなたの職務歴は？」の問いに対し、職務歴は、表1のようである。

表1 アンケート 職務歴 (人)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
11	4	4	4	1

1-2. 医療機関における外国人対応について (医療従事者)

(1)一日何人くらい患者様が来院されますか？また、そのうちの何人が外国人ですか？

「一日何人くらい患者様が来院されますか？また、そのうちの何人が外国人ですか？」の問いに対し、病院 16、クリニック 8の回答があった。

それぞれ病院・クリニックの1日の来院者数のうち外国人数を表-2にまとめた。病院、クリニックの規模により、外国人の来院患者数は異なる。0.7～11.7%と幅が広い。地域による差もあるのかもしれない。

表2 アンケート 外国人の割合 (病院)

	1日の来院者数	うち外国人	外国人の割合
病 院	1,500～2,000 (1,750)	100	5.7%
	1,000	30	3.0%
	1,000	30	3.0%
	700	5	0.7%
	600～700 (650)	10	1.5%

	450	10 ~ 15 (12.5)	2.8%
	200	10	5.0%
	150	2	1.3%
	100	2	2.0%
	60	3 ~ 4 (3.5)	5.8%
クリニック	450	20	4.4%
	300	5 ~ 10	2.5%
	250	20	8.0%
	80	2	2.5%
	75	5	6.7%
	60 ~ 70	1 ~ 2	2.3%
	60	7	11.7%
	35	1	2.9%

(2)外国人の患者様は、増えてきていますか？

「外国人の患者様は、増えてきていますか？」の問いに対し、はい 18 いいえ 5 未回答 1があり、75%の医療機関で、外国人の患者数が増えていることがわかる。

(3)どこの国の外国人が多いですか？わかる範囲でお答えください。

「どこの国の外国人が多いですか？わかる範囲でお答えください。」の問いに対し、結果を図3にグラフで示した。複数回答もありとし、また、使われている言語での回答を求めたため、英語・中国語が14件と多かった。その他では、ポルトガル語、ベトナム語、わからないという回答であった。

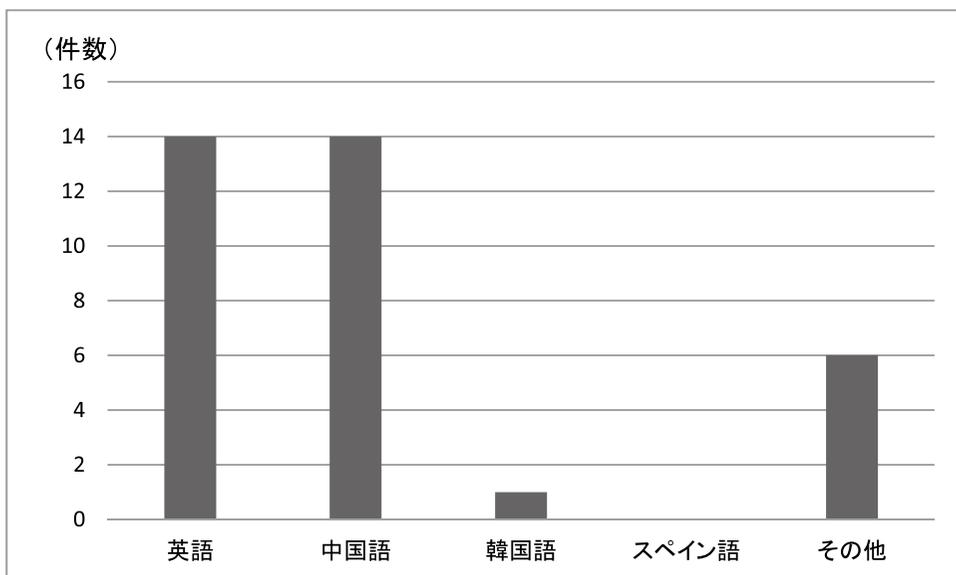


図3 アンケート 国

- (4)外国人の方が来院した際、どのような対応をしていますか？
 (5)対応するとき困ったことや注意点はありますか？
 (6)外国人が来院した際、どんなサポートがあるとスムーズに対応が進むと思いますか？
 外国人対応に関する(4)(5)(6)の問いについては、対応、注意点を次の図4にまとめた。

日本語が通じない
<ul style="list-style-type: none"> ・ジェスチャーやイラストを使ってゆっくり話す ・通訳や外国語がわかるスタッフに対応してもらう ・日本語がわかる家族に説明する ・翻訳機を活用
保険証・パスポートなど身分を証明するものがない
<ul style="list-style-type: none"> ・自費での支払いになるので、それを説明することが難しい
マニュアルだけでは対応しきれない
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な対応が必要
英語での文書作成の依頼がある
<ul style="list-style-type: none"> ・わかる医師、スタッフに依頼

図4 アンケート 対応

それぞれの病院で外国人の対応のマニュアルなどを作成し、取り組んでいるところもある。通訳をおいている病院もある。英語での診断書の作成を依頼されたり、対応が難しいこともあるようだ。

1-3. 医療機関における外国人対応について (情報医療コース1, 2年生)

- (1)病院で外国人をみたことがありますか？

「病院で外国人をみたことがありますか？」と問いに対して、はい 35名 (43%)、いいえ 47名 (57%) 未回答1名。学生は、病院に行く機会が少ないため、病院で外国人をみたことがある学生は少ない。情報医療コース2年生は、6月の医療秘書実務実習の際に、来院している外国人が見たようである。

- (2)医療通訳の存在を知っていますか？

「医療通訳の存在を知っていますか？」の問いに対して、はい 3名 (4%)、いいえ 78名 (96%) 未回答1名で、情報医療コースの学生でさえ、医療通訳の存在を知らない。

- (3)医療通訳の存在をどのように知りましたか？

「医療通訳の存在をどのように知りましたか?」の問いに対して、病院説明会に行った際に聞いた、病院を検索した際にインターネットで知った、テレビで知ったという回答であった。

(4)あなたが病院で働くことになったとき、外国人の患者様への対応として気を付けることとして何があると思いますか?

「あなたが病院で働くことになったとき、外国人の患者様への対応として気を付けることとして何があると思いますか?」の問いに対しては、自由記述で次のようなとても前向きな回答が多く得られた。

- ・理解ができているか、確認しながら対応する。
- ・嫌な顔をしない(笑顔)
- ・わかりやすく丁寧に。思いやり、ホスピタリティ
- ・伝える気持ちを忘れずに、身振り手振りで一生懸命やる。アイコンタクト
- ・診察券、保険証、処方せんなどの説明をする
- ・自己判断しない(決めつけない)
- ・翻訳機を使う
- ・英語を勉強しておく(基本的な会話を身につける)
- ・日本人と差別をしない
- ・安心感を与える対応をする

2. 聞き取りによる結果

2-1. 一般財団法人日本医療教区財団の「外国人患者受入れ医療機関認証制度」を受けている医療機関の対応について

木沢記念病院の取り組みについて、質問と回答結果である。

1. 外国人の患者さんが来た時にどんな対応をされていますか

マニュアルなどはありますか

→外国人の対応は、訪日・在日で異なり、訪日は更に渡航受診(①医療目的で訪日)、観光(②観光途中の病気・けが)となります。訪日は年間4000万人を突破する勢いで増加しており、国内の外国人患者の受け入れ医療機関を増加させることは、2020年東京オリンピックを見据え、急務となっています。③在日は研修・留学等の短期滞在や、婚姻・仕事での長期滞在、或いは日本国籍取得の場合があります。

木沢記念病院の対応ですが、

① 渡航受診者については、健康診断の目的の中国の方が当院では多い状況です。このケースでは渡航支援企業(中間業者)が交通・宿泊・通訳・翻訳、検査予約等をすべて手配するため、病院側としてはあまり手間がかかりません。比較的富裕層が対

象となるため未収金につながることもありません。事前の概算費用や当日の絶食の有無、現在飲んでいる薬の確認は必要です。結果説明時に通訳が医療に精通していればよいのですが、正しく通訳してくれているのか病院側では判断が難しいため、当院では職員の通訳を利用することもあります。

- ② 観光中の病気・けがは対応に注意が必要です。当然健康保険証は持っていません。治療費の支払いや言葉が通じないことが多く、患者からの問診・説明・治療では苦慮します。当院では中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・英語・スペイン語が対応可能である職員が常勤採用されており、その他9か国語は電話医療通訳を利用しています。しかし全くなじみのない言語の場合、意思疎通が出来ないため医療行為は行えません。特に夜間・休日となると問い合わせ先も限られており、東京・京都・北海道等の観光地では行政をはじめ関連機関が多数ありますが、そうでない地域では大変困ります。当院では夜間に来院したフランス人患者を言語コミュニケーションが出来ない理由で名古屋方面の医療機関へ紹介したケースも過去にはあります。観光中の病気・けがでは、海外旅行保険に加入していれば、ある程度の対応は可能ですが、そうでないケースでは、未収金につながります。また、観光ビザで来日しているため、重症となるとビザの延長手続きを入国管理局へ申請する必要があります。旅行業者が手続きしてくれればいいのですが、主としては医療機関の職員が動くこととなります。言い方は悪いのですが“ただ働き”です。医療は人命優先のため致し方ない部分もありますが一企業として考えるとどうでしょうか・・・。
- ③ 在日で研修・留学・婚姻等で日本に暮らしている場合は、健康保険証を所得しているため、日本人と同様の対応が可能です。ただし言語コミュニケーションが出来ない場合は前記同様苦勞します。診療時間内は院内通訳と多言語の指差し確認表を用いて、意思疎通を図っています。

医療機関では、来院した外国人患者がどのような状況なのかを把握し、言語が通じるか、特別な宗教でないかを確認します。出身国によっては女性患者について女性医師しか診察できない等の制約がある場合もあります。入院の場合は、お祈りや食事にも決まり事があり外国の多文化にも注意が必要です。

マニュアルについては、院内で作成しています。担当部署や連絡先、宗教や災害発生時の対応、各部門の対応方法・会話集等70ページほどになります。

2. 他の病院にはない特徴的な外国人の方への対応はありますか

→通訳を常勤で採用していることです。外部医療通訳派遣の利用や、電話通訳を利用する医療機関はある程度ありますが、通訳を常勤採用している医療機関は少ないと思います。当院では平成12年より採用しています。

基本的には日本人も外国人も対応は同じです。

3. 認証を受けた後、外国人患者の来院は増えましたか

→当院の所在している美濃加茂市は外国人比率が全国で14番目(平成25年調査?)、過去には全国3番目(平成22年国政調査)と元々外国人が多く古くから多文化共生を図っている地域です。人口の7%以上が外国人です。日立やSONY等の工場が多く出稼ぎや研修目的で来日する外国人が多い状況でした。この地域ではブラジル人・フィリピン人が多く市内在住外国人の9割をこの2か国で占めています。そのため外国人患者が認証後増加することはありませんでした。若干中国人の患者が増加しています。

また、今年度中にJIH(ジャパン インターナショナル ホスピタルズ)という渡航受診患者受け入れ医療機関の認証を目指しています。将来的には世界的病院機能評価であるJCI受審も視野にいれています。日本人の人口は減少していきます。病院経営安定のためには患者数の確保は必須であり、高度医療を提供できる日本国としては、外国人を対象としたインバウンド政策にも今後注目していく必要があります。

4. 外国人を対応する際に困難な点はどんな点ですか

→言語対応です。コミュニケーションが出来れば、日本人でも外国人でも行う医療は変わりません。宗教的な考え方や、がんの告知等で国民性での考え方の違いは多少あります。

困難とは違いますが、来院時注意する点として、男性・女性問わず香水の強さや(国民性の問題か?)、診察・検査の無断キャンセルは日本人より多いです。

5. 病院の施設の作りに外国人向けのものはありますか

→表示(トイレ、売店、診療科等)については英語表記を添えています。3年後に新病院へ新築移転のため、日本語の他に英語、中国語表記をする予定です。お祈りのための場所を作るかは未定です。

6. 何カ国語に対応できるのですか

→職員による通訳では、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、英語、スペイン語が可能、その他電話通訳で24時間365日が6か国語を含め15か国語が対応可能です。

手術同意書、検査説明書等の文書については、日本語の他に英語、ポルトガル語は作成しています。

7. 月に外国人の方はどのくらい来院されますか

→およそ、外来で1200人、入院で600人です(延べ患者数)

8. 医療事務を目指す私たちが卒業までにやっておくといいいことがあれば教えてください

→一般的なことですが、コミュニケーションスキルを磨くことに尽きると思います。それ以外では一般常識（挨拶、時間厳守、言葉使い、身だしなみ、チームワーク）を身に付けておいてください。もちろん診療報酬の知識があれば更に良いです。

日々、多くの外国人を受け入れ、対応している病院での取り組みを知ることができた。言葉の壁だけではなく、宗教的なことや、考え方の違いなどについても理解が必要であることも知ることができた。

V. 考察

1. 医療従事者に必要なスキル

(1)医療事務職に必要なスキルレベル

マイナビキャリアレシオンは、医療事務職に必要なスキルレベルとして、「コミュニケーションスキル」「PCスキル」「作業の正確性・スピード」「スケジュール管理能力」「臨機応変な対応」の5項目で、求められるスキルレベルをレベル化した。段階評価で、3を事務職としての平均レベルとするとしている。(図5参照)

医療事務として活躍するためには、「患者さんやその家族の不安を和らげる」というワンランク上のコミュニケーションを求められる。安心感を与えられる笑顔、専門的な用語をかみ砕いて伝えられるボキャブラリーなどが必要である。²⁾

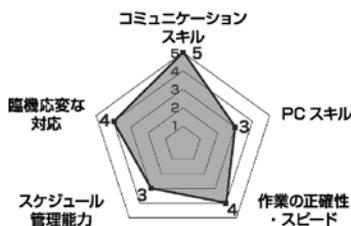


図5 医療事務として活躍するために必要なスキルレベル

20代の患者さんとお年寄りの患者さんがいたときに、お年寄りに対しては、よりわかりやすい言葉を使用し、ゆっくりと大きな声で会話をする必要があるかもしれません。体調がとても悪そうな患者さんを前にして、ただ受付を済ませるだけで十分でしょうか。横になって休憩できるよう案内するほうが適切かもしれません。医療事務の仕事には患者さんひとりひとりに寄り添うホスピタリティが求められる。

また、現場で必要となるスキルや知識を、体系的に整理し、アップデートできるということ。診療報酬制度は2年に1度改定されるので、医療保険制度や診療報酬制度についての知識を最新の状態することが大切である。

(2)医療における接遇の基本

患者様に親切にしたい、患者様の手助けをしたい、患者様を応援したいという志、その

気持ちこそが「接遇の源」である。「接遇」とは、その優しい気持ちを伝えることである。「患者様に何をしてあげられるか」と同時に、「患者様がしてほしいと思っていることは何か」を考えることが真の接遇である。相手の気持ちを思いみる。それが「接遇の心」である。³⁾

(3)メディカルマナー

「人は他人を自分の瞬間の判断により「好感」「敵対感」「無関心」の3つの区分でイメージ化する」と言われる。この3つに区分するポイントとして、①身だしなみ、②表情、③挨拶(返事)、④立ち居振る舞い、⑤言葉遣いがあげられる。「身だしなみを整える」ことは大切なことである。医療機関に従事する者としてふさわしい身だしなみを心がけたい。表情は、安心感を与える暖かく優しい笑顔、信頼感を与えるアイコンタクトが大切である。

言葉遣いは「心遣い」といわれる。相手に思いやりの心を届ける日本語特融のコミュニケーションのスキルである。正しい日本語や敬語を修得することは患者様からの信頼へとつながる。⁴⁾

(4)医療秘書実務士(日本医療福祉実務教育協会)

情報医療コースで履修し、単位を取得することにより卒業と同時に取得できる「医療秘書実務士」は、医療機関や福祉施設において、「医学の知識をもった秘書」、「接遇の専門家」、「医療事務や種々の情報の管理能力とコミュニケーション能力などを備えた人間性豊かな職業人」として、介護保険制度導入後も医療や福祉分野に期待される資格であり、養成カリキュラムは、医学・薬学・社会福祉学などの基礎知識、IT技術・接遇マナーなどの内容を必修としている。また、選択科目として心理学から介護や看護、そして外国語会話や手話を含めたコミュニケーション技法に関する科目を取り入れている。⁸⁾

本学情報医療コースでは、「医療秘書実務士」の取得のカリキュラムである。

2. 医療機関における外国人対応について

(1)医療の国際展開に関する報告書

平成27年度「医療の国際展開に関する報告書」では、表-3で示すように、患者の主な出身国は、中国(76.2%)、韓国(45.6%)、アメリカ(43.0%)、フィリピン(38.3%)、ブラジル(23.4%)の順である。

表3 患者の主な出身国

				n=428				
	病院数	割合	病院数	割合	病院数	割合		
中国	326	76.2%	カンボジア	9	2.1%	ブラジル	100	23.4%
アメリカ	184	43.0%	シンガポール	25	5.8%	ベトナム	62	14.5%
イギリス	41	9.6%	タイ	52	12.1%	ミャンマー	14	3.3%
イラン	19	4.4%	トルクメニスタン	1	0.2%	メキシコ	6	1.4%
インド	60	14.0%	トルコ	14	3.3%	ラオス	5	1.2%
インドネシア	60	14.0%	ドイツ	24	5.6%	ロシア	55	12.9%
オーストラリア	36	8.4%	バーレーン	1	0.2%	その他	152	35.5%
カタール	4	0.9%	フィリピン	164	38.3%			
韓国	195	45.6%	フランス	20	4.7%			

どの外国語に対応できるかには、表-4 で示すように、英語は88.5%、中国語は27.6%、韓国語は12.8%の病院で対応している。

表4 どの外国語に対応可能か

	病院数	割合
英語	369	88.5%
中国語	115	27.6%
韓国語	54	12.9%
フランス語	17	4.1%
ドイツ語	14	3.4%
イタリア語	4	1.0%
ロシア語	11	2.6%
ポルトガル語	41	9.8%
スペイン語	36	8.6%
その他	58	13.9%

また、外国語対応能力の向上のための取り組み（複数選択）をみると、自前の通訳が居る病院は35.2%である。

外国人患者受け入れについての課題（問題点等）（複数選択）では、問題点として、言語・会話については、95.8%と多く、ついで医療通訳の提供体制が44.6%と多いことから、外国語への対応が問題として大きいことがわかる。図6参照。

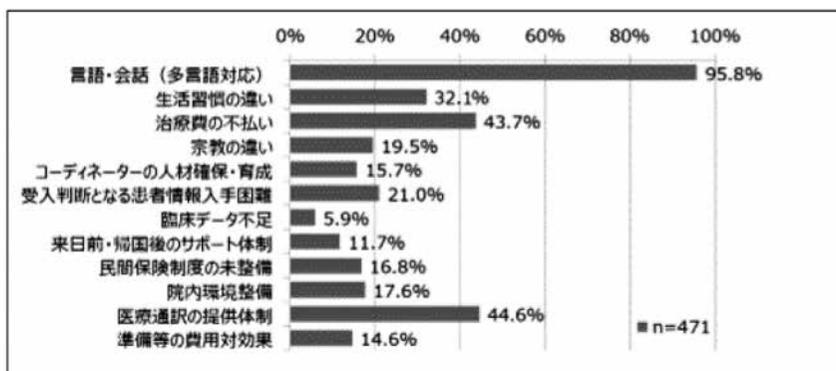


図6 外国人患者受け入れについての課題

(2)外国人患者受け入れ医療機関認証制度

国際化社会を迎えた今日、日本に在住する外国の方々、日本を訪れる外国の方々を受け入れる医療機関の体制整備が求められている。本認証制度は、外国人患者の円滑な受け入れを推進する国の事業の一環として厚生労働省が平成23年度に実施した「外国人患者受け入れ医療機関認証制度整備のための支援事業」を基盤に策定された。

一般財団法人日本医療教育財団では、本認証制度の運用機関として医療機関の外国人患者受け入れ体制を中立・公平な立場で評価することを通して、国際的に高い評価を得ている日本の医療サービスを外国人が安心・安全に享受できる体制の構築を目指す。¹⁾

(3)医療通訳者の役割

平成28年度補正予算により一般財団法人日本医療教育財団が実施した医療機関における

外国人患者受入環境整備事業について、医療通訳育成カリキュラムのテキスト「医療通訳」では、医療通訳とは、主に医療保健分野を中心に活動する通訳で「コミュニティ通訳」に分類されている。「コミュニティ通訳」は、教育、医療福祉、司法などの公的サービス分野において通訳を行う専門職のことで、ヨーロッパやオーストラリア、アメリカなどで公用語を話すことのできない移民と公的サービス提供者に対する通訳としてスタートし、発展してきた。公的サービスである医療・保健分野において医療従事者と患者に対して通訳を行うことであり、両者は異なる背景、見識を持っており、力関係や知識は同等ではないが、通訳者がその間に入ることで両者はコミュニケーションをとることができる」となる。

医療におけるコミュニケーションの目的は、主に次の3つであると言われている。

- ①患者と信頼関係(ラポール)を築き、医師と患者が良好な関係を作り出す
- ②患者から必要な情報を聞き出す
- ③患者に対して説明(情報提供)や患者教育を行う

外国人患者の受診では、言語や文化の壁があり、医療従事者はこれらのコミュニケーションの目的を十分に達成することができません。そこで、医療通訳者が両者の間に入り「言葉の媒介者」、「文化の仲介者」としてコミュニケーションをサポートする。

(4)病院・薬局で使う外国語会話集⁷⁾

世界各国から多くの方が訪れ、病気になって来院される方も増えてきた。多くの方々は英語を理解でき、中には日本語を理解できる方もいる。しかし、外国で病院を訪ねることは、大きな不安を伴うことである。そんなとき、病院で、一言でも母国語に接することができたら、どんなに心が和むことかと思う。

病院の受付、外来、薬局など診療以外の面で使われる会話を集め、『どうしましたか』の一言でも母国語で語りかければ、お互い優しい気持ちでコミュニケーションが取れると思う。

「病院・薬局で使う外国語会話集」のサイトでは、英語・韓国語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ロシア語で「病院編」「薬局編」に分け、それぞれのシーンごとに示されている。

VI. 結論

病院・クリニック・薬局で働く医療従事者(本学卒業生)から、医療従事者に必要なスキルや外国人対応についての現状を聞くことができた。

「良い病院」と言われる病院は、医師はもちろんであるが、職員の対応が大きく関わっている。受付で患者様に最初に対応するのは、医師でも看護師でもなく、事務職員である。受付の最初の印象で病院の印象も決まってしまう。

本学、情報医療コースで卒業と同時に取得できる特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会「医療秘書実務士」の資格取得のために、必修科目として基礎医学関係科目として「解

剖生理学」、「薬理学」、「公衆衛生学」、医療秘書・実務関係科目として「医療秘書実務」、「医療秘書実務実習」、「医療事務総論」、「医療事務演習」、「OA演習ⅠⅡ」、福祉関係科目として「社会福祉」。選択科目としては「コミュニケーション心理学」、「社会心理学」、「介護概論」、「介護技術」、「英会話」、「手話」、「点字」を履修し、単位を取得し、資格が出される。

「秘書実務」、「秘書実務演習」では、幅広く社会で必要とされるマナーや実務を学ぶ。接遇や敬語についても学ぶ。それらに加え「医療秘書実務」、「医療秘書実務演習」では、医療機関での患者様対応など、様々な状況を設定し、繰り返しロールプレイングで実際の対応を考え、実践する。

「医療秘書実務実習」では、病院で5日間の実習を行う。今まで学んできたことをどれだけ生かすことができるか、患者様対応ができるかどうか、また、実際の業務を実習し、病院で働くことの意義についても考える機会となる。大学での講義や実習で身に付けたスキルを今後に活かしていかなければならない。

自分たちが患者として病院を訪れた場合にもお互いに人間であることを意識して謙虚な気持ちで対応していかなければならないと考える。患者様の視点に立つことができる医療従事者になることが必要である。

また、外国人の対応では、医療機関を利用する外国人が増える中、医療機関では、その対応として、マニュアルを作成したり、医療通訳を配置したり、様々な対応をしている。

外国人が医療機関で最初に言葉を交わすのは、やはり受付である医療事務である。医療事務が言葉が全く通じず、声を掛けることもできなければ、外国人の患者様はそれだけでより不安になる。翻訳アプリの活用や身振り手振りでの対応など、不安を与えない対応を心掛けたい。

受付で必要だと思われる会話について、学生といっしょに「病院・薬局で使う外国語会話集 田辺三菱製薬」のホームページを参考に、次のような「3か国語に対応したマニュアル」(図7)を作成した。この他にも、患者様の状態を尋ねる言葉も必要である。その都度、増やしていけるようにしていけたらと思う。実際に言葉で言えなくても、指差して伝えることもできる。

◇外国人対応マニュアル(英語・中国語・韓国語)

	英語	中国語	韓国語
この病院は初めてですか?	Is this your first visit to this hospital?	第一次来这个医院吗? ディイー ツー ライチューガイ ーユアン マ	이 병원은 처음입니까? 이 피옹우오스문 초우미ム ニカ
健康保険証をお持ちですか?	Do you have your health insurance card with you?	带有健康保险证明吗? ダイヨウジェンカンパオシエン ヂエンマ	의료보험증은 갖고 있습니까? ウィリョボホムチュンウン カッ コ イッスムニカ
初診の受付は()番カウンターです。	As this is your first consultation , please go to Counter ().	初診挂号, 在 ()号挂号处 チューヂェン グアハオ ツァイ ()ハオ グアハオチュー	초진접수는 ()번 카운터입니다. 초쥬진초프스문 () 폰 카운트ーイムニダ
何科にかかりたいですか。	What section would you like to go to?	您打算挂哪一科? ニンダースァン グァナーイーク ー	무슨과의 진료를 받고 싶습니까? ムスンクァエ チルリョルル パ ッコ シッスムニカ
お名前が呼ばれるまで、ここで待っていて下さい。	Please wait here till you are called.	叫到您的名字前, 请在这里 等候 ヂァオダオニンダ ミンヅチエン チンヅァイチューリーダんホウ	이름을 부르면 ()번 방으로 들어가세요. イルムル プルミョン() 폰 바 んウロ トッロガセヨ
この処方箋を、薬局に出して下さい。	Please submit this prescription to the pharmacy.	请把药方, 拿到药房去 チンパーチューガ ヤオファン ナーダオヤオファンヂェイ	이 처방전을 약국에 제시해 주세요. 이 초반쥬요스ル ヤックゲ 체시へ ジュ세ヨ
診察料と()日分の薬代で、()円になります。	The consultation fee and medicine for () days comes to () yen	诊断费和()天的药费, 一共 是()日元。 ヂェンドワンフェイホー () テイエン ダ ヤオフェイ イ ーゴンシー () リーユエン	진찰료와 ()일분 약값으로 ()엔 입니다. チンチャルリョワ()イルブン ヤックパスロ()エン イムニダ
8時30分から受付が始まります。	The reception opens at 8:30.	从8点30分, 开始挂号。 ツォンパーディエン サンシーフ ェン カイシーグアハオ	8시 30분부터 접수를 시작합니다. ヨドルシ サムシッप्プト 초프스ルル シジャックムニ ダ
3時で外来は終わりです。	We do not see outpatients after 3:00p.m.	门诊到下午3点结束。 メンヂェン ダオ シァーウー サンディエン ジェシュ	3 시에 외래는 끝납니다. 세시에 웨레ヌン クンナム 니다

図7 外国人対応マニュアル

周りから求められる医療従事者になるためには、最後まで話を聞くことや、一人ひとりに合わせた対応などが求められる。

知識・スキルを身につけて、ホスピタリティ溢れる対応ができる医療従事者を育成していきたい。

引用文献

- 1) 一般財団法人日本医療教育財団 外国人患者受入れ医療機関認証制度
<http://jmip.jme.or.jp/index.php>
- 2) 医療事務に求められるスキル（マイナビキャリアレション）
<https://mynavi-cr.jp/medical-office-work-skill>
- 3) 医療秘書教育全国協議会編 萩原久美子著（2013）『医療における接遇の基本』建帛社
- 4) 日本医療福祉実務教育協会監修 有吉澄江・沖山圭子編著（2017）『病院事務のための医療事務総論／医療秘書実務』建帛社 第6章メディカルマナー
- 5) 平成27年度「医療の国際展開に関する現状調査」結果報告書 日本病院会「国際医療推進委員会」
https://www.hospital.or.jp/pdf/06_20151028_01.pdf
- 6) 一般財団法人日本医療教育財団「医療通訳育成カリキュラム基準」（平成29年9月版）
準拠 P.30～38
- 7) 病院・薬局で使う外国語会話集 田辺三菱製薬
<https://medical.mt-pharma.co.jp/support/foreign/>
- 8) 特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会
<http://www.iryō-fukushi.com/>

良い病院

平成 30 年度生活文化専攻卒業研究アンケート
生活文化専攻 5グループ 小川ゼミ

私たちは、「医療従事者に必要なスキル」を卒業研究のテーマとし、医療機関・職員についてアンケートを取らせていただいております。ご協力お願いします。

1. あなたが患者として病院に行った際に良い病院だと思うのは？
(ひとつに○をつけてください)

() ①見た目(外観・内観)
() ②病院で働いている職員の対応(看護師や受付の言葉遣いなど)
() ③大きな病院(診療科がたくさんあるなど)
() ④医師の手の良さ(診療時間が短いなど)
() ⑤24時間対応
() ⑥その他()

2. 病院で働いている職員の対応で不満に思ったことはありますか？
(ひとつに○をつけてください)

() ①不潔感嫌い
() ②対応が速
() ③声の大きさが小さく聞きとりにくい
() ④身だしなみが整っていない
() ⑤その他()

3. あなたの年代に○をつけてください。
10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代

ご協力ありがとうございます。
なお、ご回答いただきましたデータについては、卒業研究のみで利用することとし、それ以外に活用することはありません。

平成 30 年度生活文化専攻卒業研究アンケート②
テーマ：医療従事者に必要なスキル
生活文化専攻 5グループ 小川ゼミ

1. あなたが患者として病院に行った際に良い病院だと思うのは？
(ひとつに○をつけてください)

() ①見た目(外観・内観)
() ②病院で働いている職員の対応(看護師や受付の言葉遣いなど)
() ③大きな病院(診療科がたくさんあるなど)
() ④医師の手の良さ(診療時間が短いなど)
() ⑤24時間対応
() ⑥その他()

2. 病院で働いている職員の対応で不満に思ったことはありますか？
(ひとつに○をつけてください)

() ①不潔感嫌い
() ②対応が速
() ③声の大きさが小さく聞きとりにくい
() ④身だしなみが整っていない
() ⑤その他()

3. 職員としてのあなたにお聞きします。あなたが仕事をされている中で自分の音から職員又は患者様からご指摘を受けた経験がありますか？(良い点も悪い点も含め)

はい いいえ

4. 「はい」と答えた方にお聞きします。どのような音からご指摘を受けましたか？

5. 医療機関でお仕事をされている中で、ふがっていることがあれば教えてください。

6. あなたの勤務歴は？ 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目

悪気なければ、お名前と現在お勤めの医療機関を教えてください。

お名前 _____
勤務先 _____

ご協力ありがとうございます。

外国人対応

平成 30 年度生活文化専攻卒業研究アンケート
病院を利用する外国人について
研究テーマ：医療機関における外国人の対応
生活文化専攻 6グループ 小川ゼミ

私は、生活文化専攻情報医療コース2年生です。病院を利用する外国人についてのアンケートにご協力よろしくお願いします。

① 病院で外国人を見たことがありますか。
1. はい 2. いいえ

② 医療通訳の存在を知っていますか？
1. はい(◎へー) 2. いいえ(◎へー)

③ 医療通訳の存在をどのように知りましたか？
[]

④ あなたが病院で働くことになったとき、外国人の患者さんへの対応として気をつけることとして何が重要だと思いますか。
[]

⑤ チェックをつけてください
□1年 □2年

□情報ビジネスコース □情報医療コース

ご協力ありがとうございます。

平成 30 年度生活文化専攻卒業研究アンケート②
研究テーマ：医療機関における外国人の対応
生活文化専攻 6グループ 小川ゼミ

私たちは、生活文化専攻情報医療コース2年生です。病院を利用する外国人についてアンケートにご協力お願いします。

1. 一日何人くらい患者様が来院されますか？また、そのうちの何人位が外国人ですか？
□病院 □クリニック □薬局 () 人、外国人 () 人

2. 外国人の患者様は、増えていますか？ □はい □いいえ

3. どの外国語を使う外国人が多いですか？わかる範囲でお答えください。
□英語 □中国語 □韓国語 □スペイン語 □その他()

4. 外国人の方が来院した際、どのような対応をしていますか？
[]

5. 対応するとき困ったことや注意点はありますか？
[]

6. 外国人が来院した際、どんなサポートがあるとスムーズに対応が進むと思いますか？
[]

悪気なければ、お名前と現在お勤めの医療機関を教えてください。

お名前 _____
勤務先 _____

ご協力ありがとうございます。

アンケート画面

<https://creativesurvey.com/ng/answers/400c00823850ff451179baa502460b/>

The image shows a survey interface with five steps and an ending screen. Each step is contained in a white box with a grey border. Step 1 has a speech bubble icon and a title. Step 2 has a speech bubble icon and a question. Step 3 has an 'AI' icon and a prompt. Step 4 has a speech bubble icon and a question. Step 5 has an 'AI' icon, a prompt, and a toolbar with buttons for '戻る' (Back), '共有' (Share), '印刷' (Print), and '閉じる' (Close). Below the steps is a large white box with a plus icon and the text 'ここに追加' (Add here). The final screen is labeled 'END' and has a flag icon and a thank-you message.

STEP 1 生涯文化学科卒業研究アンケート「医歯薬事務に必要なスキル」について

STEP 2 あなたが医者として病院に行くときに思い浮かぶと書けるのは？

STEP 3 その働を題材とした方はご回答ください。

STEP 4 病院で働く職員の対応で不満に思ったこと

STEP 5 その働を題材とした方はご回答ください

ここに追加

END おたいいところご協力ありがとうございました。

原著（論文）

発達障害児の就園・就学における支援に関する文献レビュー

菊池 遥

A Review of Support for Entering School/Kindergarten for Children with Developmental Disability

Haruka Kikuchi

Abstract

In this report, I was focused on the turning point of entering kindergarten or school attendance for children with developmental disabilities. The goal was to review the current situations and the issues, and to get some suggestions on the direction of the next study.

Regarding entering kindergarten, nursery schools or kindergartens should take the entrance of them as a matter of course and it's necessary to provide support based on individual needs. However, the support system for accepting them has local government discrepancy, and it's entrusted to the management efforts and the ingenuity of each school.

Concerning school attendance, it turned out that the parents are lacking in the information for making a decision, options where they enroll their children and it's difficult to reach an agreement with parents only with a school consultation.

Therefore, it's important that the surrounding agencies have expertise and cooperate with each other to understand and reduce the mental burden of mothers, continue to support smoothly in the process from the diagnostic notification of the disability to entering school.

要旨

本稿では発達障害児の就園・就学という節目に焦点をあて、現状と課題について先行研究をレビューし、今度の研究の方向性について示唆を得ることを目的とした。

就園については、保育所や幼稚園は障害児の就園を当たり前の事として受け止め、個々のニーズに沿った支援を行うことの必要性が示されている。しかし、障害児を受け入れるための支援体制には自治体格差が生じており、各園の運営上の努力や工夫に委ねられている部分が

多いことが明らかとなった。

就学については、保護者が希望先を決定するための判断材料や選択肢となる情報自体が不足していることや、就学相談だけでは保護者との合意に達することが困難であるという課題が明らかとなった。

わが子の就園・就学を迎える時期の保護者に対して、周囲の機関が専門性を発揮し連携を行うことでその負担が軽減されることが示されている。母親の精神面への負担を理解したうえで、障害の診断告知から、就園・就学に至る一連の過程における支援を円滑に行うことが重要である。

Keywords : children with developmental disabilities, entering kindergarten, school attendance, support

キーワード : 発達障害児、就園、就学、支援

I. はじめに

障害児に訪れる「就園・就学」は、必ずしも胸膨らむ新しいスタートとは言えず、乗り越えなくてはならない大きな課題になっている。これは、筆者がかつて携わった療育施設の相談員としての経験と、その後施設を卒園した保護者から見えてきた課題である。

発達障害児の場合、わが子の診断を初めて聞く時期と就園・就学を迎える時期が重なることが多く、精神的負担が非常に大きい中、十分とは言えない情報で保護者が就園・就学先を探し決めていく。そこには、障害児の受け入れに関して拒否的な対応がある、加配保育士が未診断の園児に手が取られてしまう、早期から療育施設に通っていても幼稚園・保育所に入所することで支援が途切れている、といった保護者の声がしばしば聞かれる。

こうした事態は保育所や幼稚園、学校等の受け入れ側が障害児に対しての理解がないためとは言いきれず、障害児の就園・就学における支援の仕組み自体の脆弱さがその要因として深く関連しているのではないかと考えた。

II. 研究目的

障害児の就園・就学は、保育・教育現場におけるその時々の課題に大きな影響を受けながら、様々な制度の見直しや改正が行われている。障害の早期発見・早期療育からインクルーシブ教育の構築を目指した関係機関の連携にわたり、障害児の就園・就学を取り巻く現状と課題について先行研究をレビューし、今度の研究の方向性について示唆を得ることを目的とした。

III. 研究方法

文献検索データベースCiNiiによるキーワード検索を行った。「障害児 就園」で検索した結果11件、「障害児 就学」で検索した結果551件、「障害児 就学 保護者支援」で検索し

た結果2件であった（平成28年11月現在）。障害児を取り巻く制度は大きく発展していることから、おおむね2000年以降に発行された論文を中心にレビューし①発達障害児の就園における現状と課題、②発達障害児の就学における現状と課題、③発達障害児の就園・就学における保護者支援体制の動向と現状、について整理し検討した。

なお、本研究では児童発達支援センターなど障害児の専門施設を「療育施設」、保育所や幼稚園の健全児集団の中での保育を「統合保育」、療育施設と保育所や幼稚園を併せて利用することを「併行通園」とする¹⁾。

IV. 発達障害児の就園・就学にかかわる文献レビュー

1. 発達障害児の就園における現状と課題

(1) 発達障害児の就園を取り巻く動向

障害児の就園を取り巻く動向は近年、「インテグレーション」から「インクルージョン」へと発展している。近藤¹⁾は障害児の就園について次のように述べている。

幼稚園・保育所に入園することは、安全で安心に生活でき、安定した関係の中で発達する権利の保障となる。国際的に見れば、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」の基本理念である「子どもの最善の利益」になる。また、障害児が通う場が障害のない子どもと暮らす保育所・幼稚園なのか、障害児だけで暮らす児童発達支援事業なのかといった「場」の問題だけでなく、「可能な限り社会的統合と文化的および精神的発達を含む個人の発達を達成することに貢献する方法で」(23条)「障害児の特別なニーズ」に即した援助を保障しているのかどうかという問題といえ、「差別の禁止」とも深くかかわっている。このことは、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」の「障害のある児童が、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」を「実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利」(政府訳)としても提示されている。さらに、「障害者権利条約」では、障害のある人の「完全かつ効果的な参加」を容易にするために必要な措置をとることを求めている。場の共有を主として重視してきた「統合=インテグレーション」から、意見表明権の保障を前提とした実質的な参加を意味する「包摂=インクルージョン」へと、統合保育の目指すべきものは発展してきている。

堤ら²⁾は、通園施設の低年齢化つまり通園施設が幼稚園や保育所に就園するまでの通過施設としての役割を担いつつあることをあきらかにした。そのうえで、幼稚園、保育所、学校は障害をもつ乳幼児の就園・就学を当たり前のこととして受け止めるべきであり、そのためにはその子どもがその場に適應できるかどうかということが就園や就学の基準とされるのではなく、必要なケアや人員配置が速やかに考慮されるというような意識の変革と行政的援助が不可欠である、と示唆する。

つまり、障害児の就園は国際的に見ても障害児の当然の「権利」であり、インテグレーションからインクルージョンへの発展は、「場」の問題ではなく個々のニーズに沿った支援を行うことを前提としているのである。場への適應を障害児に求めるのではなく、幼稚園・保育所、および学校に対して特別なニーズへの配慮が求められている。それに伴い、障害児の

専門施設としての療育施設の役割も変化していることが明らかとなっている。

(2) 保育所・幼稚園における障害児保育

a. 制度上の課題

わが国において統合保育が本格的に広がり始めたのは1970年代以降である。1974年に「特殊教育補助制度」が開始され、「障害児保育要綱」が出され制度化された。1989年から「障害児保育事業」として位置付けられ、軽度児への補助や新たに障害児を受け入れる保育所への体制整備補助などが設けられ、保育所の統合保育は拡大した。

近藤¹⁾は、2003年度より障害児保育事業の国庫負担金が地方交付税化され障害児保育は市町村の裁量と責任で行うことになったことで、公立保育所においては障害児のための加配職員を減らす、パート化するといった自治体も出ていることを問題視している。

酒井³⁾は統合保育の課題として次の3点①入所定員の増加や統合保育体制の人的整備、②統合保育研修のあり方の検討や正規保育士と嘱託保育士の連携、③就学前教育と小学校の特別支援教育との連続性、を挙げている。

前原⁴⁾は、公立保育園の障害児保育の現状と課題に焦点をあて、障害があることが「保育に欠ける」状態であると考え入所決定する自治体もあれば、保護者の就労等、他の子どもと同じ条件で入所を受け付ける自治体もあること。職員の加配については、各クラスに加配を配置する自治体もあれば、もっとも障害の重い子どもや配慮を必要とする児童が複数在籍するクラスに加配をし、その他のクラスは配置基準内の職員で対応する自治体もあることなど、各自治体の考え方や各地の市民運動の歴史により自治体に差がある現状を述べている。さらに、多くの保育所は年齢別保育を行うため、特別な支援が必要な子供が同じクラスに在籍しているとは限らないこと、保護者が子どもの障害受容ができないことから行政支援を受けるための保護者の理解を得られるとは限らないことなど、現場実態に即していないことを指摘している。

近藤⁵⁾は、幼稚園の受け入れも特別支援教育の一環として増えてはいるものの、厚生労働省管轄の保健センターや児童発達支援センターとの連携には壁もあり、障害児の受け入れを拒否する園や実践の質に問題のある幼稚園も見られると現状を述べている。さらに、保育所や幼稚園が「認定こども園」に移行するにあたって、園への受け入れ事由に子どもの障害は位置づけられておらず、保育条件の改善なしに専門機関からの支援の拡大だけが進みそのような状況である、と危惧している。

このように、障害児を保育所・幼稚園に受け入れるための支援体制には自治体格差が生じており、加配保育士の配置等は各園の運営上の努力や工夫に委ねられている部分が多いと考えられる。

b. 専門性の問題

渡辺⁶⁾が保育所、こども園、児童発達支援事業の管理職に対して実態調査を行っている。研修の機会の不足、外部の専門家に相談したり助言を受けたりする機会の不足、など「コンサルテーションの必要性」が高いことが示された。保護者に対しては、「障害の特性、支

援の方針を合理的に説明することが難しい」「保護者と意見が食い違う場合の対処が難しい」などの意見が出されている。結果として「保護者が助言や指導をなかなか受け入れてくれない」という事態が起りうるため、親支援に対する専門知識やスキルを習得する機会が求められていることを示唆した。

こうした障害児支援における専門性について佐藤⁷⁾は、一般的な子ども・子育て支援制度が障害のある子どもを包摂したうえで、すなわち通常の保育所・幼稚園等に受け入れ、個々の子どもに必要な支援ができることが真に「専門性」と呼ぶにふさわしい資質・能力であろう。専門性は常に特定の場所と結びつけて議論してきたが、子どもに必要な支援は場所を特定することなく、どこでも提供されてこそ専門性であろう、としている。

以上のように、療育の専門施設である児童発達支援センターに限らず、幼稚園や保育所においても障害児に対する支援の専門性が強調されていることが明らかである。

(3) 保育所等訪問支援事業

統合保育を支える方法の一つに、「保育所等訪問支援事業」がある。平成24年度の児童福祉法改正に伴い、障害児支援の強化を図るため障害種別等で分かれていた施設体系を一元化し、それと共に「保育所等訪問支援事業」の制度が創設された。

この事業の目的は「保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する」ことである。それまでの保育所や幼稚園への巡回訪問との違いは、訪問の依頼をするのが、保育所や幼稚園に通う子どもの保護者であるという点である⁸⁾。

この保育所等訪問支援について宮田⁹⁾は、「個別給付の事業として初めて登場したアウトリーチ型の事業である。保育所や幼稚園で育つ子ども、障害児通園施設を経て保育所や学校に通う子どもなどを対象に施設の専門性を訪問の形で提供する本事業は、『通えなければ支援できない施設』から『専門職員の派遣によって地域の中で育ちを支援し保育所等の地域資源の機能向上も図る施設』への転換を目指す事業である」としている。

一方で、保護者が申請して個別給付を受けるという形になるため、保護者の障害受容が必要であり、障害受容が十分でない場合は妨げとなる場合も想定されている¹⁰⁾。保護者が「保育所等訪問支援事業所」と契約することが必要であり、保護者側に要望がないと成り立たないのが現状である。

花井¹⁰⁾は保育施設に対する訪問支援に関して、保育者自身がすでに保育の専門性を備えており、訪問支援者は保育者の専門性を尊重した上で様々な支援を行うことが重要であるとしている。そのためには保育施設の特徴や保育方針を理解し、保育者から情報を得て適切な助言指導を行うためには、適性と資質が求められるため、訪問支援者の専門性の構築と人材育成が重要な課題であると指摘する。

保育所等訪問支援事業を通じた機関同士の連携について近藤⁵⁾は、従来センターが入り込みにくかった学校や幼稚園といった文部科学省所管の機関に、障害児福祉機関が専門機関として足を踏み入れることの意義は大きいとしている。また、訪問のための打ち合わせを含

めて協議を進めることで、縦割り行政の弊害を実質的に薄めることに繋がるのではないだろうか、とその意義と期待される成果について示している。

一方で宮崎¹¹⁾は保育所等訪問支援事業を行ううえでのデメリットとして、1日2人の訪問支援を行うと報酬が下がってしまうこと、Aちゃんの件で訪問していても実際にはその他の子どもについての相談も上がってくることなどを指摘する。同時にメリットについて、現場を実際に見ることができるという点を挙げ、障害児への支援について基本から丁寧に説明し、理解の輪を広げていくことに一役買うことのできる制度であるとしている。さらにこの事業の魅力として、児が持っている障害の理解や行動変容、発達支援はもとより、園と家庭との連携を作ることもであると示唆している。

(4) 「気になる子」をめぐる問題

保育現場では障害の診断のない子ども、いわゆる「気になる子」への対応に追われている現状がある。この「気になる子」という表現は一般化しつつも、その使われ方や概念、定義は必ずしも明確ではない。

櫻井¹²⁾はこの「気になる子」をめぐる諸問題について、「特別な配慮や支援を必要とする子」「障害のある子」「発達に課題やつまずきがある子」等々と同じような文脈で使われていることが多いと示している。具体的には、保育現場での子どもの行動やコミュニケーションなどの面で、「言葉が出ない・遅い」「会話が成り立たない」「視線が合わない」「特定の遊びや遊具にこだわる」「集団に入らない」「多動で動き回る」「衝動的行動が多く予測がつかない」「不注意やミスが目立つ」「目を離すと飛び出してしまう」等々のいわゆる自閉症スペクトラムやADHD児、LD（特異的学習困難児）児の特徴を抱えた子どもたちである。さらには、保護者の精神的な病気や虐待された体験などのために生じた二次的な障害や問題行動を抱えた者も数多く含まれている、としている。

在籍数については、櫻井¹²⁾の調査によると、1園あたり10人強、その率は10.3%になっている。1園当たり10人という数を単純に全国約23000か所、230万人在籍の保育所に当てはめてみれば、保育所だけで23万人くらいの「気になる子」がいるという事になる。調査では「気になる子」が自園に2割以上在籍していると回答した保育所が27園（10%）、3割以上いるとしたのは6園（2.2%）である。「全くいない」と答えた園は2園のみであったと報告している。

原口¹³⁾の調査によると、気になる子どもは9割以上の保育所に1名以上在籍し、障害児は公立の77.9%に、私立の48.4%に1名以上在籍していた。全在籍児に占める人数の割合は、気になる子どもは4.6%、障害児は1.4%と報告している。

この「気になる子」をどう捉えていかに定義するのかについてはさらに検討が必要であるが、その範囲の中に虐待や二次的な障害を抱えた子どもも含まれる可能性が見えており、「気になる子」への支援が喫緊の課題となっていることがわかる。現在の保育士配置基準において、こうした「気になる子」についての課題が、障害児の受け入れを困難にする要因として関連があるのか否かについて、さらなる検討が必要であると考えられる。

2. 発達障害児の就学における現状と課題

(1) 障害児の就学を取り巻く動向

我が国においては、これまで「障害の種類と程度」に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導という学びの場を整備し、障害のある子どもの教育を充実させてきた。平成14年には、就学基準の見直しが行われ、それとともに医学的な診断（就学基準）に基づいて就学先を定めるだけでなく、小学校等の教育環境を考慮し、就学基準に該当する障害のある子どもであっても認定就学者として小学校等に就学することができるよう、就学手続きの見直しが行われた。また、平成19年には、就学先を決定するに当たっては、保護者からの意見を聴取することになった。このような動きの中で、さらに国際的な障害者施策の動きや国内の法改正等の大きな流れのもと、我が国においても共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システム理念を実現することが重要な課題となった¹⁴⁾。

平成23年の障害者基本法改正を踏まえて、平成25年の学校教育法施行令改正が行われた。この改正では、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校就学も可能」であった旧規定を改め「障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、(特別支援学校か小学校かの) 就学先を決定する」(特別支援学校への就学を原則としない)という仕組みに改められた。「教育支援資料」(平成25年10月)では、「仮に、関係者が連携をしていなかったり、関係機関の存在と機能(支援内容)が保護者に通知されていなかったり、関係機関や担当者によって考え方や対応者異なっていたりすると、保護者がどこに相談に行けばよいのかわからなくなったり、子どもの教育的ニーズについての誤解、保護者が知っておくべき情報の偏りや漏れ、繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感など、様々な問題が生じる要因となる」と記されている¹⁵⁾。

樋口¹⁶⁾は、保護者からの意見聴取については、市町村教育委員会が児童生徒の就学先を決定する前に、十分な時間的余裕をもって行うこと、保護者から聴取した意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないことを強調している。市町村教育委員会においては、計画的に意見聴取の機会を位置づけることが必要であり、保護者自身がどのような意見を表明すればよいか判断できるようにするために、就学先となる可能性のある学校を見学したり、そこで学ぶ児童生徒の成長の様子を聞いたりする機会を設ける必要があると述べている。

大谷¹⁷⁾はこれらの就学システムの変更について、原則分離別学としてあった就学システムを、保護者の意向を尊重しつつとしながらも、障害の程度、学校の受け入れ態勢等を総合的に判断して決められると変更されただけであり、共に学ぶことを原則とすると変更されたわけではないことを危惧している。さらに、就学決定において判断すべき事項として、まずは教育提供者である教育委員会及び学校に合理的配慮を提供する義務が意識されていないことを指摘している。教育委員会はまずは合理的配慮の提供義務を負っているのであり、地域の学校で共に学ぶことを実現するための合理的配慮として、何が必要で何ができるのかについて、保護者と十二分に協議し、合意形成に努めなければならないということであり、合理的配慮を誠実に提供さえすれば、排除制限に正当な理由があるなどという場面は想

定できないのではなからうか、とも述べている。

以上のような経過の中で進められてきたインクルーシブ教育や合理的配慮について、その内容を現場レベルで意識を深め、具体化していくことが今後さらに求められている。

(2) 障害児の就学における課題

石岡ら¹⁸⁾の調査では、就学希望先として地域の小学校への入学を希望している保護者が91.4%と多数を示した。養護学校（現特別支援学校）への希望者は通園施設に在籍している幼児の場合に多いが、理由として「専門的な教育を受けることができる」があげられる一方で「他に適切な就学先がない」という回答もある。また特殊学級（現特別支援学級）に対しては「専門的な教育を受けることができる」と回答したのは少数にとどまり、就学するにあたっての専門性に対する期待度はあまり高くないと示され、保護者が希望先を決定するための判断材料あるいは選択肢が得られるような公的機関の設置等が望まれると指摘している。

上村¹⁹⁾は、「早期からの教育相談」「地域における教育相談」「アセスメントのための教育相談」等の必要性和、これらが現在の教育相談に対する保護者のニーズであるとし、「点による教育相談から線による教育相談」の必要性を示唆しており、今後は各居住地において頻繁で継続的な教育相談体制の構築が必要であるとしている。

一方、小学校における支援は、就学に向けた教育相談などの保護者支援よりも、義務教育開始時の教育の場を選定することに重点が置かれる傾向にあり、これまでの就学指導は、就学時健診の結果を待って実施されるために保護者との面談、相談のための十分な時間が取れず、就学の場について保護者との合意に達するのが困難であり、就学後の相談支援体制は潜在的ニーズに対して不十分であると問題視されている²⁰⁾。

小池²⁰⁾は、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの障害像には連続性があり、特別支援学校と特別支援学級の対象児を明確に分けることはできないと指摘しており、保護者が知りたい情報や必要だと感じている支援が十分に反映されているとはいえない現状であり、小学校が考える就学支援とのずれが存在していると示唆している。

以上のように、保護者が希望先を決定するための判断材料や選択肢となる情報自体が不足していることや、学校における就学相談だけでは保護者との合意に達することが困難であること、早期からの継続した相談体制構築の重要性が明らかになっている。

3. 発達障害児の就園・就学における保護者支援体制の動向と現状

(1) 保護者支援について

a. 早期発見・早期療育に関わって

1歳6か月児健診後、「言葉が遅い」など発達の心配事が具体化され、あるいは保健師からの紹介で、児童発達センターなどの療育施設へとつながる。健診後の親子教室を経て児童発達支援センターの通園を開始する時期に、初めて子どもの障害の診断を受けたり、あるいは初診を受けるが診断告知はされなかったりと、保護者の多くは精神的に不安定である。近藤¹⁾は、初めてわが子の障害に向き合うことになるのが乳幼児期で、障害児同様に保護者も「障害児の親としての人生」の根っこを育成すると述べており、予測していない事態に直

面すればパニックになるのも、不安や怒りにかられるのも当然であり、そうした時期に「少し明るい見通し」が必要だとしている。

この時期に、わが子にあった就園先を決めることや、子どもの状況を就園希望先に伝えることは、精神的な負担が大きいと推測する。筆者が関わった保護者の中には、「わが子の状況を伝えることが入園を拒否されることに繋がるのではないか」という不安から、就園先には伝えないままのケースもある。また、実際に先輩の母親から聞く体験談の中に「障害と伝えたら、入園を拒まれた」という話を聞くことで、障害の診断を伝えないことで入園できるなら伝えたくない、という保護者もいる。障害の早期発見・早期療育が本来の意味を成すためには、こうした状況を診断の告知に関わる専門職は十分に認識する必要があるだろう。

b. 母親の精神的負担への支援

小林ら²¹⁾は、早期からの教育だからこそ、家族全体を包含した支援を考えていかななくてはならないとし、子どもの障害や発達上の問題がたとえ分かったとしても、保護者が孤立し、周囲とのかかわりを閉ざし続けている限り、その子どもへの対応も閉ざされていると言っても過言ではない、と述べている。なかでも母親と子どもの関係性について藤本²²⁾は、「母親としての自己は、我が子のありようと表裏一体のものとして考えることができる」としている。

また、吉野²³⁾が行ったインタビュー調査では、診断を受けたことは育児に対する気持ちを楽にする体験につながっている一方で、悲観的な感情をもつ体験や、子どもの成長発達により、対応を変化させることに困難を感じる体験をしているといった、相反する体験をしていることが明らかとなった。子どもの成長発達に伴って生じる予測可能な問題についての情報やそれらへの時期にあった対応についての情報を母親に提供できる場や、母親が相談できる場の整備などの必要性が示唆されている。

金城²⁴⁾は、発達障害児を支援する専門家が子ども主体に考えすぎることによって保護者に対して「一番の理解者」であることを求めすぎること、発達障害の子どもを育てる保護者は、発達障害のプロではないことを指摘している。

就園を迎える3歳未満の時期について近藤⁵⁾は、一般的には家庭において母親と過ごす子どもが多く、子育ては孤立しやすく、結婚までは乳児と接したことがほとんどないという母親が一人で子どもと向き合うことにはストレスも多い、としている。特に、様々な「育てにくさ」を抱えた子どもの子育ては母親を疲弊させる、と述べている。健康な生活リズムを形成し、親子の間にかげがえのない愛着関係を形成する時期であるが、身体感覚に偏りのある場合には、抱かれることも触れられることも不快に感じてしまう可能性を孕んでおり、乳児期早期に親子を支援することの必要性を強調している。

藤田ら²⁵⁾は、自閉症スペクトラム障害がある子どもの母親が就学前後に認知したソーシャルサポートについて、就学前には受けられていた療育も就学後の療育が減少するため、その補完として同じ障害のある児の母親との交流や情報交換などの場を設けていく必要があることを示し、さらに通級と担任が連携して児の学校生活を手助けしてくれるような教員間の連携が、母親の負担軽減に寄与していることを明らかにしている。

就園や就学を迎える時期の保護者、特に障害をもつわが子との結びつきの強い母親に対し

て、その時期に応じた精神的な支えが必要であること、また周囲の機関が専門性を発揮し、連携を行うことでその負担が軽減されることが示されている。

以上のような母親の精神面への負担を理解したうえで、障害の診断告知から、就園・就学に至る一連の過程における支援を円滑に行うことの重要性が明らかとなっている。

(2) 保護者支援のための機関連携について

a. 就学移行支援ツール

ライフステージに沿った支援方法の一つに、サポートブックの活用が挙げられる。サポートブックは、主に就学前の「障害を見落とさない、放っておかない」取り組みとして開始され、就学の移行支援ツールとしての意義が大きくクローズアップされている。しかし、「母子健康手帳」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」などが混在し、母子保健から高等学校卒業までフォローするものとしての効果が明確でない²⁶⁾。

しかし、保育所から小学校への就学移行期をわたっていく子どもの生活を考える際、保育者がいわば無意識的に行ってきた保育実践の蓄積を、就学先へきちんと伝える必要がある²⁷⁾。そのためのツールとしてのサポートブックの活用の成果事例を明らかにする必要があるだろう。

子吉²⁸⁾の調査では、教育委員会の調査において就学支援シート（東京都）担当者が想定する保護者支援に有効な職種は、保育士が一番多く、続いて児童相談センター、幼稚園教諭と保健師であった。理由として、子どもや保護者と一番かかわりがあるとしている。また、はじめから教育委員会や学校が入ると、保護者が身構えたりトラブルになったりする恐れがあるが、保育士については子どもと向き合う時間が長く、保護者支援をするための子どもの情報量が多く保護者と接する時間も多いため信頼が得られるという結果が出ている。活用のためには、就学支援シートの必要性について説明できることができてこそ、保護者支援に至ると示唆している。一方、調査の中では保健センターと教育委員会がほとんど連絡を取り合うことがない実態が明らかになっている。また、教育委員会への調査の中では「保護者支援は誰が行っていくのか」について「特別支援コーディネーター」の回答が低く、全国的に進められてきた成果としては機能しているとは言い難い現状も明らかになっている。連携・協働の必要性は感じられながらも任命権者の異なる機関の連携についてスムーズでないことが示唆されている。

和田²⁹⁾は2事例の比較検討を通して、通常学級で特別支援を受けることが理想であっても市町村や学校間対応の差があることを指摘する。特別支援学級に在籍すれば適宜個別の指導が受けられるが、通常学級ではクラス担任の力量に任されているため、実際に就学し学習が始まらなると具体的な支援が見えてこないため不安を抱く保護者が多いことを明らかにしている。また、就学先の場所は決めることができても時期的に小学校側の体制や次年度のクラス担任が決定されていないことが多く、子どもの様子を伝えることはできて保護者の側に学校からの具体的な支援の方法を伝えてもらうことが困難であることが多いと指摘している。こうした保護者の不安に対して、サポートシートの活用により、保護者がすべてを一から説明するというような不要な労力を費やさなくてもよくなるとその有効性を示している。

ただし、サポートシートがすべてを解決するのではなく、実際に子どもを中心に関係機関が情報を提供し合い具体的な支援計画を保護者に提示できることが大切であることを示唆している。

茶谷ら³⁰⁾は、東京都と福井県の就学支援シートについての考察の中で、十分な情報を伝えられるだけの用量ではないこと、就学支援の過渡期である現在、関係機関が連携して就学支援シートの作成にかかわる必要があることを指摘している。さらに事例を挙げ、身体の発達機能に応じた取り組み、目標設定やそれに対する取り組みの内容・結果の項目が不足している点を指摘している。また医療側からの視点として、学校の情報は診断、治療、支援にとっても役立つため、さまざまな問題に対応するときに生活全体を考えて教育と協働できればもっと高い効果が得られるとも述べている。

就学移行における支援ツールとして各地で取り組まれているサポートブック、就学支援シートであるが、その必要性をかかわる機関が十分に理解していなくてはならないこと、保護者と信頼関係を構築することが前提であること、サポートブック等は支援ツールの一つとして考え、実際には機関同士あるいは保護者を含めた頻繁な情報共有が望ましいこと、などが明らかとなっている。

b. 専門施設の役割

障害児関連の法制度は2012年度に大きく改正された。「障害種別に分かれていた施設の一元化」をはじめ、障害児施策として初めて放課後活動支援を打ち出した「放課後等デイサービス」、地域で育つ障害児とその周辺児への訪問・巡回型支援である「保育所等訪問支援事業」、障害児支援に初めてケアマネジメント手法を持ち込む「障害児相談支援事業」などが創設された。障害児支援の在り方に関する検討会では、「障害児は『子ども』として児童施策で護られた上に、障害に特化した部分を障害施策で重ねて支援する対象」とし、障害児施設は児童施策の「後方支援」と位置付けられ、障害のある子どもの地域での育ちを「子ども子育て支援」と「障害児支援」の両方から支援していくという国の姿勢を明確に示している⁹⁾。

新たな障害児支援体系の開始から2年たった2014年の調査では、障害児通所支援および相談支援の設置数および利用者は、児童発達支援2,726か所（6.8万人）、放課後等デイサービス4,132か所（7.1万人）と整備が進んできている事業もあるが、保育所等訪問支援は258事業（1,288人）、障害児支援の基盤となるべき障害児相談支援は1,270事業（7,125人）と整備が遅れている⁹⁾。藤林⁸⁾は、すべての子どもの乳幼児期と関われる可能性があるのは療育施設であるとしながらも、現実には「発達支援」「家族支援」にとどまり、「地域支援」と呼ばれる範囲まで機能していない自治体が多いことを指摘している。コーディネートの役割を果たす相談支援員の位置づけも、他の職種との兼務や非常勤であると、その役割を十分に担うことは難しい。

特別支援教育巡回相談や障害児保育巡回相談（以下、巡回相談）は、専門職が地域の幼稚園や保育所及び小中学校など、教育・保育現場を訪問し、特別なニーズをもつ子ども達や保護者の支援に関して、教師や保育士等にアドバイスを行うものである。また、巡回相談は、対象児への個別指導等の「直接的支援」とは異なり、現場の実践上の課題解決の支援を通じ

て対象児の発達支援に寄与する、「間接支援」のひとつに位置づけられる³¹⁾。

森ら³¹⁾はこの巡回相談を行う専門職に対して調査を行い、巡回相談の活用が進まない状況と、保育者に現場の実践に根ざした具体的なアドバイスを行うことの難しさを報告している。報告の中には、保育者が障害を有する在園児の支援について「私たちは素人ですから…」といった類の発言を、度々専門職の前で口にする事が指摘されている。また、急に「〇〇君のお母さんと話してください」と面談が設定され、保護者にわが子の専門施設の利用を“説得する”役割を求められていることを危惧している。

これらの調査から、療育施設などの専門施設が教育・保育現場との協働関係を構築し、保育者の主体的・創造的な実践に貢献するためには、幾多の支援技術やシステム上の課題があることが浮き彫りとなっている。

c. 特別支援学校の役割

「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行により、特別支援学校は学校の専門性や施設・設備を活かし、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努めることとなっている。「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では、特別支援学校のセンターとしての取り組みの具体的内容として、①小・中学校の教員への支援、②特別支援教育等に関する相談・情報提供、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援、④福祉、医療、労働等の関係機関との連絡・調整、⑤小・中学校等の教員に対する研修協力、⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供などが挙げられている。発達障害のある子どもへ早期から支援を開始するためには、気づきから支援を開始するまでの母子への相談支援の体制整備が重要であり、そのためには各市町村の保健センターと保育所・幼稚園が連携を密にするとともに、特別支援学校が、センターとしての機能を活用して、障害児の相談支援の専門機関として早期支援にかかわることもその一つの方法として考えられている³²⁾。

しかしながら、川瀬ら³³⁾によると、保育士側が「学校と連携したい」「学校の様子が知りたいと園が思っているもどのように連絡を取ったらいいのかわからない」「学校への敷居が高い」と思っている実態が明らかとなっている。普通学級であれば、保育士自身の経験から学校生活へのイメージは持ちやすいが、特別支援学校や特別支援学級の様子となるとイメージしにくい部分も多いと指摘する。

井上ら³⁴⁾の調査では、支援地域が50万人以上の特別支援学校は、来校による相談および保育所・幼稚園等への巡回相談ともに少なかった。また地域支援を行う専任教員数が0人の特別支援学校は、専任教員1人以上の特別支援学校と比較して来校相談を行っている割合が低く、保育所・幼稚園への巡回による相談の年間回数も少なかった。人口の多い地域には、発達支援センターや療育センター等が設置されており、特別支援学校以外の資源が機能していることが考えられる一方で、特別支援学校が行っている地域支援について、地域の保護者や保育所・幼稚園、保健・福祉機関に十分周知されていないことが指摘されている。人口が少ない特別支援学校は保健センターと連携している割合や連携会議への参加の割合が高く、支援機関が少ない地域では担当者間が連携を取りやすく、特別支援学校が相談支援に対応できる専門機関の一つとして周知され高いニーズがあると推測されている。

特別支援学校では、地域の保育所・幼稚園を支援する担当として「地域支援部」「地域支援センター」等の分掌を設けている。これについて久保山³⁵⁾は、保育所・幼稚園の保育者にとって、支援の必要な幼児の就学に向けての準備は課題が大きいことを推測したうえで、就学に向けての支援を積極的に活用することで、幼児の姿や適切な支援を伝えていくことができる、このことにより「就学までに〇〇ができるようにしておかなくては」というような焦りを感じる必要はなくなり、就学直前まで幼児らしい遊びや生活を充実させることができるのではないかとしている。

また、2003年に取りまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「学校においては、教職員全体の特別支援教育に対する理解の下に、学校内の協力体制を構築するだけでなく、学校外の関係機関との連携協力が不可欠である」として、コーディネーターの必要性が示された。柘植³⁶⁾は、特別支援学校のコーディネーターはセンター的機能を担うこととなった特別支援学校のキーパーソンであり、一貫した途切れのない支援の提供、幼稚園・保育所・療育施設から小学校・特別支援学校へのスムーズな移行支援は、コーディネーターの重要な業務であるとしている。一方で、コーディネーターが指名されている割合に各都道府県、政令指定都市による大きな差がみられることや、具体的な活躍の真価が問われるようになってきている。

牧野ら³⁷⁾の北海道における実態調査によると、特別支援教育コーディネーターと幼稚園・保育所との関係が十分に深まっているとは言えないという報告がある。これは、特別支援教育コーディネーターの側が、小・中学校すなわち義務教育期を中心に活動を展開しているためと考えられ、今後は就学前の教育的支援にこれまで以上の関心を寄せる必要があると指摘されている。

V. まとめ

本稿では、発達障害児の就園・就学という節目に焦点をあて、障害の早期発見・早期療育からインクルーシブ教育の構築を目指した関係機関の連携にわたり、発達障害児の就園・就学を取り巻く現状と課題について文献レビューを行った。

1. 発達障害児の就園を取り巻く現状と課題

まず、障害児の就園を取り巻く現状については、インテグレーションからインクルージョンへの発展は「場」の問題ではなく個々のニーズに沿った支援を行うことを前提としていること。「場」への適応を障害児に求めるのではなく、幼稚園・保育所、および学校に対して特別なニーズへの配慮が求められていること。それに伴い、障害児の専門施設としての療育施設の役割も変化していることが明らかとなった。

障害児の就園における課題としては、障害児を保育所・幼稚園に受け入れるための支援体制には自治体格差が生じており、加配保育士の配置等は各園の運営上の努力や工夫に委ねられている部分が多いという制度上の問題が挙げられる。

また、療育の専門施設である児童発達支援センターに限らず、幼稚園や保育所においても

障害児に対する支援の専門性が求められている。しかし、保育現場では障害の診断のないいわゆる「気になる子」への対応という課題を抱えており、児童発達支援センター等の療育の専門施設との連携においては十分とはいえない状況である。

幼児期はそもそも確定診断が難しい。そのことを前提にするならば、障害の確定診断の有無にかかわらず、幼児期に個別的な支援を必要とする子どもひとり一人に、その必要とされる支援が行き届くような保育体制でなくてはならない。保育士配置基準、加配保育士の配置基準、および障害児保育の対象を、一定の割合で「気になる子」が在籍しているということをも前提として見直す必要があるのではないだろうか。

2. 発達障害児の就学を取り巻く現状と課題

平成25年の学校教育法施行令改正では、「障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、(特別支援学校か小学校かの)就学先を決定する」という仕組みに改められた。インクルーシブ教育や合理的配慮について、その具体的な内容を現場レベルで意識を深めていくことが今後さらに求められている。

障害児の就学における課題として、保護者が希望先を決定するための判断材料や選択肢となる情報自体が不足していることや、学校における就学相談だけでは保護者との合意に達することが困難であることが明らかになっている。

その子どもにとってより良い環境を考えるにあたって選択肢が限られる場合には、入学後の柔軟な在籍変更への対応や、就学前に利用していた療育施設を就学後も継続的に利用できる仕組みなど、子どもの教育的ニーズに応じて必要とされる選択肢を新たに地域の中に生み出していくことが求められているのではないだろうか。

3. 保護者への支援

就園や就学を迎える時期の保護者、特に障害をもつわが子との結びつきの強い母親に対して、その時期に応じた精神的な支えが必要であること、また周囲の機関が専門性を発揮し、連携を行うことでその負担が軽減されることが示されている。

連携の具体的な方法として、サポートブックや就学支援シート等の就学移行支援ツールの活用、児童発達支援センターおよび特別支援学校を中心とした「地域支援」の拡大などが挙げられている。

保護者に対して就園・就学についての正しい情報を伝えることや、その時々不安や疑問にタイムリーに応えるためには、機関連携を図ることに加えて、保護者との信頼関係の構築が前提となる。そのためには、療育施設から保育所・幼稚園へ、さらに学校へと引き継がれる際には、保護者と築いた信頼関係も引き継ぐ必要があると考える。

引用文献

- 1) 近藤直子 (2015) 『ステキをみつける保育・療育・子育て』 全障研出版
- 2) 堤莊祐、石岡由紀、安藤忠 (2001) 「障害を持つ幼児およびその保護者の就園・就学希望に関する調査Ⅳ」
- 3) 酒井敦子 (2007) 「名古屋市における統合保育の歴史と課題」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』 第8号
- 4) 前原朝子 (2014) 「公立保育園の障害児保育の現状と課題」『季刊福祉労働』
- 5) 近藤直子 (2014) 「乳幼児期の発達保障における保育所・幼稚園の役割」『障害者問題研究』 第42巻第3号
- 6) 渡辺顕一郎、田中尚樹 (2014) 「発達障害児に対する『気になる段階』からの支援－就学前施設における対応困難な実態と対応策の検討－
- 7) 佐藤進 (2014) 「子ども・子育て支援施策としての障害児支援を考える」『季刊福祉労働』 第144号
- 8) 藤林清仁 (2012) 「発達支援センターにおける地域支援について」
- 9) 宮田広善 (2014) 「障害児通園施設の児童発達支援センターへの一元化」『季刊福祉労働』 第144号
- 10) 花井敏男 (2014) 「幼稚園・保育所における訪問支援のあり方」『教育と医学』
- 11) 宮崎明美 (2016) 「保育所等訪問支援事業の現状と課題」『さぽーと』
- 12) 櫻井慶一 (2014) 「保育所での『気になる子』の現状と『子ども・子育て支援新制度』の課題－近年における障害児政策の動向と関連して」
- 13) 原口英之、野呂文行、神山努 (2013) 「保育所における特別な配慮を要する子どもに対する支援の実態と課題－障害の診断の有無による支援の比較－」『障害科学研究』 37、103-114
- 14) 大西孝志 (2013) 「就学相談・就学先決定のあり方についてその1」『初等教育資料』、906
- 15) 三輪善英 (2014) 「教育相談・就学先決定のプロセスについて」『特別支援教育』 No.54
- 16) 樋口一宗 (2013) 「就学相談・就学先決定のあり方について (その2) - 学校教育法施行令の改正」『初等教育資料』 No.907
- 17) 大谷恭子 (2016) 「教育に関する差別と合理的配慮」『ノーマライゼーション』 8月号
- 18) 石岡由紀、堤莊祐、安藤忠 (2001) 「障害を持つ幼児およびその保護者の就園・就学希望に関する調査Ⅳ」
- 19) 上村逸子 (2003) 「障害児教育における教育相談の現状と課題」『大阪教育大学障害児教育研究紀要』 第26号
- 20) 小池純子 (2010) 「就学支援相談」『総合リハビリテーション』 38巻、4号
- 21) 小林倫代、久保山茂樹 (1999) 「障害児の早期からの教育における保護者支援」『国立特殊教育総合研究所研究紀要』 第26巻
- 22) 藤本愉 (2014) 「就学前後における障害児の親の意識変化」『國學院大學北海道短期大学

部紀要』31, 171-192

- 23) 吉野妙子 (2014) 「発達障害児をもつ母親の育児上の体験 - 障害名を告げられてから就学前の時期 -」『小児保健研究』第73巻、第2号
- 24) 金城志麻 (2014) 「就学前の発達障がい児を育てる保護者の理解と支援」『教育と医学』
- 25) 藤田千春、荒木田美香子、今井美保 (2014) 「自閉症スペクトラム障害がある児の母親が就学前後に認知したソーシャルサポート」『国際医療福祉大学学会誌』第19巻2号
- 26) 加瀬進、高森裕子 (2013) 「他職種連携に向けた『サポートブック』の導入と活用実態に関する基礎研究：2011年度市区町村調査を手がかりに」『東京学芸大学紀要、総合教育科学系』64(2)、75-86
- 27) 佐藤智恵 (2013) 「特別な支援が必要な子どもの保育所から小学校への移行に関する研究」『保育学研究』第51巻3号
- 28) 子吉知恵美 (2010) 「就学前の発達障害児の支援体制について - 継続支援のための一考察 -」『石川看護雑誌』Vo.7
- 29) 和田薫 (2009) 「発達障害の子どもを持つ親への就学支援についての一考察：通常クラスへ就学した広汎性発達障害児の実践報告を通して」『教育学論究』創刊号、171-177
- 30) 茶谷和美、西田福美、中川小百合、金森裕治 (2007) 「特別支援教育における就学支援のあり方の一考察」『大阪教育大学障害児教育研究紀要』第30号
- 31) 森正樹、林恵津子 (2012) 「障害児保育巡回相談におけるコンサルテーションの現状と課題 - 幼稚園・保育所における専門職の活動状況から -」『埼玉県大紀』
- 32) 井上和久、井澤信三、井上とも子 (2013) 「特別支援学校のセンター的機能を活用した発達障害児等への早期支援に係る実態調査 - 来校による相談および保育所・幼稚園への巡回相談の状況」『小児保健研究』第72巻、第6号
- 33) 川瀬実咲、吉岡恒生 (2011) 「中～重度の発達障害児における就学前から就学後への移行期に必要な支援第一報 - 4名の発達障害児への継続した関与観察を通しての一考察 -」『愛知教育大学教育臨床センター紀要』創刊号、81-77
- 34) 井上和久、井澤信三 (2015) 「特別支援学校のセンター的機能を活用した発達障害児への早期支援に係る実態調査 - 全国の特別支援学校への質問紙調査結果の分析から -」『小児保健研究』第74巻、第5号
- 35) 久保山茂樹 (2015) 「支援の必要な幼児をみんなで見守り育む：行政支援や周囲とのつながりを活かして」『教育と医学』
- 36) 柘植雅義 (2010) 「特別支援教育コーディネーター」『総合リハビリテーション』38巻4号
- 37) 牧野誠一、二通諭、山田克己、本間譲 (2013) 「特別な対応が必要な子どもに対する機関連携をめぐる諸問題：就学前幼児療育機関と学校教育の連携：その4 過疎地域における幼稚園・保育所と特別支援学校との連携の実情と課題」『札幌学院大学人文学紀要』

原著（論文）

保育所等の食物アレルギー対応に関する研究動向 — 職種間連携と保育者の専門性に着目して —

田村 佳世* 朴 賢晶* 小野内初美* 渡辺 香織*
有尾 正子* 西澤早紀子* 安藤 京子*

Current Study Trends in Guidelines for Food Allergy at Childcare Centers
— Focusing on Interprofessional Work (IPW) and Childcare Workers' Expertise —

Kayo Tamura, Hyun-jung Park, Hatsumi Onouchi, Kaori Watanabe,
Shoko Ario, Sakiko Nishizawa, Kyoko Ando

Abstract

The aim of this study is to review previous studies on food allergy and anaphylaxis guidelines and to gain valuable insights into IPW and childcare workers' expertise.

Recently, children suffering from food allergies are increasing in number recently. We consider the measures to be taken to deal with the issue from the following three viewpoints: (1) how the existing guidelines for food allergy work, (2) what measures we should take to respond to food allergies, and (3) to what extent childcare workers have an awareness of the issue of food allergy.

The results of the present study illustrate the need to consider the following points: (1) the establishment of a system ensuring safety of children with food allergy, (2) the clear understanding and strict implementation of food allergy guidelines, (3) the improvement of the existing curricula and on-the-job trainings to increase the knowledge of food allergy and to cultivate practical skills needed for emergency response, and (4) the manners of giving full consideration to children with allergies and their parents' feelings.

要旨

本研究の目的は、保育所等の食物アレルギー対応に関する先行研究をレビューし、子どもの安全を守る職種間連携と保育者の専門性について知見を得ることである。近年増加する食物アレルギー児に対して、保育の現場ではどのような対応を行っているのか、(1)食物アレルギー

*愛知文教女子短期大学

ギー対応の実態 (2)食物アレルギー対応の方法 (3)食物アレルギー対応に関する保育者の問題意識の3つの視点で概観した。その結果、安全を保障する制度と体制の構築かつガイドライン等の理解及び実施、食物アレルギーに関する知識と危機対応の実践力習得のためのカリキュラム整備や研修の充実、そしてアレルギー対応に伴う子どもや保護者への配慮方法に関する課題が明らかとなった。

Keywords : the guidelines for food allergy, Epinephrine, emergency response, interprofessional work (IPW) , childcare workers' expertise

キーワード：食物アレルギー対応 アドレナリン自己注射薬 危機対応 職種間連携 保育者の専門性

I. はじめに

1. 学校管理下等における食物アレルギーの実態

今日、食物アレルギーを持つ子どもの増加は、特に給食を提供する学校や保育所、幼保連携型認定こども園で様々な問題をもたらしている。過去には、学校管理下における食物アレルギーを原因とする死亡事故は2件発生している。1件目は1988年札幌市立の小学校で6年生男子児童が、アレルギー症状がでるとわかっていたソバを給食で食べ、その後体調不良で下校したものの道中でぜんそく発作が起き、異物誤飲による窒息となり亡くなった事例である¹⁾。この事故をきっかけに食物アレルギーによってアナフィラキシーショック等で命に関わる重大な症状を引き起こすということが広く社会に認識されることとなった。しかし、2012年調布市立の小学校にて小学5年生の女子児童が給食でおかわりをし、除去対応が必要であったアレルゲンを含むチーズ入りチヂミを食べ、体調不良、アナフィラキシーショックにより死亡する事故が起きている²⁾。この学校では、2008年文部科学省監修「学校のアレルギー疾患に対する取組みガイドライン³⁾」に沿って除去対応がされており、女子児童が処方されていたエピペン® (アドレナリン自己注射器:以下エピペン®) の認識も教職員にあったにも関わらず起こってしまった事故である。

2007年「アレルギー疾患に関する調査研究報告書⁴⁾」では、小学生での食物アレルギー有病率は2.6%という報告がある。また、2009年日本保育園保健協会が実施した保育所における食物アレルギーに関する全国調査⁵⁾では、保育所での食物アレルギー有病率は4.9%であり、特に3歳以下では小学校の2倍の有病率があることが報告されている。乳幼児が小学生よりもアレルギー有病率が高い理由の一つとして、食物アレルギーの特徴である成長に伴う寛解によるアレルギー症状の軽減があるためだが、乳幼児期の子どもたちに食物アレルギー疾患がより多くみられるということは、園での給食による初発や予想外の子どもの行動による誤食、小さな体の急な体調の変化による重症化等により、多くの重大なリスクがあるということでもある。

しかし、昨今少子化問題により特に乳児の受け入れ態勢を拡充し、待機児童対策が盛んに行われているなか、このような子どもの命に関わる安全な環境の確保、保障の見直しは

後回しにされているといっても過言ではない。例えば、待機児童対策として期待されている小規模保育や家庭的保育施設は、アレルギー有病率が高いと言われる3歳未満児の受入れ施設であるが、慢性的な保育士不足、少人数での運営等により研修の機会や他施設との情報共有の場も少ないという報告もある⁶⁾。このような量の拡充が優先される保育環境のなかでも、保育所や幼保連携型認定こども園等では、食物アレルギーに関する死亡事故はまだ起きていない。しかし、9割の保育施設で食物アレルギー児が在籍し、5割の保育所で事故が発生しているという報告もあり⁷⁾、保育者の悩みの原因になっていることは容易に想定できる。

2. 食物アレルギー対応の社会的背景

現在保育所等では、2011年厚生労働省より発行された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン⁸⁾」を基にアレルギー対応が行われている。アレルギー対応には食物アレルギー以外にも気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎も含まれ、特にアナフィラキシーショックなど緊急時に対してエピペン[®]を保育者が子どもや保護者に代わって打つことが違法ではないと示されている。また、食物アレルギー対応に関しては、医師の診断に基づく生活管理指導表の提出によって完全除去か解除という対応が示されており、対応の単純化、アレルギー専門医師による定期的な診断による裏付けによって、適切な食事提供と事故予防の方法が明示されている。他には、2016年内閣府発行「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン⁹⁾」には、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等で毎年発生している子どもの死亡事故を受けて、特に睡眠中、プール活動・水遊び、誤嚥（食事中・玩具）、そして食物アレルギーの事故予防が示されている。食物アレルギー事故の原因としては、特に人的エラーに着目しており、人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにすること、そしてそれぞれの場面における人的エラーを減らす方法を共有することが示されている。また、2017年厚生労働省告示保育所保育指針¹⁰⁾においても、第3章健康及び安全の食物アレルギー対応について「アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など安全な環境の整備を整え、看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること」と示されている。つまり、食物アレルギーは子どもの死亡事故につながりかねない要因として、その対応の徹底と職種間連携によって安全管理、危機管理を行うことが保育者の専門性として求められている。

3. 本論の目的

以上の食物アレルギー対応に関する保育現場における現状、社会的背景に基づき、本論では (1)食物アレルギー対応の実態 (2)食物アレルギー対応の方法 (3)食物アレルギー対応に関する保育者の問題意識の3つの視点からレビューする。これらの作業を通して食物アレルギー対応における職種間連携と保育者の専門性についての知見を得、今後の研究課題を明らかにすることを目的とする。

保育者の専門性に関しては、保育所保育指針にあるように養護と教育を一体とした子ど

もへの関り及び子育て支援、保護者支援、そして近年は特に小学校への接続支援においてその資質が求められている。そこで本論では特に職種間連携と保育者の専門性に着目して検討を試みる。

また食物アレルギーに関する先行研究においては、先に述べたような社会的動向に伴い、多くの調査、報告、研究が行われてきている。例えば、論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報を検索できるデータベース・サービス「CiNii」でキーワード「食物アレルギー」を検索すると4565件該当する。その内訳は子どもだけではなく成人対象のもの、医療分野も多く含まれている。そこで、アレルギー有病率の高い乳幼児と、給食を提供する場として保育所等での対応に関する研究を対象とするため「保育and食物アレルギー対応」のキーワードで検索をすると34件が該当した。さらに、一定の基準に従った対応、知見を得るために「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が発行された2011年以降の日本国内の学術論文を本論の目的に照らし合わせ該当する先行研究を選別し、レビューする。

II. 食物アレルギー対応に関する職種間連携と保育者の専門性

1. 食物アレルギー対応の実態

先ず、CiNiiで「保育and食物アレルギー対応」のキーワードで論文を検索すると(2018.12.20現在)、「弘前市内の幼稚園・保育所の給食における食物アレルギー対応の実態について¹¹⁾」、「埼玉県内保育施設の食物アレルギー対応の現状と専門職への支援の検討¹²⁾」、「横浜市内幼稚園・保育所における食物アレルギー児への対応の実態¹³⁾」など特定の地域における実態調査が行われていることが特徴として見られた。その理由は、福士ら¹⁴⁾では埼玉県内は、小中学校では給食センターで調理、メニュー等を一括管理するところが多い一方、保育所等では個々の施設で調理する園がほとんどであるため、より食物アレルギー対応が困難であると推察し、横浜市内の幼稚園・保育所を対象に調査を行ったとしている。また、坂本¹⁵⁾は、誤食事例を踏まえた誤配食、誤食を防止するためには、横浜市内の現状を踏まえた施設や配食システムの改善、発症時の緊急対応など地域単位での職種間連携の環境整備の必要性があると述べている。つまり、保育所等における食物アレルギー対応の実態は、給食の提供、管理実態や各自治体等の体制環境等、その地域性とニーズを把握した調査、研究が必要であることが推察される。それらを踏まえた上で、福士ら¹⁶⁾は「給食調理担当の資格状況」「生活管理指導票の提出の有無」「アレルギー対応の窓口担当者」「給食のアレルギー対応の仕方」「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの活用」について調査している。その結果、特に注目したいのは、弘前市内の保育所では、生活管理指導票の提出を義務付けている園が77.3%あり、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を73.3%の園が活用しているという結果である。しかし、本来なら除去対応の単純化を目的としてアレルギー対応は完全除去か解除という指針が「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」では示されているが、保護者の要望から幼児のアレルギーの状況によっては、例えば「卵そのものはだめだがフライなどのつなぎは可としている」などの園もあるという実態も述べている。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

が発行される以前では、そのような個別対応が各園で行われていたが、食物アレルギー疾患を持つ乳幼児の増加と誤配、誤食事故の報告により、対応が見直されてきた経由があるにもかかわらず、保育現場の実態としては、子ども一人ひとりの状況や家庭環境等が異なる中、一律の対応をすることに困難さを感じている保育者の本音が垣間見られる。

また、本田ら¹⁷⁾は近年の食物アレルギー疾患を持つ子どもの増加に伴い、保育施設や学校管理下での食物アレルギー対策の取組みが進んでいることを評価している。その一方で、認可または認可外の小規模保育施設（定員6人以上19人以下）、家庭的保育施設（定員5人以下）では、地方自治体等が開催する講習会への参加率の低さを指摘している。また、それらの施設の預り対象児である乳児期のアレルギー有病率が高いことを鑑みると、そのような施設への教育、支援が必要であると述べている。そして実態調査の結果、回答者の半数以上が食物アレルギー児の対応を行っており、誤配、誤食事故経験に関してはヒヤリハット経験も含めると68%がヒヤリ経験または事故の経験があるとう結果が示されている。さらに、保育者等の食物アレルギー講習会への未受講の理由については「時間がない」「講習の機会が少ない」「講習会に対する情報不足」等が挙げられている。

このように、保育所等における食物アレルギー対応に関する実態調査では、地域性を踏まえて上で、「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」や自治体等による研修会を踏まえた対応が実施されている結果が示された。一方で、小規模園や園児一人ひとりという、より詳細な実態においては、ガイドライン等に示されるような対応が困難な課題があった。

2. 食物アレルギー対応の方法

坂本¹⁸⁾は、名古屋市の学校・保育所給食における食物アレルギー対応について次のように示している。名古屋市では2014年から「食物アレルギー対応の手引き」（名古屋市教育委員会）を公表し、まず学校ごとに「食物アレルギー対応委員会」の設立と、「アレルギー緊急時対応マニュアル」を定め教職員全体への周知と緊急時対応への備えを強化した。また給食除去対応は、医師の診断の下「学校生活管理指導票」の提出を求め、除去食は「除去食」「副食の除去」「単品の除去」「副食の一部取り除き」などパターン化した対応をすることや、重篤なアレルギー症状を引き起こすとされる食材を献立から除いたり、少なくするなど、給食提供のあり方として安全性の高さを優先しているということが述べられている。また、食物アレルギー対応の課題としては、新たな食物アレルギー対応による給食業務の過重な負担、日本アレルギー学会専門医の不足、教職員及び児童、保護者へのエビペン[®]の正しい使用方法の普及を述べている。

諸岡¹⁹⁾は制度に着目し、児童福祉施設最低基準には管理栄養士や栄養士の配置が特に求められていないことを指摘している。例えば、保育所や幼保連携型認定こども園では、保護者の就労等を支援するため原則給食の提供が義務付けられている²⁰⁾。そのため、保育所保育指針では「体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけの医師等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。²¹⁾」と専門的立場として栄養士と言う職種が示されているが、基準としては定められていないことに

なる。また、保育所等では各家庭の様々なニーズに合わせて保育を行っている。そのため、子どもに関わる保育者等は担任以外にもパート保育者や保育看護師、給食担当者など園の職員が連携し、子どもの保育を行うために「保育士は」ではなく「保育士等は」と保育所保育指針では多く示されているため、職員間での職種間連携は欠かせない。そのため、「各専門性を生かした対応」が非常に重要であることが明らかではあるが、実情は栄養士、管理栄養士や保育看護師として准看護師、看護師資格を有する人材の確保は不十分のため、あらゆる知識、責任は保育者任せ、担任任せになりその負担は大きい。厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」のみでは現場の実情に合わない部分も多々あり、園独自のマニュアル、地域の医療の実情に照らし合わせた、自治体等のガイドラインの作成・活用の必要性を示している。

一方阿久澤ら²²⁾は、日本より数十年前からアドレナリン自己注射薬を使用し、School Nurse (学校看護師) による定期的な教育・訓練プログラムが履行されるなど先進的な取り組みが行われている欧米諸国におけるアレルギー対応能力についてまとめている。それによると、アナフィラキシーに関する予防と管理のための法律が制定されている州の学校職員や保護者は、法律が制定されていない州と比較して、アナフィラキシー対応の知識や対応が高いことが示されている。また、シカゴの公立学校では学校看護師にアドレナリン自己注射薬の管理をする権限や投与の訓練等の訓練プログラムを履行する権限を与えているという。それにより、学校看護師が専門性を生かしたキーパーソンとなり、州、市単位のガイドラインや指針の作成が進んでいる事例が紹介されている。一方で、日本同様に学校や保育施設間での格差もあり、看護師や保健師といった専門的な知識や経験のある人材の配置について国等の関係機関に働きかける必要性を示している。

自治体等の対応方針の有無については諸岡²³⁾も自園の食物アレルギー対応の満足度を問う質問調査のCS分析において改善度の1位は「自治体の対応対策」、2位は「保護者との対応」であると明らかにしている。特に保護者との対応においては、医療機関の診断の差や、保護者とのやり取りに困難さを感じているため、自治体での基準が具体的に示されると園としても対応しやすいという見解を挙げている。

このように食物アレルギー対応においては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に基づき、各自治体及び園で独自の手引き、マニュアル作成を行い、アレルギー対応の一斉整備を行うことは、個々対応によって生じていた繁雑さが解消される一手段であると言える。また、そのキーパーソンとして食では栄養士や管理栄養士、危機対応では看護師や保健師といった専門性を生かした人材が各施設等に配置され、情報提供、定期的な訓練の実施、行政へのフィードバックの窓口となる体制の有益性も捉えることができる。

3. 食物アレルギー対応に関する保育者の問題意識

田中ら²⁴⁾は食物アレルギーに限らず食の安全という広義において保育者の問題意識を明らかにしている。その結果、食物アレルギーに関する保育者の関心の高さは他の選択項目の汚染物質、食品添加物、有害微生物(細菌、ウイルスの食中毒)よりも高い結果を示していた。しかしながら食物アレルギーについての意識と知識についてのリスク分析能力の結果では、アレルギー食品について正しく理解している割合は8.7%と少ない結果とな

っている。さらに、食の安全性の問題（課題）に関する自由記述では食物アレルギーに関する記述が一番多くみられた。その具体的な内容は、「除去食の配膳時、喫食時の注意」、「給食室との連携」、「家庭との連携」、「食物アレルギー児の気持ちへの配慮」が挙げられている。この結果で特に注目したいのは、「食物アレルギー児の気持ちへの配慮」に問題意識があることである。充実した遊びと生活をして過ごし子どもに寄り添って考える保育者の姿勢は、保育の安全確保や連携の大切さと並んで欠かせない要素である。

また中島ら²⁵⁾は、食物アレルギーの対応において、特に事故発生時の迅速な救急対応が求められる保育者の負担や不安に着目をして、保育者の食物アレルギー児への対応において困っていることや課題に感じていることを明らかにしている。その結果、食物アレルギー児への対応では91.2%が「医師からの診断書・生活管理指導表を用いて把握している」というガイドラインに沿った対応をしていることや、園においての情報共有の機会においては68.7%で「定期的な会議で情報共有している」あり、スタッフ間での情報共有・交換において80.3%で「十分にされている」という結果が示されている。一方で、アレルギー児への除去食の提供や誤食予防対策における難しさ、保護者の考えに配慮した対応の難しさ、対応の複雑さに負担感、アレルギーに関する知識・経験の不足に関する不安等が、各施設や保育者が食物アレルギー児やそれに付随する対応において抱えている課題、不安として明らかにしている。食物アレルギー対応の体制が整えられ実践されている状況においても、保育者の感じる不安感、困難感があることが推察される。

一方で阿久澤ら²⁶⁾は保育看護者のアナフィラキシー対応に関する困難感を明らかにしている。その結果によると、①職員全体の緊急時の対応力に対する不安 ②緊急時の対応を担う負担感 ③緊急時対応のための体制が不十分 ④保護者・医師と園との対応方針の相違の4つが、保育看護者が感じているアナフィラキシーショック発生時の対応に関して、困難だと認識している内容として示している。保育看護者が指摘する①職員全体の緊急時の対応力に対する不安においては、中島ら²⁷⁾が示す保育者が自ら感じているアレルギーに関する知識・経験不足とも関連する結果とも推察できる。

食物アレルギー対応に関する保育者の問題意識では、保育者は食物アレルギーが子どもの命に関わる重大な原因となり得ることを十分に認識しており、ガイドライン等に従った一定の基準における体制ができつつあることが明らかとなった。一方で、保育施設や保育者個々が抱える不安や困難感は、自分自身の知識や経験不足、責任の重圧と共に職員、保護者、専門機関との職種間連携における困難感があることが示された。さらに、保育者として除去対応をする子どもの気持ちに寄り添った保育内容に関する視点は、保育者の専門性としても重要である。

Ⅲ. おわりに

1. 食物アレルギー対応の職種間連携と保育者の専門性とは

以上、本論では保育所等における食物アレルギー対応に関する職種間連携と保育者の専門性に関する研究について (1)食物アレルギー対応の実態 (2)食物アレルギー対応の方

法 (3)食物アレルギー対応に関する保育者の問題意識の視点から概観した。これらの先行研究のレビューを踏まえて、以下では食物アレルギー対応に関する職種間連携と保育者の専門性について整理する。

まず一つ目は、安全を保障する制度と体制の見直しかつその理解及び実施をすることである。保育所等は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の理解に基づき、自治体及び園の実情に合わせたマニュアル、手引きを作成し、職種間の共通認識の手段とし、危機対応の体制を整えることが必須である。マニュアルの作成というのは非常に手間と時間のかかる作業ではあるが、園独自のマニュアルを作成するということは、その作成過程に重要な意味を持つと言える。つまり、保育者、保育看護師、給食担当者など、職員それぞれに感じている不安やヒヤリハット経験等を共有できるため、職種間連携においても重要な意味を持つ。そして毎年の見直しを行うことで、新しい職員に対してもそれまでの取組みや事例を共有でき、再発のリスク軽減につながる。また、保護者対応に関して困難感を高く示していた結果²⁸⁾の解決の一つとしても、マニュアルや手引きを安全のための決まりとし示すことで、保護者へ伝えやすく、また園の信頼にもつながることが期待される。

二つ目は食物アレルギーに関する知識と危機対応の実践力の充実である。本論でレビューした先行研究の研究目的として見られた傾向に、本田ら²⁹⁾のように養成校でのカリキュラム整備や、諸岡³⁰⁾のような現任者への支援の方向性を検討することがある。保育者養成校では、「子どもの健康と安全」や「子どもの食と栄養」等の科目において食物アレルギーに触れるが、田中ら³¹⁾によると食物アレルギーについて学んだ割合は保育士資格取得時で10%、保育園に勤務後で27%に過ぎないことが示されている。それ故、保育者の食物アレルギー対応に関する不安や困難感は深刻である。特に新卒者のように食物アレルギーに関する知識も経験も十分ないような場合、危険に気付くことは困難である。また、現任者に対しては、2017年より「保育士等キャリアアップ研修³²⁾」が実施されるようになり、その研修分野の一つに「食育・アレルギー対応」が組み込まれている。このような定期的な研修を通し、新しく正しい情報を知識として収集し、またエピペン[®]の使用、一次救命等の危機対応の実践力も繰り返し実施することが望まれる。

三つ目はアレルギー対応に伴う子どもや保護者への配慮である。本論で検討した先行研究において、田中ら³³⁾は保育者の困難感において除去対応をする子どもへの配慮という項目を挙げているが、除去する子どもや普通食の子ども、そして保護者への心情的な配慮の視点で具体的に検討した研究には当たれなかった。例えば、発達障害などの配慮を要する子どもへの援助や未就園児家族への子育て支援、保護者支援に対しての研究は、各分野で研究されている。しかし、本論でレビューした先行研究及び参考文献において、食物アレルギー対応を保育内容や保育者の専門性の視点で保育学として扱っている研究は検索できなかった。先行研究の多くは、医学、看護、栄養分野での研究であり、クラスの友達と同じものを食べられない子どもへの寄り添い方、それを近くで見る子どもへの納得できる説明の仕方、またはアレルギー疾患をもつ子どもの保護者の悩みに対する支援方法、園全体での保護者へのアレルギー対応への啓蒙活動等には触れられていない。それらはまさに保育者の専門性といえるべき配慮、寄り添い、指導の分野である。安全のために我慢をさ

せるではなく、アレルギーのある子どもも、ない子どもも共に安心して、心地よく生活ができ、主体的に活動できるための環境を考えていくことが保育者としての役割ではないかと考える。

2. 今後の課題

第一に現状を踏まえた法と職員体制の見直しである。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が発行され7年が経過する。その間には乳幼児のアレルギー疾患の傾向や診断、治療方法、そして幼保連携型認定こども園、乳児専門の小規模保育、家庭的保育施設の増設など保育環境も変化してきている。各自治体、園でのマニュアル、手引きの作成ももちろんだが、まずは国として指針を見直す必要がある。そして、職員体制としては、食の専門家としてアレルギーにも知識ある栄養士の配置、エピペン[®]等危機対応を指示できる保育看護師の配置基準は早急に望まれる。そのためには、各地域での実態調査に加え全国的な調査、研究の継続が必要になってくると考える。

第二に養成校でのカリキュラム整備である。2019年度入学者から幼稚園教諭及び保育士養成課程で新カリキュラムが導入される。しかし保育者養成課程における食物アレルギー教育は食、健康、安全、保育内容、保護者対応等、対象分野は多岐にわたる。そのため、体系だった教育の質の確保には疑問が残る。例えばアレルギー症状を持つ子どもの入園相談にきた保護者対応において、離乳食の除去食、代替え食材、エピペン[®]や処方薬の管理、アレルギー症状の判断と処置の説明に必要な知識は誰に学び、どこで実践を積みよいのであろうか。これらの知識、実践力は着任してすぐ必要となる力であるが、その教育内容は養成校または教員次第である。また、現任保育者においては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が発行される以前の中堅以上の保育者は、養成校での教育も十分でなかった時代のため、自主的な研修や勉強が必要になっている。そのため園全体の共通認識や危機感、職種間連携においても課題があると推察される。よって、乳幼児期における食物アレルギー対応に特化した科目やテキストの作成により、専門家が身近にいなくても一定の教育の質が行える教育環境の整備が課題である。

第三に保育内容としての食物アレルギー対応の研究である。保育者として除去食に関する子どもの不満や不安をどう受け止めるか、また再発リスクを防ぐ小学校への接続支援、医療機関等の専門機関との情報共有、不安を抱える保護者対応など保育者としての役割は大きい。そのため、食物アレルギー対応は、それぞれの専門をいかした職種連携が必須であり、保育の質の向上、キャリアパスとして保育者の成長プロセスにおいても研究の価値は大いにある。

引用文献

- 1) 札幌地判1992年3月30日(平成元年(ワ)第951号)
- 2) 調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会(2013)「調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書」1-83
- 3) 文部科学省監修(2008)「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
- 4) 公益財団法人日本学校保健会(2007)「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」
- 5) 日本保育園保健協議会(2009)「保育所における食物アレルギーに関する全国調査」
- 6) 本田真理・西川貴子・佐伯志保里(2017)「小規模保育や家庭的保育における食物アレルギー対応および食物アレルギー講習会に関する実態調査」『神戸女子短期大学論攷』62,27-35.
- 7) 中部管区行政評価局(2015)「乳幼児の食物アレルギー対策に関する実態調査」
- 8) 厚生労働省(2011)「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」
- 9) 内閣府(2016)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」
- 10) 厚生労働省(2017)「保育所保育指針」
- 11) 福士 章子, 諸岡 みどり(2018)「弘前市内の幼稚園・保育所の給食における食物アレルギー対応の実態について」東北女子大学・東北女子短期大学紀要 56, 100-104
- 12) 坂本 めぐみ(2015)「埼玉県内保育施設の食物アレルギー対応の現状と専門職への支援の検討」玉県立大学紀要 17, 51-57
- 13) 小張 真吾・磯崎 淳・山崎 真弓・田中 晶・安藤 枝里子・中村 陽一(2016)「横浜市内幼稚園・保育所における食物アレルギー児への対応の実態」日本小児アレルギー学会誌 30(2), 155-163
- 14) 前掲11 福士
- 15) 前掲12 坂本
- 16) 前掲11 福士
- 17) 本田 まり・西川 貴子・佐伯 志保里(2017)「小規模保育や家庭的保育における食物アレルギー対応および食物アレルギー講習会に関する実態調査」論攷：神戸女子短期大学紀要 62, 27-35
- 18) 坂本 龍雄(2015)「学校・保育所における食物アレルギー対応の進展と今後の社会的対応のあり方」社会医学研究：日本社会医学会機関誌 32(1), 13-20
- 19) 諸岡 みどり(2018)「A市の保育所給食における食物アレルギー患児への対応について」東北女子大学・東北女子短期大学紀要 56, 75-82
- 20) 厚生労働省(改正2017)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(保育所の設備の基準の特例)第三十二条の二
- 21) 厚生労働省「保育所保育指針」第3章 健康及び安全 2 食育の推進(2) 食育の環境の整備等ウ
- 22) 阿久澤 智恵子・金泉 志保美・青柳 千春・佐光 恵子(2016)「食物アレルギー起因のア

ナフィラキシーに対する保育職員・学校職員・保護者の対応能力の現状－システムティック・レビュー－」小児保健研究 75(2), 165-175

23) 前掲19 諸岡

24) 田中 恵子・森 美奈子・中島 千恵・平岡 孝子・坂本 裕子 (2012)「保育士の食の安全に関わる問題認識」京都文教短期大学研究紀要 51, 19-29

25) 中島 怜子, 柴田 真由子 (2017)「保育園における食物アレルギー児への対応と保育士の認識－保育士が抱える困難感－」豊橋創造大学紀要 (21), 71-80

26) 阿久澤 智恵子・金泉 志保美・青柳 千春・佐光 恵子 (2016)「食物アレルギー起因のアナフィラキシー対応に対する保育所看護職者が認識する困難感」日本小児看護学会誌 25 (3), 1-8

27) 前掲25中島

28) 前掲19諸岡

29) 前掲6 本田

30) 前掲19諸岡

31) 前掲24田中

32) 厚生労働省 (2017)「保育士等のキャリアアップ研修ガイドライン」

33) 前掲24田中

原著（論文）

ICFの環境因子の観点から見た母子生活支援施設に入所する 母の子育ての困難さ及び社会参加の制限に関する研究

仲森みどり

A Study of Mothers Who are Admitted into a Maternal and Child Living Support Facility and Caught in a Dilemma between their Desire to Participate in Society and to Meet the Burdens of Childrearing from the Standpoint of Environmental Factors Evaluated by the International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF).

Midori Nakamori

Abstract

In this study, we conducted a questionnaire survey to the staff of a maternal and child living support facility in the A city. It is often pointed out that mothers and children admitted in the facility usually feel psychological pressure or stress stemming from a wide range of complex factors. Considering from the view point of the ICF, it is revealed that a variety of factors could prevent them from participating in social activities. Hence, we made a further study based on previous data as well as the results of the survey this time.

要旨

本研究では、A市にある母子生活支援施設の職員にアンケート調査を行った。母子生活支援施設に入所している母子は、複合的な要因から心理的な負担感や困難さを抱えていることが指摘されている。

ICFの観点から見た場合、様々な要因から社会参加の制限がかかってくるということが考えられ、過去からの文献及び今回のアンケート調査を基に検討した。

Keywords : maternal and child living support facilities, the National Council of Institution for Single Mothers with Children, the International Classification of Functioning, Disability and Health, environmental factors

キーワード：母子生活支援施設 ICF 環境因子 社会参加 母子支援

I. はじめに

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に規定された児童福祉施設であり、様々な状況下に置かれている母子が入所している。配偶者からの暴力被害、未婚女性、離婚、障害、借金などから入所しており、配偶者のいない育児困難な母子が保護され入所している。母子に対する支援においては、母子支援員、少年指導員を配置し、母親、子ども各々への個別的な支援、さらに母子関係の調整等、関係性に着目した支援を行ってきたところであり、できる限り母子分離を避け、母子がともに地域での自立した生活をおくることを目標にしている。

全国母子生活支援施設協議会が行った母子生活支援施設の実態調査、2007（平成19）年度『全国母子生活支援施設実態調査報告書』では、母子生活支援施設に入所された世帯のうち、48.7%の世帯が、「夫などの暴力」を主な理由として入所している。平成26年度、全国母子生活支援施設協議会実態調査の報告書（2015）でも2007（平成19）年の報告と同様、入所理由は「夫などの暴力」が増加し続けており、約半数（50.6%）を占めている。「児童虐待」による入所も増加傾向にある。その一方、「経済的事情」や「住宅事情」による入所は減少している¹⁰⁾。

DVは人間としての尊厳を根こそぎ奪い取る。母は夫の暴力から逃げるができない無力感、子どもたちに暴力を受けている自分をさらけ出していることの屈辱感、子どもを守ることができない罪悪感等、徐々に自信をなくし自己評価も低くなる。入所後暴力から逃れてきたことにほっとしながらも、そこから自分自身をとり戻す長い旅の始まりでもある。暴力被害者の自己肯定感の回復には、心理的な支援とともに、職員が理解してくれる大人として生活の場で寄り添うことが不可欠である。自己評価の低さを等身大の自分へととり戻す日々の営みが、回復への道のりである。また、障害者手帳保有及び障害者手帳取得の可能性のある母親も増加し、利用者の約3割を占めていることが明らかとなっている⁴⁾。岩田(2007)の研究でもDV被害者、精神・知的障害を伴う者、さらに実家の家族の援助が望めないシングルマザーの利用が多く、援助の独自性を有すると述べている¹⁾。

近年の母子生活支援施設の実情や現状を踏まえ、母子生活支援施設に求められるニーズ、役割や専門性等について検討した研究はいくつかある。兜森ら（2008）は、発達障害等の子どもの困難な課題に焦点を当て、利用者の現状と支援内容を把握し、母子生活支援施設の機能強化の方向性を探ることを目的とし、アンケート調査とヒアリング調査を行なっている。その結果、困難な問題を抱えた母子の利用が増加しており、そのような母子に対する個別支援、母子の関係調整等、多様な支援が展開されていることを明らかにした²⁾。

筆者自身も母子生活支援施設で非常勤職員として、勤務をしていた経験があるが、母親に何らかの障害や疾患があるケースが多く見受けられた。また、子どもにも障害がある場合もあり、入所してから療育手帳を取得することもあった。このように、困難な課題を抱える利用者が今なお増加し続けており、多岐にわたって、専門性の高い支援が求められている。

以上のことから、ICFの視点から見た場合、母子生活支援施設で生活をする母子は、社会参加に制限がかかっていると考える。ICFの視座は主に障害の捉え方及び概念として用いられるが、母子生活支援施設に入所する母子も何らかの障害がある場合があり、また障害が無い

場合でも複合的な理由により、生活困難を抱えており、ICFの視座の概念は重要であると考えられる。ICFとは、2001年にWHO（世界保健機構）が提唱した、国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health）の略称である³⁾。ICFの視座は、障害を個人の問題とするのではなく、環境因子（自然環境、社会環境、物理的環境、人的環境）との関係でとらえるということである⁹⁾。

ICFでは「環境因子」は「人々が生活し、人生を送っている物的な環境や社会的環境、人々の社会的な態度による環境を構成する因子のことである」と定義される³⁾。その特徴として「この因子は個人の外部にあり、その人の社会の一員としての実行状況、その人の課題遂行能力、またはその人の心身機能・構造に対して、肯定的な影響または否定的な影響を及ぼしうる」と説明される。つまり環境因子には物理的・社会的・態度的なすべての環境が含まれ、生活機能と障害の3次元すべてに影響し、その影響にはプラスとマイナスの両方があるとす。なお、性別や年齢などの「個人因子」とともに、「環境因子」は「背景因子」を構成するとされる。

II. 目的

ICFの視座は障害により社会参加に制限がかかることを個人の問題とするのではなく、環境因子（自然環境、社会環境、物理的環境、人的環境）との関係でとらえるということである⁹⁾。「障害には、機能障害だけでなく、社会に参加できないために起きてくる二次的な障害があり、それは、その国の環境因子やその人の個人因子に大きな影響を受ける、このような障害の捉え方をモデルとして、環境因子に着眼したケアの在り方が注目されている」とある⁷⁾。

昨今は、母子生活支援施設に入所する母子は配偶者からのDVにより入所することが最も多いということはわかっていたが、母親もしくは子に障害があることも先行研究にて明らかにされてきている。また、入所する母親自身の母子及び親子関係や親の代から課題があり、近親者からの協力が得られない環境下に置かれている場合が多く、入所する理由は複合的である。

ICFの視座は主に障害がある場合に用いられるが、母子生活支援施設に入所する母子も何らかの障害がある場合があり、障害が無い場合でも複合的な生活困難を抱えており、ICFの視座の概念は重要であると考えられる。精神的な疾患から就職も難しい場合や、子どもの学校行事にも参加出来ないという重篤な場合もある。母子生活支援施設に入所する母子は様々な理由により社会へのつながりや社会参加への制限がかかっているということが推測される。ICFの環境因子の観点から母子生活支援施設に入所する母の子育ての困難さ及び社会参加の制限に関する研究は見当たらない。

施設職員はどのような時に母子のストレスを見出し、どのような支援が必要なのかということを検討した。

Ⅲ. 方法

方法1 母子生活支援施設職員へのアンケート調査

1. 調査時期

2018年9月下旬～10月上旬

2. 調査協力者

対象者は、A市にある母子生活支援施設の職員4名である。

今現在、勤務している母子生活支援施設での年数、半年が1名、2年が1名、14年が1名、15年が1名。他の母子生活支援施設で勤務していた経験は0名。

職員の年齢は、23歳2名、58歳1名、59歳1名。男性が1名、女性3名。4名中、4名が正規職員として勤務。

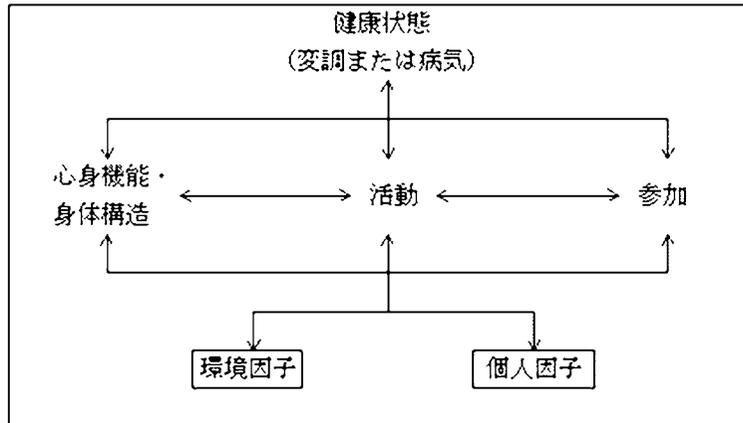
職種が母子支援員と保育士を兼務している職員が1名、母子支援員が2名。少年指導員が1名である。

アンケート調査を実施するにあたり、事前に施設長に承諾を得て、目的及び倫理的配慮に関して口頭と文章にて説明し、職員の協力を得た。本研究は、愛知文教女子短期大学研究倫理委員会の承認を受けて、質問紙調査を実施した。

3. 調査項目の概要

- (1) 勤務年数 (今現在勤務していた母子生活支援施設での年数)
- (2) 勤務年数 (他の母子生活支援施設で勤務していた年数を含めて)
- (3) 年齢
- (4) 勤務形態 正規職員、嘱託職員、非常勤職員 (○をつける)
- (5) 職種 母子支援員、保育士、少年指導員、児童厚生員、その他
(兼務の場合は当てはまるものに○をつける)
- (6) 性別
- (7) 今まで勤務してきた経験として、母子の入所する理由として何が一番多いか。
(7～15の質問は自由記述回答)
- (8) 母親の子どもへの関わり方や感情はどのように見えるか、又は感じるか。
- (9) 子どもの母親への関わり方や感情はどのように見えるか、又は感じるか。
- (10) 母親のストレスをどのような時に見出すか。
- (11) 今現在、母子支援をしていく上で難しいと思うことは何か。
- (12) 母子支援をしていく上で難しかったこと、困ったことは何か。
- (13) 母子生活支援施設で勤務されてきた中で嬉しかったことや良かったと思うことは何か。
- (14) 母子への支援をしていく上で大切にしていることは何か。
- (15) (母子の) 自立とはどのようなことを自立と考えるか。

図1 ICFの構成要素間の相互作用



国際生活機能分類の生活機能構造モデル

厚生労働省ホームページより引用³⁾

IV. 結果

1. 母子生活支援施設職員へのアンケート調査結果

表1 今まで勤務してきた経験として、母子の入所する理由として何が一番多いか

対象① 配偶者からの暴力が多いと思います。入所後、生活をしていくうえで、最近では、母親の心身の不安定、子どもへのネグレクトが多くなってきたと思います。
対象② 母の精神的な不安定のケースが最近ふえています。その原因としては配偶者のDVや親のかかわり方の不適切なケースが多いと思います。その意見も含めて、一番多いと聞かれば暴力（DV）だと感じます。
対象③ 配偶者からの暴力
対象④ 配偶者からの暴力が一番多いと思います。

(記述通りに記載、表2～表9も同様)

表2 母親の子どもへの関わり方や感情はどのように見えるか、又は感じるか

<p>対象① 無関心ではない。子どもの事は大切に思っているが、母子で生活しているのに、いっばいのところがあり、なかなか子どもの方に目が向かないこともある。精神的に不安定で、愛情を持って、子育てできないこともある。</p>
<p>対象② 決して無関心というわけではないですが、生活のために子どもがおきざりに（精神的に）されたりするケースが見られます。中には、子どもに対して嫌悪感をいだいているのではと思われる母も見られます。母自身が親から適切な愛情を込めた接し方をされていないので、接し方、関わり方がわからないのでは感じます。</p>
<p>対象③ 子どもの学校行事を忘れていたり、すぐ病院に連れていかなかったり子どもに対し無関心な母親が多いと感じる。</p>
<p>対象④ 「子どものことが1番」と言いつつも、子どもにかける言葉がきつかったり、無関心とまではいかないとも、少しほったらかしのように見える母がいます。母は母なりの愛情をもっているのではないかと思います。見ている方からすると伝わりづらく、子どもにも届いているかどうかは疑問に感じるどころです。</p>

表3 子どもの母親への関わり方や感情はどのように見えるか、又は感じるか

<p>対象① 子どもがある程度の年齢になってくると、自分の思いを理解してもらえなかったり、ゆっくり話を聞いてもらえず、いつの間にか、母に言っても無駄と感じている子どももいる。家での母子、兄弟姉妹関係が悪く、居場所がなかったり、居ごちが悪いと感じている子どももいる。</p>
<p>対象② 年齢にもよりますが、基本的には母が大好きで愛情にうえています。けれど年齢が上がるにつれ（2）のような状況の母に対して、愛情がほしいが故に反発したり、離れていったりするという感じます。</p>
<p>対象③ 母親に関心を持ってほしい気持ちが子どもの発言や行動から見られるが、いまいち満たされないように感じる。</p>
<p>対象④ 質問（2）の家庭の子どもは、母との関わりを求めているように感じます。しかし、「どうせ、お母さん〇〇だから」など、あきらめのような言葉が子どもの口から聞かれます。今は母を嫌がることはないですが、年齢がさらに上がると嫌がったり無関心になったりすることもあるのではないかと思います。</p>

表4 母親のストレスをどのような時に見出すか

対象① 不安や不満を乗り越えた時。職場での人間関係等、話を聴き、相談を受けていたが、不安や不満が少しずつ変わり、やるしかないと思える様になり、行動に移せた時。
対象② 意味がちがうかもしれませんが、一番に感じるのは、自分を守ろうとするときです。支援に対してでも、自己防衛的に極端に反発するか、右から左で「ハイ」と返事は良いものの、カンタンに受け流すようなことがあります。一見、子どもに対して愛情が深く、子どもに対しての行為について、行為に対して攻撃的になるものの、それが本当に子どものためなのか、自分のためなのかわからない時があります。
対象③ 無回答
対象④ 幼児さんや乳児さんの世帯だと、子どもの言葉を聞き取ったり、子どもの感情をくみとったりするのは、やはり母が1番できるのだと思います。

表5 今現在、母子支援をしていく上で難しいと思うことは何か

対象① 子どもから、聞いた話を「子どもが言ってたよ」ではなく、どの様に母に伝え、問題解決していくか、指示するのではなく、気付いてもらえる様に話をすること。
対象② 支援をする上で、やはり生育歴など、その人の生きてきた背景を知り理解した上で、いかに本人が納得して支援を受けられるか、考えなければなりません。言葉ひとつによって成果が大きくかわります。言葉ひとつ、声のかけかたひとつ難しいと感じます。
対象③ 居室に入っただけの食事、入浴支援（幼児の）や家での食事が用意されていない子どもへの食事支援をする時、どの程度までを職員が支援すべきかの判断が難しい。
対象④ こちらで夕食を提供（一緒に食べる）してから、家に帰る子ども。夕食をこちらで食べる生活をしばらく送っていたので、これからどういう流れで家庭に戻していくかが難しいと感じます。

表6 母子支援をしてく上で難しかったこと、困ったことは何か

<p>対象① 仕事等に目が向いてしまい、子どもにかまっていない。子どもが良い環境で生活できるように、整えていくこと。話合って決めた事でも、行動に移らず、支援を望まない。支払い面で支援ができず、他機関に迷惑をかけること。</p>
<p>対象② 支援を考える時に、母の生育歴や生活歴など本音で語ってくれなければ、理解しがたいとことがあります。なかなか本音で今までの人生をふりかえって語ってもらえない（とても苦しいことだと思いますが）語らせるスキルが当方にないところです。</p>
<p>対象③ 幼児の寝かしつけや衛生管理ができず、こちら側が声かけしても改善しない場合や帰所時間や施設での規則を守ることができず支援を拒否される家庭があった。苦悩する職員の間を見ながら、押しも引いても動かない場合一体どうするのが良いのか正直分からなかった。</p>
<p>対象④ 無回答</p>

表7 母子生活支援施設で勤務されてきた中で嬉しかったことや良かったと思うことは何か

<p>対象① 退所後、近況連絡や来所してくれた時。自立の目途が立っての退所を迎えた時。子ども達の成長や、母の頑張る姿を見ることができた時。</p>
<p>対象② 先日、（今、中高生食事会というのをしているのですが）食事会でその時に作った料理を高校生男子が家でも作ってみた・・・ときいたときに少し前進したようで嬉しかったです。その子は時々家で食事を抜いていることがあるようなので、自分で何ら作れるようにと思って行っている支援です。</p>
<p>対象③ 以前と比べ、子どもが成長したなと感じる時。子どもが嬉しかった！と笑っている時。</p>
<p>対象④ 子どもの成長を近くでみられる、感じられること。子どもが、母とでかけたことなどを、楽しそうに話す姿を見られたとき。</p>

表8 母子への支援をしていく上で大切にしていることは何か

対象① 話を聴き、考えを尊重する。指示的にならない様に傾聴する力。
対象② 相手の価値観を否定しない、相手の言い方を否定しない、受け入れる・・・と思いますが、つい指示的な言葉や、こちらの価値観で話していることが多いです。
対象③ 自分はいくまでも“職員”であるという意識を持ち、利用者と近くなりすぎないようにすること。いつも自分は見られているんだと意識し、行動や言動に気をつけること。信頼される人間になるために、誠実でいること。
対象④ 子どもの幸せを第一に考えること。子どもがより良く、幸せに、生きていくためには、子どもへの関わりだけでなく、その子どもが生活をする母（家庭）への支援も必要になってくるのだと思います。

表9 (母子の) 自立とはどのようなことを自立と考えるか

対象① 経済面だけではなく、困った時、相談することができ、気持ちや時間に余裕があり、余暇の過ごし方が、うまく、できる様になった時。
対象② 現在、本施設では支援の指標というものを作成しています。生活していく（生きていく）上での最低限のこと……。例えば食事については（1日2回は食べる、3回食べる、時には作って食べる・・・栄養を考えた食事をする・・・）等でレベル1～4まで分けています。レベル3ぐらいできたら、そろそろかなと思います。
対象③ 時には周囲の助けを適切に受けながら、衣・食・住や仕事、勉強等の生活を無理のない範囲でこなせるようになること。
対象④ 自分のできること、できないことを自分自身で把握し、できることは自分で行う、できないことは社会資源を利用するなどして生活すること。経済的安定＝自立にはならないと思います。

V. 考察

1. 母子生活支援施設職員への調査

今回のアンケート調査は、A市にある母子生活支援施設1園で、職員（4名）を対象に実施した。入所している母子を対象としたアンケート調査は、プライバシーの課題があるため

アンケートに回答頂くということが難しい。まず、職員の方や母子との信頼関係を築くということが大切であると考えます。入所している母子及び他施設での調査は、今後の課題にしたい。

(1) 母子生活支援施設職員への調査結果

表1「母子の入所する理由として何が一番多いか」という質問に対して、「配偶者からの暴力(DV)」と4名中、全員(4名)が回答している。平成26年度、全国母子生活支援施設協議会実態調査の報告書(2015)や2007(平成19)年の報告¹⁰⁾でも、入所理由は「夫などの暴力」が約半数(50.6%)であり一致している。

表2「母親の子どもへの関わり方や感情はどのように見えるか、又は感じるか」という質問に対し、「子どもに対して無関心ではない」との受け止め方をしている。その上で、「日々の生活で気持ちが一杯になり精神的に不安定」、「母親自身が親から適切な愛情を受けていないため、接し方、関わり方がわからないのでは」、「(子どもに対して)言葉がきつく、見ている側からすると子どもに伝わっているかわからない」という回答だった。母親とその親との愛着関係が築けなかったということも子育てに関係していることが伺えた。また、母親の親や身内に子育ての協力を得られない環境下に置かれており、自分一人で子育てをしているという惨めさや孤立感、不安感を抱き、日々の生活で精神的な余裕が持てないという様子が伺える。大森・清水・伊藤⁸⁾の研究でも、両親で育児をしている場合よりもシングルマザーの方が、育児不安が高いことが明らかにされている。子育てというのは、やはり子の成長を誰かと共に共有し合うことで喜びが生まれるのではないかと感じる。子どもの学校行事を忘れるなど、母親としての社会参加も困難な状態であることもわかった。

表3「子どもの母親への関わり方や感情はどのように見えるか、又は感じるか」という質問に対して、母に言っても無駄という「諦め」や、母からの愛情が欲しい故に反発し、気を引こうとするが応えられない母に対し、やはり「諦め」のような感情で離れていくという回答が全員だった。子どもが母の愛情確認や気を引こうとする事に対し、母は我儘や言う事を聞かないと苛立ちを示し、悪循環になっている様子を筆者自身も目にした。表2の回答でもあったが、母自身が親から適切な関わりをしてもらえなかったこともあり、そのような態度になってしまうということも考えられる。心に余裕がないということもあるだろう。

表4「母親のストレスをどのような時に見出すか」という質問では、「不満や不安の乗り越えた時」という回答があった。過酷な現状であっても、やらねばならないという意志や覚悟を決めた時に強くなれる表れだと考える。また、子どもがまだ乳幼児な場合、言葉で表現が思うように出来ないが、「母は子の気持ちが一番わかる」という回答もあった。

筆者が、施設に勤務していた時に、母のストレスを強く感じた一例がある。母親が入所することになった経緯として、子どもが、継父から虐待を受けており、「死にたい」と言ったことから、これではいけないと思ったと述べたことを知ったことだった。母自身は、生活のためや配偶者から見捨てられたくない気持ち、再び離婚することになるという恐れ等からか(社会からの偏見)、虐待を黙認していた。だが、我が子が「死」を言葉にしたことから、一人の弱い女性から母として我に返ったのだと感じた。そこまで子どもに思い詰めさせたというマイナス面に着眼するのではなく、そこが母子のターニングポイントであり、ストレン

グスだと考える。母としては当然と言われればそうなのかもしれないが、再婚により、配偶者からの支配を受けている立場とすれば勇気のいることである。また、子は本当に辛い思いをしていただろうと大変胸が痛むが、筆者にとって母のストレングスを強く感じた忘れられない事例である。施設職員や支援者は母子のストレングスに着眼出来るよう、常にアンテナを張り巡らせておく必要がある。

表5「今現在、母子支援をしていく上で難しいと思うことは何か」という質問では、「食事の用意が出来ていない」との回答があった。様々な理由より食事の用意が困難であるということが推測される。また、子どもが言っていたとなると母親は良い気持ちがせず、子どもに職員に家庭でのことを話さないように伝えることが考えられる。そうならないためにも、職員は母親に伝える際、大変配慮を要することが伺えた。入所者が納得のいく支援を提供し、それを受け入れられるかどうかの難しさについても述べられていた。本来であれば、生活費のやり繰りなどの支援を受け入れられると良いが、金銭を持っているだけ使ってしまう助言されることに対し、管理されているという気持ちになってしまうと難しい。指示や管理ではない支援を行うことの難しさについて述べられている。

表6「母子支援していく上で難しかったこと、困ったことは何か」という質問では、「仕事等に目が向いてしまい、子どもにかまっていない。話合った事でも、行動に移さず、支援を望まない。支払面で支援ができず、他機関に迷惑をかけた」とあった。母子家庭の場合、一人で生活費を得なければならない現実もあり、職員が子どものことに関して助言することに対し、素直に聞けない母もいることと思う。横山¹¹⁾は、8割を超えるシングルマザーが就労しているにもかかわらず貧困が緩和されない事実があり、母子世帯の母は、子どもの養育と賃労働の両方の責任を負っているために生活に困窮すると述べている。

また、「人生を振り返り、生育歴、生活歴を語ってもらうこと（大変で苦しい人生を送ってきたため）が難しいため、母を理解し、支援の在り方が難しい」との回答もあった。「施設の規則を守らない、支援を拒否するなど温かく見守りをして、注意をしても改善しない時にどうしたら良いかわからなかった」という回答もあった。このことから、いかに支援の在り方が難しいことがわかる。

表7「母子生活支援施設で勤務されてきた中で嬉しかったことや良かったと思うことは何か」という質問に対し、「退所後に近況報告や来所してくれた時」とある。また「自立の目途が立ち退所を迎えた時」、一番多かったのが「子どもの成長が見られたとき、子どもの成長が近くで見られる、感じられること」とあった。退所後に来所するということは、現実と向き合えたことの自信であり、施設や職員への感謝の表れであろう。不平不満を乗り越えたということでもあるように思う。また、子どもの成長や健気に頑張っている姿を身近で感じられるということは、施設職員の醍醐味であり、喜びだろうと考える。

その反面、武藤⁶⁾は、退所する理由として「経済的自立度が高まった」ことによる退所が18.2%これに「日常生活、身辺、精神的自立が高まった」ことによる退所の14.5%を加えても、「自立」を理由に退所した世帯は3割程度とある。退所母子世帯の70.7%が親族との同居や復縁・再婚などを行わない「単独の母子世帯」として地域に出ており、退所後も母子世帯として生活している。退所後も引き続きアフターフォローが必要であることの重要性を

述べている。今回の調査対象施設でも、退所後もアフターフォローが必要だと思われる母子には、アフターフォローが行われている。

表8「母子への支援をしていく上で大切にしていることは何か」という質問に対し、要約すると「傾聴し尊重する」、「受容」、「距離感、誠実さ、信頼関係の構築」、「常に母子の幸せについて考える」とあった。母子支援に限らず、支援していく上でどれも重要で大切なことである。傾聴することで、母子は受容されている感じ、信頼関係を築き良い支援につながるだろうと考える。また、子の幸せを職員が母とともに願い、感じてくれることで、どれだけ母は心強く励まされることだろう。母子生活支援施設は失敗をしても許される場所（失敗をすれば暴力がまっていた）であり、安心感を感じられる場所であるということを伝えていくことが重要である⁴⁾。

表9「(母子の)自立とはどのようなことを自立と考えるか」という質問に対し、「経済面の自立だけでなく、周りの助けを得ながら出来ることはやっていくこと」とある。また、自ら「困ったときに相談することができる」ことの大切さについても述べられている。今まで、困ったことがあっても相談する相手がいなかったことや、相談にのってもらえなかったという経験から相談するということが身についていなかったことも考えられる。日本の風土として、自分一人で何とか解決しなければという意識も強いように思う。

VI. 結論

母子生活支援施設に入所する母子は、まず母の父母との親子関係から課題がある場合が多い。特に母親との関係性が大きく影響すると考える。筆者が勤務していた時に、入所してくる母自身が大変辛い生い立ちのケースもあった。母子の行き場のない辛く苦しく悲しい気持ち、悔しい気持ちや諦めの気持ちを想像すると、言葉では言い表せない思いをしてきたのではないかと推察する。

結婚し、家庭生活がうまくいかなかった場合でも、父母や近親者の協力者が得られれば、苦難も乗り越えられる可能性もある。母親自身が幼少期から家庭環境が良くないケースが多くあり、頼りに出来る人がおらず将来や先行きを考えると不安が募るということは、容易に想像出来る。また、入所してから母に障害があることがわかった場合、幼少期からも何らかの困り感を感じていたのではないかと推測するが、家族や学校等から適切な支援を受けていなかったのではないかと考える。

施設の職員、支援者は母子との関わりは大変根気がいることと考える。実際に職員の支援に耳を傾け、行動に移すことが難しい入所者もいる。それは、人間に対して不信感を抱いていることや、なぜ自分たちのことに口を出されなくてはいけないのかという苛立ちや葛藤があるのではないかと考える。職員が指示や管理にならない支援の難しさというのはこのことを表すのだろう。

知的障害や(知的な遅れを伴う)発達障害がある場合、職員が言う事の理解が難しい場合や助言や支援を受け入れられず、思いのままに行動をしてしまう事も多い。子どもへの援助に比べ、母親の支援への満足度が低く、特に障害がある母親の方が支援に対する不満の割合

が高いことが言われている¹⁾。子育てに関して助言を受けても、母自身の最大限の力で行っている場合もあり、思うようにできない苛立ちやプライド、疲弊感があることも考えられる。障害の特性に限らず、生い立ちからくる性格や人格形成により、職員に対して心を開くことが難しいことも推測される。母のネグレクト傾向や子育ての困難さ等は母親のみの責任ではなく、母子を取り巻く環境がそのような環境下に置かれているということを支援者や社会は受け止めることが必要である。ICFの観点で見るのが重要である。

今回は、プライバシーを考え母子の障害の有無等に関する質問項目は控えたことから、障害に関する記述は見当たらなかった。だが、時代の移り変わりとともに今と昔では入所する理由にも変化があり、障害の有無や支援の在り方等の踏み込んだ調査が必要であることが示唆された。岩田¹⁾の研究によっても、障害の有無において施設の目標として掲げられている「自立」への援助にかかる時間の差や、母親たちと子どもの貧困と、発達障害を含めた障害に関わる課題が明らかであると述べられている。

やはり、職員の支援者側が、傾聴し母子の気持ちを受け止め、心から共感することによって、信頼関係の構築につながることになる。過去の様々な経験から、母子ともに自己肯定感が低いことが考えられるため、母子のストレングスに着眼し認めるということも重要である。最後に、地域によって社会からの母子への見方も異なり、社会参加の在り方や社会とのつながりや関わり方も異なってくる。本調査では、社会参加の難しさが示唆されたため、どのようにすれば母子が孤立せずに社会参加が出来るか、今後も考え続けていく必要がある。

謝辞

調査に際し、ご協力頂きましたA市母子生活支援施設の施設長ならびに、施設職員の皆様に心より感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 岩田美香 (2007～2010), 母子生活支援施設の現代的役割に関する研究 科学研究費補助金研究成果報告書
(<https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-19330125/>)
- 2) 兜森和夫・大塩孝江・湯澤直美・菅田賢治・渋谷行成 (2007), 母子生活支援施設における発達障害児等の支援に関する研究 社会福祉法人 全国社会福祉法人協議会 4
- 3) 厚生労働省ホームページ「国際機能分類―国際障害分類改訂版―」(日本語版)の厚生労働省ホームページ掲載について, 2002 (オンライン)
(<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>)
- 4) 厚生労働省ホームページ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国生活支援施設協議会 (2009)「社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究報告書」(平成21年3月・財団法人こども未来財団助成研究)より抜粋 母子生活支援施設における支援事例 事例を通じて社会的養護における母子生活支援施設の機能

を考える 8

- 5) 厚生労働省ホームページ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会 第1回 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会提出資料, 母子生活支援施設の現状と課題
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011cpd-att/2r98520000011dcg.pdf>)
- 6) 武藤敦士 (2013), 母子生活支援施設における自立支援計画のあり方について 関西学院大学 人間福祉学部研究会 『人間福祉学研究』 第6巻第1号 106
- 7) 大林博美・池田信子 (2006), 障害児のよりよい支援に向けて-地域ケア・長期ケアのあり方を探る- その1~障害児保育の現場(障害児を担当する保育士へ)のアンケート~ 豊橋創造大学短期大学部研究紀要 第23号 19
- 8) 大森弘子・清水脩・伊藤萌 (2016), 社会的養護を必要とする母子世帯へ子育て支援が与える影響-シングルマザーの現状と育児不安について- 佛教大学社会福祉学部論集 第12号17-18
- 9) 佐伯文昭 (2012), 保育所・幼稚園における巡回相談について 関西福祉大学 社会福祉学部研究紀要 第16巻第2号85-91
- 10) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会 (2015), 平成26年度全国母子生活視線施設実態調査報告書 全国社会福祉協議会
- 11) 横山登志子 (2015), 生活困難を抱える母子家庭の母親理解に関する生成的実践 -母親規範に回収されない理解- 札幌学院大学 社会福祉学 第56巻第1号 62

原著（論文）

保育者を目指す学生の保護者対応に対する不安要因の検討

祢宜佐統美 赤塚 徳子 柴田 法子

Some of the Anxiety Factors That Students Aiming at Becoming
Childcare Workers Face When Interacting with Guardians

Satomi Negi, Noriko Akatsuka, Noriko Shibata

Abstract

The aim of this study is to find the cause of students' uneasiness at the interaction with parents/guardians and to consider the problem to be solved.

We surveyed 145 students at training schools for childcare workers about the interaction with parents/guardians after they finished practical courses of 'Infant Care' and 'Consultation and Assistance'. There were 168 codes available, which were grouped into 10 subcategories, and then 4 main

categories in the end. They are 'Expertise', 'Expressive Richness', 'Interpersonal Skills', and 'Images of Guardians'.

The survey findings show that students feel the following points: (1) the uneasiness about how to interact with individual parents/guardians properly, (2) their poor counselling and communication skills, (3) their lack of prerequisite knowledge, skills, and experiences, and (4) the difficulty of supporting people.

Considering the results of the survey, we conclude that it is essential to establish in the course of implementing our lectures and practical learnings objective yardsticks to measure students' learning outcomes on the basis of the pending issue of the interaction with guardians.

要旨

研究目的は、保育者を目指す学生の保護者対応に対する不安要因を探り、学習課題を検討することである。保育者養成校で学ぶ145名を対象に、「乳児保育」「相談援助」の実践的授業を受講した後に、保護者との関わりについてアンケート調査を行った。得られたコードは168で、10サブカテゴリーとなり、【専門性】【表現力】【対人力】【保護者像】の4カテゴリーを形成した。一人一人違う様々な保護者に臨機応変な対応への不安や、自分自身の相談援助技術やコミュニケーション能力の低さ、知識や技術・経験不足、対人援助の難しさを感じて

いた。保護者対応に関する克服すべき学習課題を基に、講義や実践的授業を重ねていく過程で学修成果の客観的評価の指標を検討していく必要があると考える。

Keywords : cinteraction with guardians, infant care, consultation and assistance, pre-service childcare workers training

キーワード : 保護者対応、乳児保育、相談援助、保育者養成

I. はじめに

保育者の役割は、乳幼児の保育や教育だけでなく、保護者支援も重要な役割である。『保育所保育指針』¹⁾においては、「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである」と明示している。同様に『幼稚園教育要領』²⁾においても、「家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が幼稚園とともに幼児を育てるという意識が高まるようにすること。」とし、保護者との連携の重要性を示している。

しかし、「保護者対応」は、保育者が職務上で困難を感じる要因のひとつであり、保育者養成校の学生が保育職に就く上での不安要素にもなっている^{3) 4)}。理不尽な要求や苦情を繰り返す保護者、いわゆる「モンスターペアレント」が社会問題として取り上げられ、保護者に対してマイナスのイメージをもつ学生は少なくない⁵⁾。また、地域交流の希薄化や少子化による親戚つき合いの減少などにより、様々な年代との交流の機会が乏しいことから、目上の人とのコミュニケーションに自信が持てないという学生の姿が見られる。

筆者らの担当科目である「乳児保育」「相談援助」において、学生が地域の子育て中の保護者と直接会話をする実践学習をカリキュラムに取り入れているが、受講学生からは、「緊張して話ができない」「話題が見つけれない」「会話が続かない」といった感想が挙げられる。保護者支援を実践していくためには、保護者に対する苦手意識を克服し、保護者を理解する力を養うことが求められる。そのためには、学生が保護者に対して抱えているイメージや困難を感じる理由を分析し、指導内容を検討する必要があると考える。

II. 研究目的

本研究の目的は、「乳児保育」と「相談援助」の2つの科目で実践的学習を行った学生の、保護者対応に対する不安要因を探り、保護者対応における学習課題を検討することである。

III. 研究方法

1. 対象者及び方法

対象者は、保育者養成校であるA短期大学の学生で、「乳児保育」と「相談援助」の両方の授業を履修した2年生・3年生である。「乳児保育」では、子育てについて保護者にイン

タビューをし、子育て中の母親の気持ちを理解することと、乳児とのかかわり方を学ぶことを学習課題とし、「相談援助」では、相談援助過程の「アセスメント」における情報収集の体験を学習課題として授業を行った。1部では、平成29年度前期開講の「乳児保育Ⅱ」と後期開講の「相談援助」を受講した2年の学生83名である。3部では、平成28年度後期開講の「乳児保育」を2年次で受講し、平成29年度後期開講の「相談援助」を3年次で受講した学生62名である。

調査方法は、両科目において同一の質問項目の無記名式質問紙調査を実施した。「乳児保育」「相談援助」の両科目とも、学内に設置している文教おやこ園を利用して保護者と直接かわる実践授業を行い、授業後に保護者との関わりについて聞いた。調査対象は、質問紙中の「将来、保育者として保護者との関わりに不安はありますか」という質問項目における理由の自由記述である。

2. 調査期間

2017（平成29）年12月に実施した。

3. 分析方法

自由記述で得られた意味のまとまりごとにコードとし、個々のコードの類似性に着目をしてカテゴリー化し、その分類を忠実に反映させたカテゴリーネームをつけた。更に、1人の自由記述をIIDとしSPSS Text Analytics for Surveys V4.01を用い有向レイアウトを抽出した。

4. 倫理的配慮

対象者に口頭で目的及び調査内容を説明し、本研究への協力は任意で、調査への参加・不参加により評価等の不利益が生じないこと、個人名が特定されないこと、得られた結果は学会などで発表することを説明し研究協力を依頼した。質問紙提出をもって研究同意の意思確認を行った。尚、愛知文教女子短期大学研究倫理委員会の承認を受けて実施した。

IV. 結果

1. カテゴリー分類

得られたコードは168で、以下、カテゴリーは【 】,サブカテゴリーは『 』、記述内容を「 」で示す。168コードは、10サブカテゴリーとなり、【専門性(61)】【表現力(49)】【対人力(36)】【保護者像(22)】の4カテゴリーを形成した。

学生としての今と、現場に出た時の差に対する『リアリティショックの不安』や、子育て経験も保育経験もない『経験不足』を感じたり、相談援助を行う上で適切なアドバイスや対処ができないという『相談援助技術の難しさ』を感じており、保育者や相談援助者としての専門性に不安を持っていることから、【専門性】とカテゴリーネームをつけた。

人見知りやコミュニケーション能力が低いという『コミュニケーション問題』を挙げたり、話し方や言葉遣い・敬語が使えないといった『会話力』の低さを挙げており、【表現力】と

表1 保護者との関わりに対する不安理由

n=168

専門性 (61)	相談援助技術の難しさ (40)	相談されたり何か分からない知らない事を聞かれたときの対処法などが不安
		どんな話をしてきて、どんな対応をとれば良いのかのマニュアルとかがないからできるのか不安
		苦情とか言われてうまく対応できるのか不安でしかない
		けがをさせてしまったときの対応がわからない
		悩みを相談された場合適切な返答をできるかどうか不安に思う
		保育者としてアドバイスができるか不安
		専門的な質問に対して適切な答えが返せるか不安
		一緒に悩みや不安を解決できるか不安
経験不足(13)	リアリティショックの不安(8)	実習でもあまり関わってないからどう話して良いか分からない
		子育てもしたことがない教科書の知識しかない自分のアドバイスを受け入れてもらえるか
		特に1年目は自分も未熟だから心配
		おやこ園の保護者はとても優しいが、世の中必ずしもそんな方ばかりではないと思う
表現力 (49)	コミュニケーション問題(25)	今回優しい保護者が多かったから
		今は「学生だから」と大目に見てもらえる部分はあるけど、現場に出れば新人もベテランも「保育士は保育士」なので少しのミスも許されない事が怖い
		どう保護者の人と話したらよいかわからない
		人見知りだからはじめましての人と目を見て話せない
		コミュニケーション能力が低いので相談を寄り添いながら聞けるか不安
	緊張してしまい、あまりうまく話すことはできない	
何か言っても嫌な気持ちになるのではないか		
会話力(24)	信頼関係の構築の難しさ(19)	人見知りのある保護者など話を広げるのが大変だなと感じた
		とっさにきちんとした敬語が使えるのか不安
		話し方や言葉に気をつけないといけない
		話はずみ、保護者が触れてほしくないことを気付かずに聞いてしまうかもしれないと思うと不安
柔軟な対応の難しさ(12)	受容の難しさ(5)	言葉を選びすぎて言葉が出てこない
		一人一人違う保護者に合わせて対応していくのが難しそう
		臨機応変に対応していく力がつけることができるか不安
		家庭の様々な問題を抱えていて、そのようなときに対応できるか心配
保護者像(22)	多様な保護者(12)	色々なケースで保護者の方と関わる時、柔軟に対応していけるかが不安
		色々の保護者がいるから
		保護者の方が理解のある親かそうでない親かで対応も変わるから不安
	モンスターペアレント(10)	モンスターペアレント(10)
どこに行ってもモンスターペアレントはいると思う		

核家族化により家族構成人数が少なかったり子育てを経験した祖父母等が家庭内にいないことによる保育力の低下、一人で子育てをしなければいけない保護者の孤立、協力や相談できる人がいないストレス、経済的問題、虐待等々、子育てに関する課題は多様化している上に、一つの家庭が抱える課題は一つではなく複合化している。こうした複雑な課題を解決するため、相談援助技術が必要であるが、養成校の学生はその技術習得は難しく、自分では解決する自信がないと考えているのである。鑑ら (2006)⁷⁾ は、保育・相談援助活動における社会福祉援助技術の活用により効果的な保育が実践できる、としている。社会福祉援助技術には、「直接援助技術」「間接援助技術」「関連援助技術」⁸⁾ があり、それらの技術の中でも、「ケースワーク」「グループワーク」「コミュニティワーク」「カウンセリング」は保育士として相談援助を行う上で必要な技術である。保育士が働く現場は社会福祉の現場である。保育内容における技術・知識だけではなく、社会福祉援助職としての専門性・これら社会福祉援助技術の修得が求められる。2019 (平成31) 年度から施行される「保育士養成課程等の見直し」では、「相談援助」「保育相談支援」が「子育て支援」「子ども家庭支援論」に集約・再編が行われる。それに伴い、「社会福祉」では、相談援助の理論やソーシャルワークの内容が盛り込まれた。保護者対応力を学生が修得できるよう、これらの科目が連携し授業内容を検討する必要があるが、連携のためには共通の修得達成基準が必要であると考え。授業間連携や共通の修得達成基準に関しては後で述べることとする。

2. 表現力

全国保育士養成協議会の報告書 (2014)⁹⁾ によれば、保育者の専門性として①保育者基礎力、②保育に向かう態度、③保育者の専門知識・技能の3つを挙げている。この中の①保育者基礎力は「時間や期限を守る、身だしなみに清潔感があるよう心がける、丁寧な字を書く、言葉遣いやマナーの配慮など、「社会人マナー」「仕事に取り組む姿勢」「社会的態度」を挙げている。小笠原ら (2017)¹⁰⁾ は、現場は「豊かなコミュニケーション力」と「ストレス耐性の強い保育士」が専門性として認識され求められており、「保育士の専門性」は、「保育に特化した専門的知識・技能としての専門性と、保育士に必要な受容力や応用力を備えた人間性」の両方が必要だ、と述べている。保育者のコミュニケーション能力に関する研究は多く^{11) 12)}、保育現場における早期離職の要因をレビューした木曾 (2018)¹³⁾ は、「人間関係力・コミュニケーション力不足」が共通して挙げられていると述べている。このように保育者の専門性だと認識される程、保育者にとってコミュニケーション能力は必要不可欠だと言える。

広辞苑によればコミュニケーションとは、「社会生活を営む人間の間に行われる知覚・感情・思考の伝達。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える各種のものを媒介とする」とある。話し方や会話・雑談力など、人とのコミュニケーションに関するハウツー本はたくさん出版されている^{14) 15) 16)}。それらの著書には、伝える技術は勿論のこと、「何が言いたいのか」、「伝えるために考えておくべきこと」、「相手との距離を縮める」、「相手によって話し方や話題を変える」、「対話を意識」、「信頼を築く」、といった見出しも見られ、コミュニケーションはただ話せばいいというものではない事を示している。広辞苑による「人間の間に行われる知覚・感情・思考の伝達」を行うには、相手と話がしたいと思う前提の上で、相手の話を「聴く力」、

相手の話を「理解する力」、相手に自分の考えを「伝える力」が必要であろう。この3つの力のどれが欠けてもコミュニケーションは難しいのであるが、学生にとって、他者とのコミュニケーションは苦手を感じている¹⁷⁾のである。本調査結果においても、学生自らのことを「コミュニケーション障がい」と書いている学生が多く、敬語をうまく使えないというように、言葉遣いに関する記述も多く見られた。

丸目(2015)¹⁸⁾はコミュニケーションについて「今以上に教育内容を充実させる必要がある」と述べている。コミュニケーション能力の向上のためには、他者と話す機会を増やす事が必要である。保護者の中には、話すのが得意な人と苦手な人がいる。どんな保護者に対しても、専門職としての自覚を持ち、自分から一人一人に話しかけ、その人を理解しようとする姿勢が大切であろう。そうした自覚ができるような、対話的な学びの場を提供する必要がある。

3. 対人力

対人力には、他者理解や他者との信頼関係の構築、関わり方がある。前述の全国保育士養成協議会の報告書(2014)¹⁹⁾の中の②保育に向かう態度とは、「他者に対する愛情・思いやり・使命感を持って子どもに接する基本的態度」としている。保育者の仕事は子どもに対するものだけではない。保護者支援が大きな柱として考えられている。相手が子どもであれ、保護者であれ、その基本姿勢は同じであろう。他者に対する愛情や思いやりを持って対応し、まずは相手と話して信頼関係を構築することが大切である。本調査から、「何を保護者と話したらいいのかわからない」「年上の人と話せない」「一人ひとり違う保護者に柔軟に対応できない」といった保護者との関係作りへの不安が多く得られた。

学外実習では保護者と直接関わる場面は少なく、挨拶を交わす程度である。本学は学内に地域の親子が集う「文教おやこ園」があり、学生の実践学習の場となっている。「文教おやこ園」での関わりは、休み時間等に自主的に親子と関わる自主実習と、おやこ園で授業を行う場合とがある。自主実習では自主的に参加する学生のみに限られ、授業においてもそのコマ数は限られている。保護者との関わりを学ぶためには、講義での基礎的な知識の習得を土台とし、実際に保護者と関わる経験が必要であると考えられる。鈴木(2013)²⁰⁾は相談力のスキル習得のためには「知る、分かる、できる、身に付く」の4つの段階をふんでいくことが必要で、「本を読んだだけではスキルを身に付けることができません。(中略)実際にやってみるということが不可欠」であると述べている。そのため、座学での教授内容の充実とともに、全ての学生が保護者との関わりを多くする実践的な授業内容の工夫が求められる。

4. 保護者像

<保護者>を中心とした関連性を示す有向レイアウトでは、<不安>が強い関係となり、<気持ち>、<対応>、<関係>、<話>、<関わり>と関連が見られた。「Monsterペアレント」の言葉がよく聞かれるように、学生も保護者そのものに対して強い不安を持っている。尾木(2008)²¹⁾はMonsterペアレントを、「我が子中心型」、「ネグレクト(育児放棄)型」、「ノーモラル型」、「学校依存型」、「権利主張型」の5つに分類しているが、そのどれもが、保育者にとっては困難事例となり、その対応に苦慮することとなる。困難事例の解決に

は時間がかかり、忙しい日常業務を抱えた上での保護者対応は時間的にも難しい。ましてや困難事例を抱えることの精神的負担も大きい。

モンスターペアレントとはいかないまでも、本調査結果のように、理解のある親やそうでない親など多様な保護者がいる。保護者対応は、様々な保護者一人一人に合った一つひとつ違ったアプローチが必要で、相手に合わせた臨機応変な対応が求められるのである。基本的な対人援助技術として、バイスティックの7原則がよく知られている²²⁾。①個別化、②意図的な感情表現、③統制された情緒関与、④受容、⑤非審判的な態度、⑥自己決定、⑦秘密保持である。受容した上で、多様な保護者を個別化して対応する力が必要とされる。前述の対人力でも述べたように、多様な保護者を理解するために、実際に保護者と関わる経験が必要であると考ええる。

5. まとめ

保護者対応への不安要因として【専門性】【表現力】【対人力】【保護者像】の4つのカテゴリについて述べてきたが、どの項目もどのレベルに達したらどれだけ修得できたのかという基準があいまいで、学生自身が今どのレベルにいるのか、修得できたのか実感できないのが現実であろう。教員も普遍化した基準がないと評価することが難しい。そこで、学生・教員両者が共通の評価指標を持つことが必要と考える。学生は自分が今どこまで到達できており今後どんな事を修得していかなければならないのか確認でき、教員は個々の学生がどこまで到達できており今後どのような指導が必要なかの確認・準備が可能であろう。保護者対応に関する克服すべき学習課題を基に、講義や実践的授業を重ねていく過程で学修成果の客観的評価の指標を検討していく必要があると考える。そのため、本調査のカテゴリー・サブカテゴリーを吟味した保護者対応に関する克服すべき学習課題を基に、それぞれの課題のレベルの目安を数段階に分けて記述して、保護者対応学習の達成度を判断する基準を示す評価基準を開発していきたいと考える。

VI. 結論

保育者を目指す学生の、保護者対応への不安要因として、【専門性】【表現力】【対人力】【保護者像】の4カテゴリーが得られた。一人一人違う様々な保護者に臨機応変な対応への不安や、自分自身の相談援助技術やコミュニケーション能力の低さ、知識や技術・経験不足、対人援助の難しさを感じていた。保護者対応に関する克服すべき学習課題を基に、講義や実践的授業を重ねていく過程で学修成果の客観的評価の指標を検討していく必要があると考える。

引用文献

- 1) 厚生労働省 (平成29年告示) 『保育所保育指針』
- 2) 文部科学省 (平成29年告示) 『幼稚園教育要領』

- 3) 池田幸代・大川一郎 (2012) 「保育士・幼稚園教諭のストレスが職務に対する精神状態に及ぼす影響：保育者の職務や職場環境に対する認識を媒介変数として」『発達心理学研究』 23 (1)、23-35.
- 4) 成田朋子 (2012) 「保護者対応に求められる保育者のコミュニケーション力」『名古屋柳城短期大学紀要』 34、65-76.
- 5) 裨宜佐統美 (2018) 「保育者を目指す学生の保護者支援に関する意識の変化－相談援助授業におけるアンケート調査から－」『保育と保健』 24 (1)、48-51.
- 6) 前掲1)
- 7) 鑑さやか・千葉千恵美 (2006) 「社会福祉実践における保育士の役割と課題～子育て支援に関する相談援助内容の多様化から～」『保健福祉学研究』 4、27-38.
- 8) 山田美津子・稲葉光彦ら (2016) 『社会福祉を学ぶ』(株) みらい、205.
- 9) 一般社団法人 全国保育士養成協議会 (2014) 「保育者の専門性についての調査－養成課程から現場へとつながる保育者の専門性の育ちのプロセスと専門性向上のための取り組み－」専門委員会報告書第2報
(<https://www.hoyokyo.or.jp> 2018.12.28)
- 10) 小笠原文孝・野崎秀正・大坪祥子ら (2017) 「保育現場の視点から捉えた「保育士の専門性」議論の再考」『保育科学研究』 8、84-92.
- 11) 真下知子・張貞京・中村博幸 (2010) 「保育者－保護者間のコミュニケーションの改善をめざした研究－保育者に必要な能力・資質に関する幼児教育学科学生の意識－」京都文教短期大学研究紀要 (49)、116-128.
- 12) 中平絢子・馬場訓子・高橋敏之 (2014) 「信頼関係の構築を促進する保育所保育士の保護者支援」『岡山大学教師教育開発センター紀要』 4、63-71.
- 13) 木曾陽子 (2018) 「保育者の早期離職に関する研究の動向－早期離職の実態、要因、防止策に着目して－」『社会問題研究』 67、11-22.
- 14) 伊藤羊一 (2018) 『1分で話せ』SBクリエイティブ
- 15) 魚住りえ (2016) 『たった1日で声まで良くなる話し方の教科書』東洋経済新報社
- 16) 安田正 (2016) 『超一流の雑談力』文藝社
- 17) 神崎秀嗣 (2017) 「短期大学における大学間学生交流活動の阻害要因に関する探索的研究」『三重大学高等教育研究』 23、133-136.
- 18) 丸目満弓 (2015) 「保護者支援の前提となる保育士と保護者間コミュニケーションに関する現状と課題－保護者アンケートを中心として－」『大阪総合保育大学紀要』 9、173-194.
- 19) 前掲9)
- 20) 鈴木雅人 (2013) 『対人援助職のためのコミュニケーションスキル36「相談力」入門』中央法規、210.
- 21) 尾木直樹 (2008) 『バカ親って言うな！モンスターペアレントの謎』角川書店、23-25.
- 22) 前掲8) 206-207.

原著（論文）

不適応行動が著しい生徒の見通しをもたせる支援 ～ A児の実践事例から～

光田 博英 菊池 遙

Providing Children with Special Needs Support for a Future Outlook
— Examining Case Studies —

Hirohide Mitsuda, Haruka Kikuchi

Abstract

It is often pointed out that in education giving students an outlook on everyday life is of crucial importance. However, some of the teachers at schools for special needs education are doubtful about its worth.

One could argue that by giving students an outlook on everyday life we can enhance their willingness as well as their feelings of accomplishment, which can be brought about through the accumulation of small efforts. Accordingly, we adopted and tried the following instructions: (1) letting students keep minimum rules, (2) letting them have a perspective on their behaviour, (3) letting them feel accomplishment. As a result, it was revealed that to build the foundation of conduct codes the following points would be required in any aspect of school life: (1) keeping students informed about basic instructions, (2) building up trustful relationships with them, (3) maintaining a consistent stance. Furthermore, we found that giving students an outlook on everyday life would lead to students' emotional stability and willingness to do something, and the piling up feelings of accomplishment every day would help them increase their self-esteem and develop a positive view of themselves.

要旨

教育において「見通しをもつ」ことの重要性は示唆されているが、特別支援学校には見通しをもたせることができるのか、見通しをもたせることで効果があるのか不安を感じる生徒がいる。

本研究では、見通しをもつことで行動意欲を高め、小さくても「できた」と感じられる実践の積み重ねから達成感をもつことができると考え、①最低限のルールを守ること、②行動

に見通しをもつこと、③達成感をもつこと、を軸とした指導方法の実践を試みた。

行動規範の基礎をつくるためには、指導者側に①基本的な指示の徹底、②生徒との信頼関係、③一貫した姿勢を保つこと、が学校生活のどの場面においても求められることが明らかとなった。また、見通しをもたせることは生徒の情緒の安定や行動意欲につながり、日々の達成感の積み重ねが自尊心や自己肯定感の育成へと結びついていることが示唆された。

Keyword : cerebral palsy (CP), autistic tendencies, schools for special needs education, support for a future outlook

キーワード：脳性マヒ、自閉的傾向、特別支援学校、見通しをもたせる支援

I. はじめに

見通しをもつことの重要性に関しては、小林孝氏（当時、山形県川西町立小松小学校勤務）は、病院で待たされた体験をもとにして、『『何を・どうすれば・こうなる』『これをしておけば将来はこうなる』』というように、具体的な見通しを持つことで、がんばろうという気持ちになります。我慢することもできます。』と述べている¹⁾。

教育にとっては、見通しをもつことの大切さは今まで多くの研究者・実践者が述べている²⁾。算数、数学教育においては、算数・数学の問題解決学習において見通しを持たせるための教師の手立てについての研究がある³⁾。

今まで述べてきた内容は、一般的な学校における報告であるが、特別支援教育においては、見通しをもって学校生活を送ることは、子どもたちに安心感を与え、意欲的・主体的に取り組む意欲の育成につながるとの研究がある⁴⁾。

通常の学校や特別支援教育の場においても、以下のようなことは、特に教育的支援が必要でない子どもたちと人間としての学びの本質が共通すると考えられる。

しかし、特別支援学校には、見通しをもたせることができるのか、見通しをもたせても効果があるのか不安を感じる生徒がいる。そのような生徒の一人としてA児がいる。

A児の日々の粗暴な行動に、指導者側も葛藤を感じる。しかし、A児も一人の人間として、指導者が、接することにより変わるのではないか。

II. 研究目的

A児が、最低限のルールを守る、見通しをもつ、達成感をもつことにより、成長するのではないかと考え、本研究に取り組む。A児が、「見通しをもつ」ことで行動意欲を高め、小さくても「できたと感じられる」実践の積み重ねから「達成感をもつ」ことができると考え、指導方法を開発した。

Ⅲ. 研究方法

1. 実践事例 A児

(1) 成育歴

- ・昭和49年7月生まれで、両親、姉、双子の兄弟の弟の5人家族である。
- ・昭和50年2月 発達の状態が気になり、B病院を受診する。
- ・昭和50年5月 A施設へ通院する。首が座らず、立つこともできなかった。
- ・昭和50年5月～昭和53年9月 A施設への入退院を繰り返す。その期間、A施設では機能訓練や発作止め薬の調整を行っていた。
- ・昭和53年10月～昭和56年3月 A市のA病棟に入院する。1年ほどで食事が自立でき、独歩ができるようになった。しかし、オムツはとれなかった。この間は母子分離が余儀なくされた。
- ・昭和56年4月 I学園に入学する。1年間の指導でオムツはとれた。
- ・昭和57年4月 A特別支援学校小学部2年生に編入する。幼少のときから、夜泣きがひどくおんぶして外に出ると、泣き止むことが多かった。
- ・昭和59年頃～昭和62年3月 小学部4年頃から発作が目立ってきた。さらに、1年ごとに発作が大きくなり、子ども同士で取っ組み合いの喧嘩をよくしていた。小学部高学年の頃からよく頭突きでガラスを割っていた。
- ・昭和62年4月～平成2年3月 中学部1年に入学して、環境の大きな変化に順応できず、特に、4～5月は不適応行動が頻発していた。その後はこだわり行動が多いものの、不適応行動は徐々に減ってきた。
- ・平成2年4月 高等部に入学し、現在に至る。

<問題点> 昭和53年10月～昭和56年3月の時期にA病棟に入院している。
母を非常に必要としている時期に、母子分離を強制的にさせられてしまったことが精神発達の面で課題がでていると考える。

(2) 医師の診断結果

主障害は脳性まひ及び點頭てんかんである。左半身にまひがあるが、独歩でき、不調和であるが走ることも可能である。點頭てんかんは難治性で、抗てんかん剤を服用しているが、発作は頻発している。

最近の受診の結果では、ややレノックス症候群へ移行してきているとか、こだわり行動や破壊的行動等の不適応行動が多いことから、自閉症的な傾向が強いとの主治医の所見がある。

(3) 「CLAC-IIの検査結果」

「精研式CLAC (Check List For Autistic Child)-II (一般用)」は、自閉症スペクトラム児の行動特徴を把握することができる検査である。また、行動療法等の治療教育効果の判

定、治療・教育機関同士の共通理解などにも活用されている。検査を実施するにあたっては、指導者は保護者とよく懇談を行い、学校生活だけでは十分に把握できない実態を聞き取りして実施した。

「CLAC-IIの検査結果」によれば、食習慣と排泄のみが比較的順調に外円に近づいているが、本生徒は食習慣の落ち込みが目立つ。また、「遊び」、「対人関係」、「表現活動」は比較的低位に止まっており、自閉症児としての特徴をよく表している。

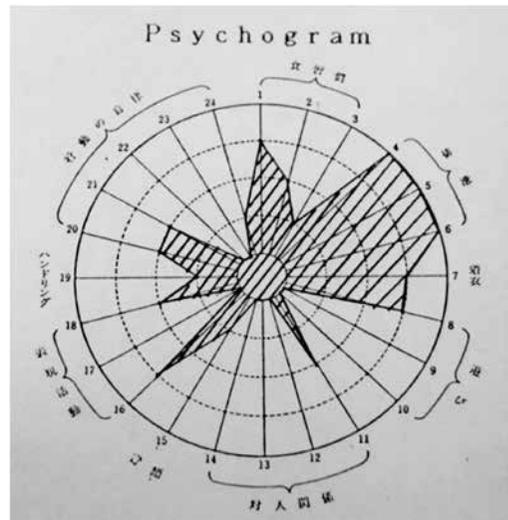


図1 A児のCLAC-IIの検査結果

(4) 日常生活の様子

a. 食生活の偏り

- ・牛乳に極端に偏った食習慣があり、学校では1本から3本ぐらい飲む。
- ・野菜や果物はほとんど摂らない。
- ・食欲もないことが多く、食事量が絶対的に不足している。

b. 破壊的な行動

- ・「M先生」「お母さん」と独り言を言いながら行動している。独り言を繰り返し、叫んだりする時は自分の世界に閉じこもってしまい、破壊行動が出やすい。
- ・机や椅子を倒して大暴れをすることがある。
- ・無抵抗の子や大人しい子を狙って、頭突きをする、鼻垢を指でほじって人の肌や服に付ける、興奮すると人を構わず顔を目掛けて唾を吐きかける等、人にあたる乱暴な態度が見られる。ただ、職員に対しては、あまりそういった行動は見られない。
- ・イライラしている時などに頭突きでガラスを割ることがよくある。
- ・休日の翌日は調子がよいが、2日目になるとこだわりが強くなり、暴れることがあって情緒が不安定になることが多い。

c. 学習面について

- ・1C2スタディという5人の学習集団で、知的障害の教育課程で学習している。
- ・音楽・職業・美術はよく授業に参加でき、体育・生活・自立活動の時間はこだわり行動が強く出ることが多く、集団への参加は難しい。
- ・文字の読み書きはほとんどできず、自分の氏名を読むことができない。
- ・教師の言葉は、簡単な二語文までの理解にとどまる。

d. その他

- ・振動や揺れが好きで、リヤカーや運搬車に乗せてもらうと、情緒が安定する。

- ・新聞や色画用紙を探し回る、自動車の本を持ち歩く、特定の場所で長時間にわたり水遊びを行う、スクールバス発着場の排水溝で何十分も唾を垂らす、教師や生徒の手首や膝の関節をつぶさに観察してニコニコしている等のこだわり行動がある。
- ・破壊音などの大きな音を好む、牛乳を飲んだ後プラスチックのコップを人のいないところへ投げる、ロッカーや防火扉などに肩や足をぶつけて発生する音を楽しむ、用水に大きな石を投げて大きな水音を楽しむなどの行動が見られる。

2. 実践方法

A児が、「見通しをもつ」ことで行動意欲を高め、小さくても「できたと感じられる」実践の積み重ねから「達成感をもつ」ことができることを考え、指導方法を開発した。しかし、粗暴なA児に対して、見通しをもたせる指導の前に、精神的な安定を図る必要がある。A児は、精神年齢的には3歳未満であるので、最低限のルールを守ることの大切さを教えることを優先した。

以下の3種類の指導法を実践することを方法とした。

- ・「最低限のルールを守ること」
- ・「行動に見通しをもつこと」
- ・「達成感をもつこと」

(1) 最低限のルールを守ることの大切さを教える方法

勝手な行動は絶対に許さないという心構え（規範意識の基盤育成）を指導者がもつ。

A児の実態	方法
<ul style="list-style-type: none"> ・言葉数が多いと、理解できない。 ・言語による理解は二語文程度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短い言葉でハッキリと伝える。
<ul style="list-style-type: none"> ・気分が良くない時に、机や椅子を倒して大暴れをすることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導場面では言葉数を少なくする。 ・抑制力を強くするために目線を強くする。 ・大きな動作でやってはいけないことを伝える。 ・子どもにべったりと密着することはせず、毅然とした態度で存在感を与えるようにする。

(2) 行動に見通しをもたせる方法

指導者は次の行動をタイミングよく伝える。(あまり先のことは伝えない)

A児の実態	方法
<ul style="list-style-type: none"> ・こだわり行動が弱くなる時がある。 ・視覚的な刺激が理解しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイミングを見て、図や絵を活用して、次の活動を伝える。 ・次の活動を短い言葉でハッキリと伝える

<ul style="list-style-type: none"> ・身振り・表情・音声の中から指導者の意図を読み取ろうとする。 ・目先の刺激に気がいきやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な動作や操作を示して模倣を促す。 ・次の活動を日課表で確認する。
---	---

(3) 達成感をもたさせる方法

継続して作業を行わせる。一定時間頑張れたことを評価して達成感へとつなげる。

A児の実態	方法
<ul style="list-style-type: none"> ・学習中に限らず、周期的に意識レベルの低くなる短い空白の時間がある。 ・一つの行動を長時間継続してできず、目的意識を失ってしまうことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意識レベルを低下させないために、精神活動を継続させるための刺激を根気よく、断続的に行う。 ・一連の指導場面の中では指導と反応の間の時間は数秒間程度ととらえ、指導する。
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的な刺激が理解しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的に理解しやすい教材を活用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・大きな音などの感覚刺激を好む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体物を操作して音をつくり出す。

IV. 結果

実際の指導場面でのA児の様子を以下の表のように、指導方法、具体的な手段と生徒の様子に分けて整理することとした。

1. 平成2年6月 勝手な行動は許さないという指導場面

指導方法	具体的な手段		生徒の様子
	短い言葉で伝える	視覚・聴覚に刺激を与える	
最低限のルールを守ることの大切さを教える方法	「今は給食の時間だよ」 「給食食べるよ」 「それから、水遊びするよ」と何度も繰り返す。	階段を降りて行こうとする彼の前に立ち塞がり、進行方向をブロックした。	階段の途中で動きが止まり、下へ降りるのを躊躇した。
		彼の顔を鋭い表情でにらみ、毅然とした態度で接した。	「お母さん、M先生」と何度となく繰り返し叫び、物を壊すぞと威嚇するような態度を始めた。
			近くを通った男性職員の問いかけに対して、相手の顔にいきなり唾を吐きかける攻撃的、挑発的な態度をとった。しばらくすると、ゆっくりと立ち上がって教室へ戻ることができた。

2. 平成2年10月 掃除の場面

指導方法	具体的な手段		生徒の様子
	短い言葉で伝える	視覚・聴覚に刺激を与える	
行動に見通しをもたせる方法	「次はゴミ捨て頼むよ」	2～3回ゴミ箱で床を叩いて音をたてる。 ゴミ箱を彼の近くまで持っていく。	A児は立ち上がって嬉しそうにスキップして教室を出ていき、上手にゴミ捨てができた。
	「次は机ふき頼むよ」「机ふき頼むよ」と簡潔にハッキリと話す。	指導者は雑巾をA児の前に差し出す。 A児の前で、机をふく動作をする。	A児は立ち上がり雑巾を持つ。 A児は雑巾を左右に動かし、机ふきを行う。
	「机ふくよ」「上手、上手」と何度も言葉をかける。	A児の前に立ち、次に拭く机を軽く叩いて注意を促す。 机ふきの動作は同時に模倣させる。	部分的に拭き残しはあるが一人で机ふきができた。 8人分の机をすべて自分一人で拭くことができた。

3. 平成2年11月 職業の場面（釘打ち作業）

指導方法	具体的な手段		生徒の様子
	短い言葉で伝える	視覚・聴覚に刺激を与える	
達成感をもたせる方法	「釘打ちするよ」「金槌でトントンするよ」と絶えず短い言葉で注意を喚起する。	A児は木の板に描かれた自動車の輪郭線をよく見て、釘打ちを行う。 指導者は輪郭線をハッキリと描き、キリで3mm間隔に穴を開けておく。	指導者が穴に釘を差し込んだところをよく見て、根気よく釘を打つことができた。
		指導者の釘打ちを行う動作を模倣して、A児はリズムよく釘を打つ。	金槌を動かす手の運動と釘が打ち込まれる時の音刺激が心地よいものになっていた。
	作業が20分間程度継続できたときは「よくがんばった」「がんばった」と賞賛する。	A児の集中力が落ちてきた時には、指導者はA児の視線を確認する。 4～5本の釘をパラパラさせたり、机を軽く叩いて音で注意を喚起する。	作業を始めた当初は継続できる時間を20分間に設定した。A児は何度も集中力が切れそうなることも見受けられたが、20分間釘打ち作業を続けることができた。

		<p>A 児の集中が切れて金槌を置くときは、指導者が A 児の表情やタイミングをみて金槌を直接手渡す。</p>	<p>聴覚と手の運動が調和して情緒が安定するようになった。 2～3 か月間指導すると、体調がよい時には40分ぐらい作業が継続してできた。</p>
--	--	---	--

V. 考察

1. 勝手な行動は絶対に許さないという指導者の姿勢が重要である。

勝手な行動は許さないという指導場面では、A 児からの威嚇などがあっても指導者が行く手を阻み、短くハッキリとした言葉で、毅然とした指導者の姿勢を示すことが重要になる。この姿勢がないと A 児の言いなりとなってしまう、望ましい生活習慣や行動がとれなくなってしまうからである。階段でならみ合った場面で A 児が教室に戻ることができた時は、指導者の気持ちが彼の攻撃的、挑戦的な態度に勝った一つの成果と考えている。勝手な行動は絶対に許さない姿勢が A 児に伝わった時であった。一方で、信頼関係の基盤をつくるには、A 児のこだわり行動を認め、好きな遊びを指導者と共有することも大切である。

まず、行動規範の基礎をつくることはどんな子どもにとっても大切なことである。指導者には、基本的な指示の徹底（言葉の精選）、生徒との信頼関係、一貫した姿勢を保つことが学校生活のどの場面でも求められる。

2. 行動に見通しをもたせる指導が大切である。

二語程度の言葉の理解が可能なので、行動誘導をさせるときには必ず簡単な言葉でハッキリと話をし、頷くか「はい」と返事をするのを確認する。そうしないと、言葉が全く入っていないことがあるからである。

掃除の場面では、ゴミ捨てを終わる直前に「次は机ふき頼むよ」と話し、A 児が「ふんふん」と頷くのを確認することが大切である。A 児はあまり先のことを見通す力が育っていないので、仕事が終わる直前のタイミングで次の仕事を話すことが必要である。行動や体験の積み重ねによって、A 児は二つ先のことを見通して行動できると考えている。また、見通しをもつことは A 児の情緒の安定や行動意欲につながっている。

3. 達成感を感じさせる指導が求められている。

机ふきや職業の指導事例から分かるように、集中力が短い周期で低下してしまうことも多いので、絶えず注意を喚起する指導が必要である。A 児には聴覚や視覚への刺激を通して集中力を保つため、指導者には釘をパラパラさせることや机を叩いたりすることが絶えず求められる。

教材の工夫としては、A 児が興味をもっている自動車を取り入れ、自動車の輪郭線に一定

間隔で穴をあけている。これは作業をし易くするためだけではなく、作業量が視覚を通して確認しやすくするためである。こうすることで、作業に見通しをもち、作業時間が増えてほしいとの指導者の願いからである。日々の体調を考えて、作業と休憩の時間を調整することで一定時間作業を頑張らせている。

最初から作業時間を長く設定することはA児には難しいので、5分間程度から始め、小休憩をはさみながら、作業時間を延ばしていくことが大切である。小さくとも達成感を数多く味わえるようにしている。A児にとっても、作業内容や時間に対する自信を少しずつつけることは、次への作業への見通しに生かされていく。自分は「これができる」と思えるものをつくるのが、生活への意欲や自信につながっていく。

4. 聴覚や視覚を活用することで、集中力を高める。

人の本質として、快を求め、不快を避けることはA児にとっても例外ではない。幸いにも、A児には聴覚過敏はなく、むしろ大きな音や声を好む傾向にある。聴覚や視覚などの感覚器を活用することが、A児には行動の理解がしやすく、集中力も高められる。さらに、A児が作業に集中するには、指導者の言葉をかけや大きな動作からA児の動きがリズムよくなっていくことが必要であると考えている。

職業の時間での釘打ちの作業は、聴覚と視覚の刺激がいいリズムとなっている。一つ一つの動作の繰り返しから規則正しいリズムが生まれ、集中力が高まって作業の継続時間が伸びて行っている。

A児は情緒が非常に変わりやすいという特性以外に、偏食や発作から体力がなく、フラフラしていることが多い。休日後は調子がよいことが多いが、登校後2日目以降になると体力がついて行かず欠席したり、こだわりが強く出たり、暴れたりすることもよくある。また、子どもから青年期への移行期で、身体と精神のバランスが崩れやすいことなどが継続した指導を難しくしている。まず、体調を整えなければ何も指導できないことを痛感するのみである。これからも、日々の実践を重ね、社会参加の基盤づくりに努めなければならない。

最後に、A児の事例は、特別支援学校でも不適応行動が多い生徒で支援が非常に難しいが、通常の学校においても共通する部分が多くあると考えている。研究目的にあげた3つのことは、子どもの規範意識の育成し、行動に見通しをもつことから一つの達成感につながっている。そして、日々の達成感の積み重ねが、自分の存在や価値を積極的に肯定できる自尊心や自己肯定感の育成へと結びついている。

引用文献

- 1) 小林孝 (2008) 「教育エッセイ教育つれづれ日誌」内田洋行教育総合研究所 学びの場 com, <https://www.manabinoba.com/tsurezure/9655.html>
- 2) 砂上史子・秋田喜代美・増田時枝・箕輪潤子・中坪史典・安見克夫 (2012) 「幼稚園の片付けにおける実践知：戸外と室内の片付け場面に対する語りの比較」『発達心理学研究』 23, 252 - 263
- 3) 山田耕世 (2010) 「子どもが見通しをもつためのScaffoldingの研究」『数学教育研究』 45 (1), 95-108
- 4) 磯野多恵 (2011) 「良さや特性を生かし、意欲的・主体的に取り組む子どもの育成を目指して ～活動の見通しと存在感をもたせる特別支援教育を通して～」香川県高松市立牟礼南小学校 (www.tmn-kyoiku-sinko-f.org/act/23_pdf/1206_toubetsushien.pdf)

参考文献

- 品川浩三 (2008) 『自閉児・その発達と指導』福村出版
全日本特殊教育研究連盟 (1989) 『自閉児指導のすべて』日本文化科学社
時実利彦 (1962) 『脳の話』岩波新書
松本和雄 (1997) 『子どもの脳と心』朱鷺書房
石井聖 (1987) 『自閉を活かす』学苑社

本論文は、1990年に「公益信託愛知県特殊教育推進連盟教育振興基金」から研究助成を受け、愛知県特殊教育推進連盟 で発表した資料を基に作成した。

研究ノート

保育者養成校における効率的ピアノ指導方法の模索 ～ 実習園で必要とされている楽曲やピアノ演奏技術を基に ～

玉田 裕人 国藤真理子

A Study on Efficient Education in Playing Piano at Childcare Training School
— Based on Musical Pieces and Piano Playing Skills Required in the Childcare Center —

Hiroto Tamada, Mariko Kunito

Abstract

In childcare training school, students generally must acquire piano playing skills for musical expression. However, many of them have difficulties in playing piano and go for practical training without overcoming their problems. Therefore, they are not able to show adequate performance at childcare center.

This paper examines efficient education in playing piano for students from author's perspective as a pianist, who has taught playing piano for students of all ages through experiences in study of styles for piano playing and actual performance activities. First of all, we conducted two surveys to grasp current situation. One is about what types of musical pieces and playing technique are necessary for in the field of childcare. The other is about how proficiently our college students are capable of playing piano.

要旨

保育者養成校において、音楽表現に必要な一つの方法として、ピアノ技術の習得が必要とってくる。しかしながら、保育者養成校で学ぶ学生の中には、ピアノ技術の習得に対し、多くの悩みを抱えているものが多数存在する。本研究では、ピアノ奏法研究や演奏活動、幼児から大人までの幅広い年齢層に対するピアノ実技指導に取り組んできた筆者が、演奏者視点で保育者養成校における効率的なピアノ指導方法を模索する。はじめに、保育現場で求められているピアノ技術や楽曲、本学学生のピアノ技術の現状を把握するため、調査を行った。

Keyword : music activities, piano lessons, preschools, nursery teacher, students

キーワード : 音楽活動 ピアノ学習 保育現場 保育者 学生

I. はじめに

筆者はこれまで、ピアノ奏法研究や演奏活動、幼児から大人までの幅広い年齢層に対するピアノ実技指導に取り組んできた。現在も、保育者養成校で教鞭を執る他、学外において積極的な演奏活動やピアノ実技指導の講座などを実施している。ピアノ奏法研究では、ピアノの扱い方やピアノ演奏時の身体の使い方・読譜力・表現力などの研究をし、演奏活動では、それらを活かして多くの聴衆の前でピアノを演奏し、聴衆の反応や感情の動きなどを肌で感じてきた。また、ピアノ実技指導では、多様な視点や角度で、幅広い年齢層が抱えるピアノ演奏に対する疑問や悩みを解決する方法を模索してきた。

本研究では、保育者養成校に在籍する学生が抱えるピアノ学習に対する多くの課題や悩みの解決法を、筆者がこれまで培ってきた経験を基に、演奏者視点から模索する。

II. 問題と研究目的

周知のとおり、保育者養成校に在籍する学生は、二年間または三年間で、保育現場のニーズに十分に答え得るピアノ技術を習得しなければならない。幼稚園教育要領に記されている「感じたこと、考えたことなどを音や動きで表現する¹⁾」などの要求に応えるには、一定のピアノ技術が必要となる。しかしながら、荻田により「幼児・初等教育の指導者養成校である短期大学や4年制大学の教職課程に在籍する学生が、卒業時までには教育現場のニーズに十分に答え得る技能を身に付けることは、甚だ難しいように思われる。²⁾」と言及されている。限られた時間の中でピアノ技術を習得させる事は非常に困難であり、多くの保育者養成校が抱える問題である。

本学では、保育活動を展開するためのピアノ技術の習得を目指すため、一年次に「保育の表現技術・音楽Ⅰ」、二年次ないし三年次には「保育の表現技術・音楽Ⅱ」および「保育の表現技術・音楽実践演習」を開講している。「保育の表現技術・音楽Ⅰ」では、保育士資格、幼稚園教諭二種免許取得のために必要な基礎的ピアノ技術および音楽理論、知識の習得を図り、「保育の表現技術・音楽Ⅱ」「保育の表現技術・音楽実践演習」では、「保育の表現技術・音楽Ⅰ」の内容を基礎として、音楽表現の実践力と応用力を身に付け、保育現場に必要なレパートリーを増やし、幅広い音楽表現力を身に付けていくことを目的としている。ピアノ技術習得のため、様々な教授活動が行われているが、前述のとおり、限られた時間の中でピアノ技術を習得させる事が非常に困難である事は本学とて例外ではない。筆者も、本学の学生と向き合った時、一人一人がピアノに対して何らかの悩みを抱え、ピアノ実技の習得に対し苦手意識が強く、就職後にピアノを弾く事に不安を抱いている事を強く感じた。

そこで本研究では、保育者養成校に在籍する学生が抱えているピアノ学習に対する現状を把握し、より効率的なピアノ指導方法を模索するため、実際に実習園で必要とされている楽曲やピアノ技術を調査した。

Ⅲ. 研究方法

1. 対象者及び方法

保育園・幼稚園実習を終えた本学に在籍する卒業学年2年履修コース57名と3年履修コース41名の計98名を対象にして、質問形式によるアンケート調査を実施した。

2. 調査期間

2015年（平成27年）2月に実施した。

3. 倫理的配慮

調査対象者に対し倫理規定を配布し、研究目的や個人情報保護について十分な理解を得た上で、調査を実施した。

Ⅳ. 結果

1. 実習におけるピアノの必要性

実習先におけるピアノの必要性を調査したところ、保育園幼稚園共に半数以上がピアノを必要としており、特に幼稚園では80%の学生がピアノを必要としていたと答えた（図1. 参照）。

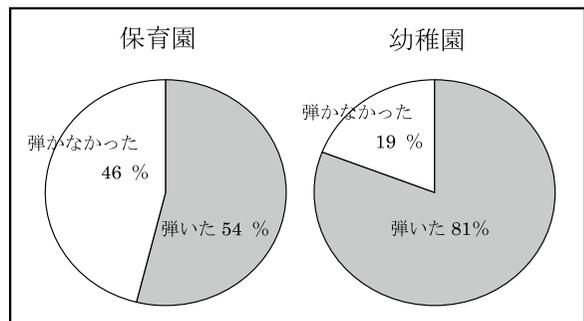


図1. 実習におけるピアノの必要性 (n=98)

2. 苦勞した点

ピアノ学習に関して「苦勞した点」を調査したところ、「歌いながらピアノを弾くというのが難しくて大変でした。」「ピアノは得意ではないので、幼稚園実習で出された課題曲が難しくてとても苦勞しました。」や「難しい曲だった為、弾きやすくコードで弾けるように練習したが、慣れない環境や緊張から子どもに合わせて弾くことができなかった。」などの意見が見られた。これらを、「技術」

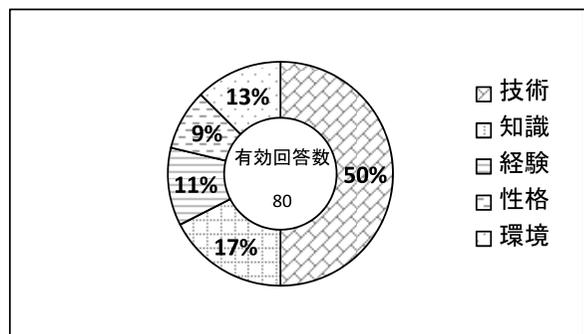


図2. 苦勞した点

「知識」「経験」「性格」「環境」の5つにカテゴリー分けしたところ、「技術」に対する意見が50%、「知識」に対する意見が17%、「経験」に対する意見が11%、「性格」に対する意見が9%、「環境」に対する意見が13%である事が明らかとなった（図2. 参照）。

3. 反省点

ピアノ学習におけるこれまでの「反省点」を調査したところ、「弾き歌い・王道な季節のうたはスラスラと暗譜できるくらい練習しておけばよかった」や「もっとピアノに触れておけばよかったといった」などの意見が見られた。これらを、「技術」「知識」「経験」「性格」「環境」の5つにカテゴリー分けしたところ、「技術」に対する意見が54%、「知識」に対する意見が22%、「経験」に対する意見が18%、「性格」に対する意見が0%、「環境」に対する意見が6%である事が明らかとなった(図3. 参照)。

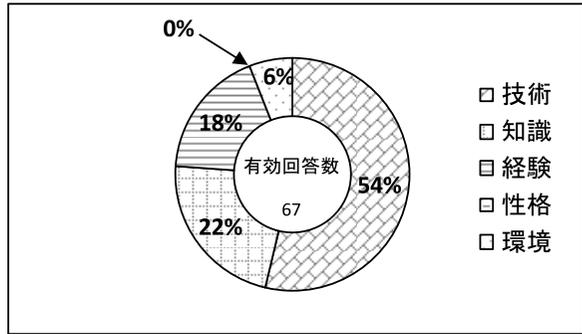


図3. 反省点

4. 指導への提案

今後のピアノ学習における「指導への提案」を調査したところ、「楽典ドリルを用いての授業もいると思った」や「基礎をもう少ししっかりやりたかった(音符の長さ、姿勢など)」などの意見が見られた。これらを、「技術」「知識」「経験」「性格」「環境」の5つにカテゴリー分けしたところ、「技術」に対する意見が21%、「知識」に対する意見が33%、「経験」に対する意見が12%、「性格」に対する意見が5%、「環境」に対する意見が29%である事が明らかとなった(図4. 参照)。

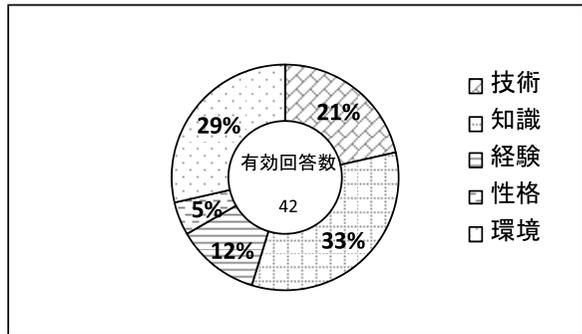


図4. 指導への提案

5. 後輩へのアドバイス

ピアノ学習における「後輩へ向けてのアドバイス」を調査したところ、「毎日の練習が重要」や「積み重ねで弾けるようになっていくので、とにかくピアノに触ることが大切」などの意見が見られた。これらを、「技術」「知識」「経験」「性格」「環境」の5つにカテゴリー分けしたところ、「技術」に対する意見が74%、「知識」に対する意見が2%、「経験」に対する意見が12%、「性格」に対する意見が8%、「環境」に対する意見が4%である事が明らかとなった。(図5. 参照)

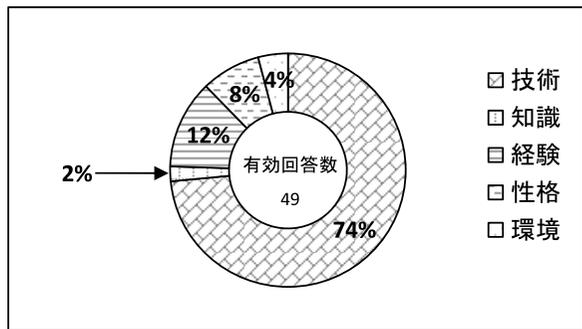


図5. 後輩へのアドバイス

6. 保育現場が求めているピアノ技術のレベル

保育現場で求められているピアノ技術のレベルを、実際に実習園で使用されている楽曲は101曲であり、その内、本学で指導している楽曲が70曲、また、J-POPや合唱曲などの楽曲が31曲であった。

7. ピアノ初心者の割合

本学に在籍する学生の入学前のピアノ経験数を調査したところ、2年履修コースの学生では32%、3年履修コースの学生では26%がピアノ未経験である事が明らかとなった。(図6. 参照)

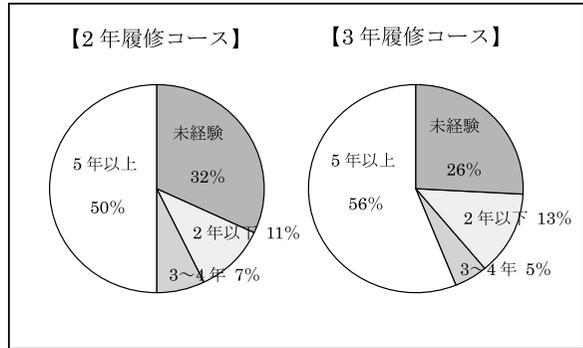


図6. 入学前ピアノ経験数 (n=98)

V. 考察

1. 実習におけるピアノの必要性

2年履修コース・3年履修コースの学生に対し、実習先におけるピアノの必要性を調査したところ、保育園では54%、幼稚園では81%の学生がピアノを必要としていたと答えたことから、保育園実習や幼稚園実習におけるピアノ必要性が窺える。

2. 本学学生のピアノ学習に対する意見

「苦勞した点」、図3. 「反省点」、図5. 「後輩へのアドバイス」からは技術に対する意見が多かった事に対し、図4. の「指導への提案」では、知識に対しての意見が多く見られたことから、学生たちは、技術の必要性や大切さは理解しているものの、どのように技術を習得したら良いかという知識の習得方法を理解できていない事が分かる。

3. 保育現場が求めているピアノ技術のレベル

殆どの楽曲がバイエル修了程度で弾けることから、保育者養成校では、「バイエルピアノ教則本」レベルのピアノ技術を二年ないし三年で習得させる事ができれば、保育園実習・幼稚園実習や卒業後に求められるニーズに応えられる事が分かる。また、これに関しては、演奏者の視点から見ても同様な事が言える。(図7. を参照)

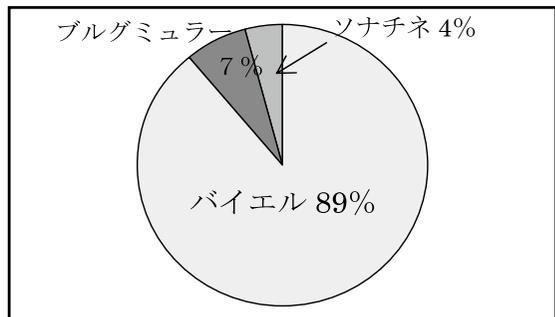


図7. 保育現場で必要とされる楽曲のピアノ技術レベル

4. ピアノ初心者の割合

近年では、保育者養成校入学後に初めてピアノに触れるといったピアノ初心者の学生が増えていると言われているが、本学も例外ではなく、入学してくる3割程度の学生はピアノ未経験である事が示された。

5. まとめ

本研究では、改めて多くの保育現場において、実習時や就職後に一定のピアノ技術の習得が求められている事が明らかとなった。また、保育現場で演奏されている楽曲の殆どが「バイエルピアノ教則本」程度で演奏できることや、ピアノ学習に対して悩みを抱えている学生の多くが技術の大切さは理解できているものの、どのように技術を習得したら良いのかを把握できていないという実態も明らかとなった。

保育者養成校におけるピアノ学習の問題は10年以上前から研究が続けられているが、安田らが、「保育者養成機関でのピアノ学習の現実、有効に機能していない極めて問題のある憂うべきもので、学生は大きな負担と不安と緊張を感じ、教員も学習効果を上げるのに頭を悩ませ、有効な解決策を絶えず模索しながら、至難で困難な課題だと認識し、学習効果を上げるには授業時間が少なすぎ、学生の自発的な過酷で膨大な練習に期待するしかないが、学生の多くは練習が好きではなく、その結果、単位を習得出来ない学生も少なくない。それでも社会、つまり保育現場や採用試験が要求するピアノ能力は年々増すばかりで、それに応えるためには非常な効率化が要求されるが、そのようなことは実現されるはずもなく、その結果、社会の要求にも十分に答えられない、ということになる³⁾」と述べるように、未だに多くの保育者養成校で解決策が見つからない事が実状である。今後もこれらの解決策が見つからない限り、保育者養成校の学生の多くはピアノ学習に対して不安や抵抗を抱き、保育者になる事を諦めてしまうほか、保育現場が求めるピアノ技術を十分に習得できないまま卒業し就職したが故に、一年も経たないうちに退職してしまう者も出てくるであろう。

一見すると「バイエルピアノ教則本」レベルのピアノ技術を習得させる事、そのための技術や知識を学生に指導するという事はとても単純な事のように思える。しかし、そこには学生自身による長時間の自主練習の継続が不可欠であり、二次ないし三次の期間で習得させなければならないという時間の壁が立ち上がる。これらは、近年増加傾向にあるピアノ未経験者にとって非常に過酷な事であり、そうした者に対しては、卒業後どこか入学して10か月後に控えた実習までにピアノ技術の習得をする事はもはや不可能な事にすら思える。しかしながら、本学の学生の中にはピアノ未経験者でありながら、実習に臨むまでに保育現場が求める一定のピアノ技術を習得した者が在籍する。また、レ・フレールの斎藤 守也や第10回浜松国際ピアノコンクールの出場者であるアントニウ・ナギなど、12歳からピアノの勉強を始め音楽家として活躍している者がいる事も確かな事実である。筆者は、そうした部分を追究する事で、安田らが述べていた「非常な効率化」が可能であると考えられる。

今後は、本研究の結果を基にピアノ学習指導の方法やカリキュラムの見直しを実施し、保育者養成校に在籍する全ての学生のピアノ技術を、いかに最短で教育現場のニーズに応え得るレベルまでもっていくかという課題に向け、非常に効率的な指導の方法を模索していく。

そして、保育者を目指す学生が抱えているピアノ学習に対する不安や悩みを解消し、保育の現場で求められている音楽表現ができる保育者を一人でも多く育てていきたい。

引用文献

- 1) 文部科学省 (2018) 「幼稚園教育要領 > 第2章 ねらい及び内容」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/nerai.htm)
- 2) 萩田泉, 2012, 「幼児・初等教育の指導者養成におけるピアノ指導法の研究—初心者の学習意欲を高める教授法について—『四天王寺大学紀要』53: 215-232頁
- 3) 安田寛, 長尾智絵 「『保育におけるピアノの流行』と保育者養成機関ピアノ教員の関心の在り方との関係について」『奈良教育大学紀要』第59巻第1号, 2010年, 167頁

調査項目の概要

1. (1) 大学入学前のピアノ経験はどのくらいでしたか？：

なし ・ () 才 ～ () 才までの()年間

(2) 入学してから現在までの一週間の平均自主練習時間（授業以外）はどのくらいでしたか？あてはまる日数と時間に○をつけてください。

「1年次」

1日 ・ 2日 ・ 3日 ・ 4日 ・ 5日 ・ 6日 ・ 7日

10分程度 ・ 20分程度 ・ 30分程度 ・ 40分程度 ・ 50分程度 ・ 60分
分以上

「2年次」

1日 ・ 2日 ・ 3日 ・ 4日 ・ 5日 ・ 6日 ・ 7日

10分程度 ・ 20分程度 ・ 30分程度 ・ 40分程度 ・ 50分程度 ・ 60分
分以上

「3年次」(3部の学生のみ)

1日 ・ 2日 ・ 3日 ・ 4日 ・ 5日 ・ 6日 ・ 7日

10分程度 ・ 20分程度 ・ 30分程度 ・ 40分程度 ・ 50分程度 ・ 60分
分以上

(3) 音楽Ⅰを終えた時点での進捗状況を教えてください。

「赤本の進捗」 80番以上 ・ 60番以上 ・ 50番以下

「弾き歌い」 10曲以上 ・ 5曲以上 ・ 0～2曲

(4) 現時点での音楽Ⅱの進捗状態を教えてください。

「弾き歌い」 20曲終わっている ・ 20曲中()曲目

2. (1) あなたは実習先でピアノを弾きましたか？保育園・幼稚園それぞれ答えて下さい。
 保育実習Ⅱと幼児教育実習Ⅱをもとにお答えください。

回答例) 実習保育園：公立・**私立** (愛知文教) 保育園 **弾いた** ・
 弾かない

「保育実習Ⅱ」：公立・私立 () 保育園 弾いた ・
 弾かなかった

「幼児教育実習Ⅱ」：公立・私立 () 幼稚園 弾いた ・
 弾かなかった

(2) (1)の内一方でも「弾いた」と答えた人は下記の1)~5)の質問に答えてください。
「弾かなかった」と答えた人は「3.」からの質問に答えてくだ
さい。

保育実習Ⅱ	幼児教育実習Ⅱ
1) 実習で弾いた楽曲は何曲でしたか？ (曲)	1) 実習で弾いた楽曲は何曲でしたか？ (曲)
2) 知っていた楽曲は何曲ありましたか？ (曲)	2) 知っていた楽曲は何曲ありましたか？ (曲)
3) 下記の楽曲の中から、実際に実習で弾いたものに ○をつけて下さい。	3) 下記の楽曲の中から、実際に実習で弾いたものに ○をつけて下さい。
【園生活】 () おはようのうた () あくしゅでこんにちは () せんせいとおともだち () おはなしゆびさん () おかたづけ () おててをあらいましょう () おべんとうのうた () はをみがきましよう () おかえりのうた () さよならのうた	【園生活】 () おはようのうた () あくしゅでこんにちは () せんせいとおともだち () おはなしゆびさん () おかたづけ () おててをあらいましょう () おべんとうのうた () はをみがきましよう () おかえりのうた () さよならのうた

<p>【いろいろなうた】</p> <p>() もりのくまさん () のチャチャチャ () うちゅうせんとうた () ふしぎなポケット () いぬのおまわりさん () てのひらをたいように () やまびごっこ () アイアイ () ミッキーマウスマーチ () きょうからおともだち</p>	<p>【いろいろなうた】</p> <p>() もりのくまさん () のチャチャチャ () うちゅうせんとうた () ふしぎなポケット () いぬのおまわりさん () てのひらをたいように () やまびごっこ () アイアイ () ミッキーマウスマーチ () きょうからおともだち</p>
<p>【あそびのうた (続 200)】</p> <p>() いっぱんばしこちょこちょ () おてらのおしょうさん () 小さな庭 () ねこの子 () とんとんとんひげじいさん () アブラハムの七人の子 () からだあそびのうた () がたがたバス () グーチョキパーでなにつくろう () はしるよ汽車ぽっぽ</p>	<p>【あそびのうた (続 200)】</p> <p>() いっぱんばしこちょこちょ () おてらのおしょうさん () 小さな庭 () ねこの子 () とんとんとんひげじいさん () アブラハムの七人の子 () からだあそびのうた () がたがたバス () グーチョキパーでなにつくろう () はしるよ汽車ぽっぽ</p>
<p>【みんなのうた (続 200)】</p> <p>() 世界中のこどもたちが () バスごっこ () さんぽ () みんなともだち () こぶたぬきつねこ () にんげんっていいな () ドレミの歌 () きのこ () 北風小僧の寒太郎 () ドキドキドン！一年生</p>	<p>【みんなのうた (続 200)】</p> <p>() 世界中のこどもたちが () バスごっこ () さんぽ () みんなともだち () こぶたぬきつねこ () にんげんっていいな () ドレミの歌 () きのこ () 北風小僧の寒太郎 () ドキドキドン！一年生</p>
<p>【春のうた (100)】</p> <p>() ちょうちょう</p>	<p>【春のうた (100)】</p> <p>() ちょうちょう</p>

<p>() チューリップ</p> <p>() ぶんぶんぶん</p> <p>() こいのぼり</p> <p>() かたつむり</p> <p>() お花がわらった</p> <p>() めだかのがっこう</p> <p>() ことりのうた</p> <p>() あめふりくまのこ</p> <p>() かえるのがっしょう</p>	<p>() チューリップ</p> <p>() ぶんぶんぶん</p> <p>() こいのぼり</p> <p>() かたつむり</p> <p>() お花がわらった</p> <p>() めだかのがっこう</p> <p>() ことりのうた</p> <p>() あめふりくまのこ</p> <p>() かえるのがっしょう</p>
<p>【夏のうた (100)】</p> <p>() とんぼのめがね</p> <p>() たなばたさま</p> <p>() ありさんのおはなし</p> <p>() みずあそび</p> <p>() とんでったバナナ</p> <p>() 海</p> <p>() ひまわり</p> <p>() トマト</p> <p>() しゃぼんだま</p> <p>() せみのうた</p>	<p>【夏のうた (100)】</p> <p>() とんぼのめがね</p> <p>() たなばたさま</p> <p>() ありさんのおはなし</p> <p>() みずあそび</p> <p>() とんでったバナナ</p> <p>() 海</p> <p>() ひまわり</p> <p>() トマト</p> <p>() しゃぼんだま</p> <p>() せみのうた</p>
<p>【秋のうた (100)】</p> <p>() まつぼっくり</p> <p>() やまのおんがくか</p> <p>() もみじ</p> <p>() いもほりのうた</p> <p>() まっかな秋</p> <p>() たき火</p> <p>() 小さな秋みつけた</p> <p>() きくの花</p> <p>() おおきなたいこ</p> <p>() おおきなくりのきのしたで</p>	<p>【秋のうた (100)】</p> <p>() まつぼっくり</p> <p>() やまのおんがくか</p> <p>() もみじ</p> <p>() いもほりのうた</p> <p>() まっかな秋</p> <p>() たき火</p> <p>() 小さな秋みつけた</p> <p>() きくの花</p> <p>() おおきなたいこ</p> <p>() おおきなくりのきのしたで</p>
<p>【冬のうた (100)】</p> <p>() 雪</p> <p>() あわてんぼうのサンタクロース</p> <p>() ジングルベル</p> <p>() サンタクロース</p>	<p>【冬のうた (100)】</p> <p>() 雪</p> <p>() あわてんぼうのサンタクロース</p> <p>() ジングルベル</p> <p>() サンタクロース</p>

() お正月	() お正月
() まめまき	() まめまき
() うれしいひなまつり	() うれしいひなまつり
() 思い出のアルバム	() 思い出のアルバム
() 一年生になったら	() 一年生になったら
() そつぎょうしきのうた	() そつぎょうしきのうた

(3) その他に、実習園で弾いた楽曲がある場合、その楽曲の**タイトル・作曲者**を、分からない場合は、

歌詞の出だしなどを記入してください。

保育実習Ⅱ	幼児教育実習Ⅱ

(4) 実習先から、いつ楽曲が指定されましたか？いずれかに○をつけてください。

「**保 育 実 習 Ⅱ**」 : 実習前 ・ 実習初日 ・ 部分実習の前

「**幼児教育実習Ⅱ**」 : 実習前 ・ 実習初日 ・ 部分実習の前

3. 実習において、下記のスキルがどの程度必要だと感じましたか？いずれかを○で囲んで下さい

「**ピアノが演奏できる**」

とても必要 ・ 必要 ・ ふつう ・ 必要ない ・ 全く必要ない

「**スムーズに弾き歌いができる**」

とても必要 ・ 必要 ・ ふつう ・ 必要ない ・ 全く必要ない

「**初見 (その楽譜を初めて見て、ただちに歌い、または演奏すること)**」

とても必要 ・ 必要 ・ ふつう ・ 必要ない ・ 全く必要ない

4. 実習を終えて、ピアノ学習に関する感想を書いてください。

○ ピアノに関して、「**苦勞した点**」を記入してください。

○ ピアノに関して、「**事前にもっと行っておけば良かったと思う点**」を記入してください。

○ 今後の音楽の授業で、「**このような事を指導してほしい、こうした指導をしてほしいと思う事**」を記入してください。

○ 最後に、「**後輩に向けてのアドバイス**」などを記入してください。

以上です。ご協力有難うございました。

研究ノート

保護者の養育力を高める子育て支援 — 初めての子育てをする保護者の相談内容の分析 —

浅野 順子 柘宜佐統美 赤塚 徳子
横井 幸江 青山加代子

Childcare Support for Developing Parents' Nurturing Skills
— Consultation Analysis of First Parenting —

Junko Asano, Satomi Negi, Noriko Akatsuka,
Yukie Yokoi, Kayoko Aoyama

Abstract

The aim of this study is to explain parents' apprehension about rearing a child for the first time discussing what kinds of supports or services would be needed to develop their own ability for child care.

We conducted a questionnaire survey filled in by 100 parents who have the first toddler up to 18 months old about the environment for bringing them up and their apprehension therewith. The survey reveals that some parents feel unsure about such things as how to introduce baby food, raise children, play with them, discipline them and so on. Others claim that they are uneasy in their career.

The current trend is towards more nuclear families, where a variety of information on childcare is getting more and more difficult to be handed down among the members of a family. Crucially, the number of parents who are worried about raising and disciplining children besides having their own trouble is gradually increasing. It is required for nursery teachers to acquire skills of satisfying the needs of parents and to give them useful advice about the ways of taking care of their children. It is urgent to set up some efficient systems to develop parents' nurturing skills.

要旨

本研究の目的は、初めての子育てをする保護者の不安を明らかにし、保護者自身の養育力を高めるためにはどのような支援が必要かについて検討することである。調査方法は、子育て支援センターを利用している1歳6ヶ月までで初めての子育てをしている保護者100人に、

子育ての環境や不安についてアンケート調査を行った。保護者は、離乳食に対する不安以外に、育て方、遊び方、しつけや、自分自身の仕事関係について不安を持っていた。家族の単位が小さく、子育ての伝承がされにくい現状の中で、子どもの育て方・しつけ方に悩み、保護者自身の問題も抱えている現状が明らかになった。子育て支援の現場で初めての子育てをする保護者からの相談やうまく関われない姿から、保育士には保護者のニーズを見極め、関わり方に気づかせる等のスキルが求められる。保護者の養育力を高める子育て支援が必要であると考える。

Keywords : first parenting, guardians, childcare support

キーワード : 初めての子育て、保護者、子育て支援

I. はじめに

家庭の子育て力低下が問題視される中、保育や子育て支援の現場においては保護者からの様々な相談が寄せられる。保育所保育指針の改定により、子育て支援の重要性がさらに強調され、保育者の専門性を活用し、保護者を支えることが求められている。

厚生労働省の報告¹⁾によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は年々増加し、平成29年度中に全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は13万3,778件であった。前年度より11,203件の増加(対前年度比109.1%)の過去最多であり、深刻化する現状が明らかとなっている。虐待件数は、「心理的虐待」が7万2,197件と最も多く、次いで「身体的虐待」が3万3,223件、「ネグレクト」が2万6,818件、性的虐待が1,540件であった。虐待により子どもの心に深い傷を与えるだけでなく、身体の障害や死亡といった最悪の結果を招く危険性も孕んでいる。平成28年度の虐待による死亡人数(心中以外)は49人で、死亡した子どもの年齢は0歳児が32人と最も多く高い割合を占め、その中でも「0か月」が16人であった。また、児童相談所の児童虐待相談受付件数は0～3歳に多いことや、主な虐待者別構成割合(2016)は、「実母」が48.5%と最も多く、次いで「実父」が38.9%であった。これらの現状を踏まえ、核家族化や近隣関係の希薄が進行する現代において、母親への支えが重要であるといえる。

出産まで子どもと関わった経験が無く、初めての子育てをする保護者は、子どもとのかかわり方や世話の仕方に戸惑いや不安を感じることも多い。筆者らが携わる保育現場や子育て支援の場では、子どもとの遊び方が分からず、子どもを傍観するだけの親や、子どもに無関心であったり、スマートフォンを手放せない親を目にすることがある。また一方で、過度の育児不安や育児負担を抱え、うつ傾向のある母親もいる。中日新聞(2018年9月6日付)²⁾では、『妊産婦死因 自殺が最多』と報道されたが、妊産婦死亡の調査結果から、自殺者の65%は初産で自殺の時期は産後1年を通して起きていることがわかった。子育てへの不安やストレスによって起きる産後うつが原因と考えられる。そこで、生活の変化や、経験不足による不安感を抱きやすい初めて子育てする保護者に焦点を当て、初めての子育てにおいてはどのようなことに悩み、不安を感じているかについて明らかにし、保護者の養育力を高めるための子育て支援について検討する。

II. 研究目的

本研究の目的は、1歳6ヶ月までの子どもを持ち、初めての子育てをする保護者100人に、子育ての環境や不安内容についてのアンケート調査をして保護者の現状を知ることである。

III. 研究方法

調査時期は2018年9月20日～10月5日までとし、A県I市内2つの子育て支援センターにて実施した。利用者のうち1歳6ヶ月までの初めての子育てをしている保護者100人を対象に無記名式質問紙調査を行った。

IV. 結果

1. 基本属性

表1 家族人数

家族人数	名	%
3人	82	82
4人	9	9
5人	3	3
6人	2	2
7人	1	1
その他	3	3
合計	100	100

家族人数（表1）は、82%が3人の核家族での生活をしており、家族の単位は小さいことがわかった。

表2 家族構成 n=122

同居家族	名	%
夫	98	80
義父	7	6
義母	8	7
自分の父	1	1
自分の母	3	2
その他	5	4
合計	122	100

家族構成（表2）は、両親と子どもという最小の家族構成が80%だった。

2. 子育てについて

表3 子育ての協力者の有無

協力者	いる	いない	合計
名	95	5	100
%	95	5	100

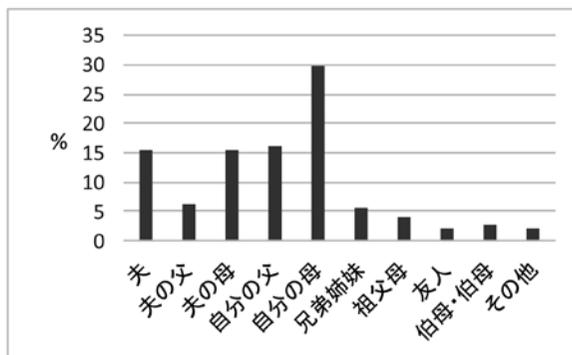
子育ての協力者がいない中で5%の人が子育てをしている現状があった。

子育ての協力者（複数回答）は、1位の54人が自分の母をあげている。2位は自分の父29人、3位が夫、夫の母となっている。少数ではあるが友人もあった。

表4 子育ての協力者 n=181

協力者	名	%
夫	28	15.5
夫の父	11	6.1
夫の母	28	15.5
自分の父	29	16.0
自分の母	54	29.8
兄弟姉妹	10	5.5
祖父母	7	3.9
友人	4	2.2
伯母・伯母	5	2.8
その他	4	2.2
合計	181	100

図1 子育ての協力者



子育てについて相談できる人について、相談者がいない人が1人あった。

表5 子育てについての相談者の有無

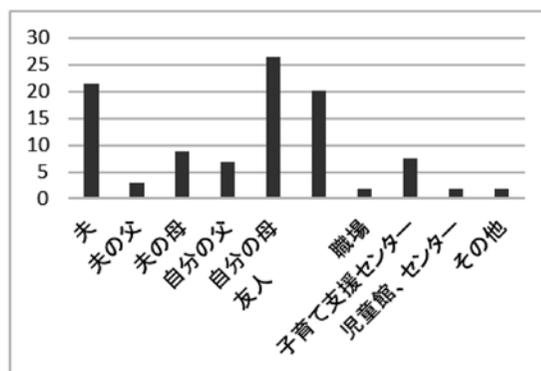
相談者の有無	いない	いる	合計
名	1	99	100
%	1	99	100

相談できる人（複数回答）は、1位の82人が自分の母をあげている。2位は夫が66人、3位が友人62人となっている。子育て支援センターや児童館児童センター等公共の施設で相談できるとした人があわせて29人あった。

表6 子育てについての相談相手 n=308

相談相手	名	%
夫	66	21.4
夫の父	9	2.9
夫の母	27	8.8
自分の父	21	6.8
自分の母	82	26.6
友人	62	20.1
職場	6	1.9
子育て支援センター	23	7.5
児童館、センター	6	1.9
その他	6	1.9
合計	308	100

図2 子育てについての相談相手

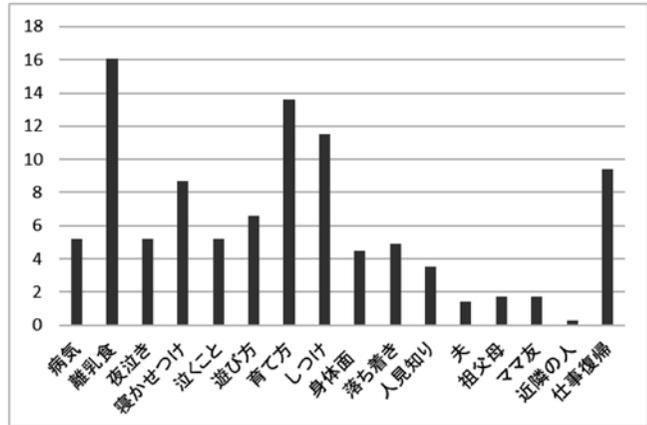


子育ての不安内容（複数回答、最大3つまで選択）については、1位は46人が離乳食、2位は育て方39人、3位がしつけ33人。4位に仕事復帰に関わることを27人があげている。

表7 子育ての不安内容 n=286

不安内容	名	%
病気	15	5.2
離乳食	46	16.1
夜泣き	15	5.2
寝かせつけ	25	8.7
泣くこと	15	5.2
遊び方	19	6.6
育て方	39	13.6
しつけ	33	11.5
身体面	13	4.5
落ち着き	14	4.9
人見知り	10	3.5
夫	4	1.4
祖父母	5	1.7
ママ友	5	1.7
近隣の人	1	0.3
仕事復帰	27	9.4
合計	286	100

図3 子育ての不安内容



V. 考察

今回のアンケート調査の中から、初めての子育てをしている保護者の不安が具体的に明らかになった。アンケート対象者の82%が家族の単位が小さく、子育ての伝承がされにくい現状の中で子育てをしており、少数ではあるが、子育ての協力者もなく相談できる人がいない環境での子育てをしていることがわかった。小林（2014）³⁾は、都市化、核家族化の進展は家庭の養育能力を希薄にし、「子育てのノウハウに迷う保護者」、「養育代行者がいないので片時も子どもから離れられず、自分の時間を持ってないというストレスを抱えた母親」、「家庭内にも近隣にも相談する人がいないので育児に不安を抱く親」などが大都市の家庭保育の実態であると述べている。とくに保育所にも幼稚園にも就園していない乳幼児を持つ母親の「孤独な育児」をいかに支援していくかが課題としている。

今回の調査の対象者は初めての子育てをしている保護者であり、まさに家庭環境から見て子育てのノウハウが伝承されにくい状況での子育てに直面している保護者であると言える。

調査の中で明らかになった子育ての不安な内容としては、「離乳食」が一番多かった。離乳食自体にかかる時間や工夫に悩むよりは、初めて食べさせるタイミングや進め方、食べない時はどうしたら良いのか等を不安に思っている。続いて「子どもの育て方（世話の仕方）」、「しつけ方がわからない」が多かった。現場で実際に相談を受けた内容の中で、しつけ方に

については、「育児雑誌やネットの情報などから、子どもの自主性を育てるために子どもの気持ちを尊重して、やりたいことをさせてきたが、どこまでやらせたら良いかわからない」のように子どもに密着しすぎて事の善し悪しの判断ができない保護者もいる。また、仕事復帰に関わる内容としては、年度途中からの入園に対するリスクとして希望する保育園に入園できない現状を受けてやむを得ず育児休業の延長を申請したり、希望の保育園に入園しても、育児休業が明けてスタートした現実の仕事と育児の両立で思うように子育てができないストレスを抱えてしまう姿が見られる。少数ではあるが、夫や祖父母、ママ友、近所の人等の人間関係に不安を抱いていることもわかった。これらのことは、何よりも精神的な負担が大きい。保護者自身を取り巻く人間関係や仕事に関する不安といった、直接的な子どもに関する事以外の不安が14.5%あり、これらは精神的ストレスにつながり、中日新聞であげていた産後うつ誘因になると考えられる。倉橋ら(2005)⁴⁾はメンタルヘルスの観点から若年層の母親を対象に調査を行い、一人目の子どもの時が母親のうつ出現率が高く子育てに関する不安が高いとしている。また小林(2014)⁵⁾は「核家族の進行する今日祖父母から子育て経験を聞くことも手助けを得ることもなくなった……とくに困るのは、3歳未満児の育児のようです。言葉による明確な意思表示がないので、子どもの心を読みとる感性や細やかな観察などが必要となります」と述べている。このように初めての子育てで抱えるストレスや家庭の養育力が低下している中で支援者に求められることは、保護者の多様な課題を見つけられる資質を備えることや、地域の社会資源に対してネットワークを持ちながら地域で子育てが支えられる支援ができるような幅広いスキルを身につけることが重要だと考える。

子どもとの関わり方がわからない保護者には、支援者が子どもと一緒に遊び、関わり方のモデルとなったり、子どもの気持ちを伝えながら子どもの発達や子どもの心を読み取る感性や関わり方を間接的に気づかせたりするスキルが必要である。また、個別の相談内容に対して、保護者の気持ちを受容しながら一緒に考え保護者のニーズを見極め、多様な保護者のニーズに合った支援ができるスキルが求められる。このように、保護者の養育力を高める子育て支援が必要であると考えられる。

著者資格:JAは、研究の着想から原稿作成の全プロセスに貢献した。SNとNAは、分析・解釈・考察について貢献した。YYとKAは、論文全体の完成度について貢献した。全ての著者は最終原稿を読み、了承した。

引用文献

- 1) 厚生労働省 (2018) 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第14次報告)、平成29年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数及び平成29年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果』
(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000173365_00001.html 2019.1.5)
- 2) 中日新聞朝刊「妊産婦死因 自殺が最多-15～16年で102人 産後うつ原因か」 2018年9月6日
- 3) 小林育子 (2014) 『演習保育相談支援』 萌文書林、p 13-14.
- 4) 倉橋しのぶ・太田晶子・松岡治子・常磐洋子・竹内一夫 (2005) 「乳幼児検診に来所した母親のメンタルヘルスに及ぼす因子の検討—対象児の年齢との関連—」 『日本女性心理学雑誌』 10 (3)、181-186.
- 5) 前掲3) p 19-20.

研究ノート

給食管理実習室における洗浄方法の違いによる アレルギー残留

鋤柄 悦子 有尾 正子 山口 由貴
原 真由美 岩田 侑子 渡辺 香織

The Existence of Allergens Staying Behind Due to the Different Types of
Cleaning Procedures in the Food Service Management Practice Room

Etsuko Sukigara, Shoko Ario, Yuki Yamaguchi,
Mayumi Hara, Yuko Iwata, Kaori Watababe

Abstract

Even a tiny amount of allergen could trigger anaphylactic shock. The main point in preventing contamination caused by allergens lies in removing them from cooking utensils and facilities by vigorous washing. However, it is often the case that the amount of remaining allergens is so small that they can hardly be seen.

We tested for the existence of remaining allergens on cooking utensils and facilities after trying two different types of cleaning procedures by the use of simple kits for determining allergens. One is a normal one commonly adopted in the food service management practice room, and the other is the one specifically for allergy. As a result, it was revealed that regardless of what types of washing procedures we choose, remaining allergens are seen on food frequently used for cooking, and they are more easily detected in the cooking facilities that lack heated water.

要旨

食物アレルギーは、ごく微量のアレルギー物質であってもアナフィラキシー症状を誘発することがある。食物アレルギー物質のコンタミネーション予防の基本は、調理器具および調理設備の十分な洗浄によりアレルギーを取り除くことである。しかしアレルギーの残留は微量で、かつ目視できない場合が多い。

本研究では、本学の給食管理実習室で行っている通常の洗浄方法とアレルギー対応の洗浄方法における調理器具および調理設備のアレルギー残留の有無を、簡易アレルギー検出キットを使用し検査した。アレルギー残留は洗浄方法にかかわらず使用頻度が高い食品であり、

また熱を使用しない洗浄方法である調理設備からアレルゲンが検出されやすい傾向が明らかとなった。

Keywords : food allergy, simplified allergen inspection kit, washing method

キーワード : 食物アレルギー, 簡易アレルゲン検出キット, 洗浄方法

I. 緒言

本学は2003年から食物アレルギーをもつ患者家族を対象に、ランチパーティー「みんないっしょのクリスマス」(以下パーティー)を開催している。パーティーの料理を調理する厨房は授業で使用する給食管理実習室であるため、パーティー開催にあたり可能な限りアレルゲンとなる食材は使用せず、調理器具はパーティー専用のものを使用し、調理設備は徹底的に洗浄している。パーティーは2018年で16回目になるが、これまで一度も参加者がアナフィラキシー症状を起こしたことはない。しかし、年々エピペンを携行する参加者が増加し、食材の検討は毎年行っているものの、調理器具や調理施設の洗浄方法の安全性は検証しておらず、課題となっていた。

エピペンを持参するような食物アレルギー患者にとっては、たとえ微量のアレルゲンであってもコンタミネーションでアナフィラキシー症状を誘発することがある。調理器具や調理設備からのコンタミネーションを防ぐためには、洗浄によりアレルゲンを除去することが基本であるが、微量のアレルゲンは目視できない場合が多く、洗浄によるアレルゲン残留の状況を確認することは難しかった。しかし、パーティーを始めた16年前に比べ、食物アレルギーに関する調査や研究が進み、簡易的にアレルゲンを検出できるキットが発売され、食物アレルギーを取り巻く環境は変化してきた。

そこで本研究は、簡易アレルゲン検出キットを使用し、給食管理実習で実施している通常の洗浄方法と、パーティーのために実施してきた食物アレルギー対応の洗浄方法について、アレルゲン(卵、牛乳、小麦)残留の状況を明らかにし、効果的な洗浄方法検討の基礎データをを得ることを目的とした。

II. 方法

1. 洗浄および清掃方法

パーティー開催にあたり調理器具は基本的にパーティー専用のものを使用しているが、一部給食管理実習の授業で使用している器具と共用しているものがある。今回は共用している調理器具(ボウル、バット、まな板)3種類を検査対象とした。また、調理設備は食物アレルギー専用の厨房がないため、授業でも使用する給食管理実習室に配置されているものである。検査対象の調理設備は、冷蔵庫取手(右上、左上、右下、左下)、冷蔵庫庫内、作業台(東側、西側)、中央配膳台(右側、中央、左側)、厨房内カウンター(ホール側、厨房側)の12箇所である。なお給食管理実習では、冷蔵庫右上には主に卵、乳製品、肉、左上は冷凍庫のため

冷凍品、右下および左下には主に野菜、果物を入れている。

給食管理実習室の設備の配置場所は以下の通りである（図1）。

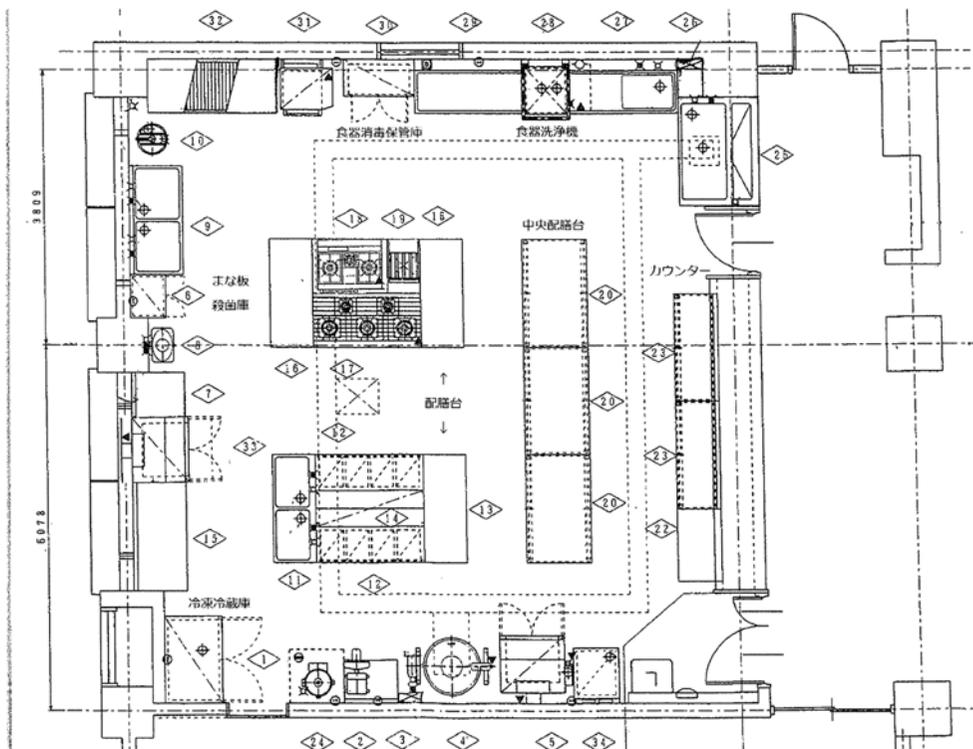


図1. 給食管理実習室の見取図

(1) 通常の洗浄

調理器具（ボウル、バット）は、25℃の水道水で水洗いを実施した後、洗剤洗浄として中性洗剤を含ませた研磨剤入りスポンジでこすり取り、再度水洗いを実施した。その後布巾で水分を拭き取り、食器消毒保管庫にて85℃ 5分以上乾燥保管した。まな板はボウルやバットと同様に水洗い、洗剤洗浄、再度水洗いを実施後、紫外線放射によるまな板殺菌庫で保管した。厨房設備は、水道水を含ませた台布巾で水拭きした。

(2) 食物アレルギーに対応した洗浄および清掃方法

調理器具（ボウル、バット）は、通常の洗浄方法と同様の水洗いを実施後、食器洗浄機で洗浄し、水分を布巾で拭き取った後、食器消毒保管庫にて85℃ 5分以上保管した。なお食器洗浄機の洗浄温度は65℃、洗浄時間は60秒であり、この洗浄ではアルカリ性洗剤で本洗い、すすぎを行っていた。まな板は、通常の方法と同様の水洗いを実施後、塩素系漂白剤を含ませた布巾を30分かぶせ、再度水洗いを実施後まな板殺菌庫で保管した。

調理設備は、水道水を含ませた台布巾で水洗いした後、200倍希釈した塩化ベンザルコニウム液を振りかけ乾拭きし、食品添加物のアルコールを振りかけた。

2. アレルゲン残存検査方法

(1) 拭き取り操作

拭き取り操作は、イムノクロマト法による測定で使用するキット（詳細はイムノクロマト法を参照）の取扱説明書に従い、拭き取り溶液として0.9%塩化ナトリウム溶液（生理食塩水）を試験管に1 mlずつ分注し、分注した試験管に滅菌綿棒（径8 mm, 白十字社）を浸し、検査箇所を拭き取った。拭き取った綿棒を拭き取り溶液中でよく洗い、綿棒に付着した汚れを懸濁させ、試験溶液とした。

なお、取扱説明書が2018年4月に改訂され、拭き取り操作の記述が変更されていたが、比較するため改定前の操作方法に従った。

(2) イムノクロマト法による測定

測定には、イムノクロマト法を原理とする検体中の特定原材料または特定原材料に準ずるものを検出するキット「FASTKITスリム卵」「FASTKITスリム牛乳」「FASTKITスリム小麦」（日本ハム株式会社）を使用した。キットの拭き取り検査における検出感度は0.025ppm (25ng/mL) である。

試験操作は取扱説明書に従い、テストストリップはアルミ包装のまま室温に戻し、使用前にアルミ包装から取り出し、水平な台の上に静置し、試料滴下部に試料溶液100 μ Lを滴下した。

結果の判定は、試験開始15分後にテストライン出現位置およびコントロールライン出現位置に赤紫色のラインの有無を目視で確認し判定した。なお検出結果の判定は、森下らの報告¹⁾や橋本^{2, 3)}らの報告に従い行った。テストライン出現位置の赤紫色のラインがコントロールラインと同程度の濃さのものを陽性 (+)、ラインが目視で確認できないものを陰性 (-)、コントロールラインの濃さよりも薄いが目視で確認できるものを弱陽性 (+W; +weak) と判定した。

Ⅲ. 結果および考察

卵、牛乳、小麦のアレルゲン残留検査の結果を表1に示す。

洗浄方法や調理器具および調理設備の種類にかかわらず、卵が検出されやすい傾向がみられた。特に通常の洗浄方法では、検査対象のほぼ全てから卵が検出された。小麦に含まれるグリアジンが耐熱性のアレルゲンであり、吸水しやすい特性があり、かつ飛散という観点から、小麦粉が検出されやすいと想定していたが、通常の洗浄方法でも検出はされなかった。通常の洗浄方法におけるアレルゲン残留について、給食管理実習では卵の使用頻度が高く、牛乳と小麦は使用頻度が低いことが影響したと考えられる。

調理器具と調理設備を比較すると、食物アレルギー対応の洗浄方法では各アレルゲンとも調理設備から検出されやすい傾向がみられた。アレルゲンはたんぱく質であるが、調理器具の洗浄は、洗剤を含む洗浄に温水を使用する方法であったため効果的な方法であったと考えられる。特に卵に対する加熱は、原らの研究⁴⁾においても、卵白に含まれるアルブミン

が加熱によりアレルギー性が減少し、生卵状態のものはアレルギーが残留しやすいことが報告されている。なお、通常の洗浄方法ではアレルギーの検出がみられなかった牛乳と小麦が、アレルギー対応の洗浄方法で検出されたことは、以下の要因があったと考える。通常の洗浄方法のアレルギー残留検査を行った時期は、給食管理実習を終えた7月であったが、食物アレルギー対応の洗浄方法の検査を行った時期は、パーティー実施前の12月であった。パーティー開催前の11月にはゼミ活動等で、卵、牛乳、小麦粉を使用した焼き菓子を大量に作っており、洗浄が行き届かなかった可能性が考えられる。なお、この結果を受けて、パーティー直前にアレルギー残留が確認された箇所を再度洗浄したため、今年度のパーティーも無事終了したことを報告する。

表1. 洗浄方法とアレルギー残留検査結果

拭き取り箇所または器具	卵		牛乳		小麦	
	通常	アレルギー 対応	通常	アレルギー 対応	通常	アレルギー 対応
	まな板	—	—	—	—	—
ボウル	+	+w	—	—	—	+w
バット	+	—	—	—	—	—
冷蔵庫取手 (右上)	+w	+w	—	—	—	—
冷蔵庫取手 (左上)	+	+w	—	—	—	—
冷蔵庫取手 (右下)	+	+	—	+	—	—
冷蔵庫取手 (左下)	+	+	—	+	—	—
冷蔵庫 (庫内)	+	+	—	—	—	—
カウンター (ホール側)	+	—	—	—	—	—
カウンター (厨房側)	+	+	—	—	—	—
中央配膳台 (右)	+	+	—	—	—	+w
中央配膳台 (中央)	+	+	—	—	—	+w
中央配膳台 (左)	+	+	—	—	—	+w
配膳台 (東)	+	+	—	+	—	+w
配膳台 (西)	+	+	—	+	—	+w

本研究は、本学の給食管理実習室の使用状況にあわせた独自の研究であり、パーティーをいかに安心・安全に開催できるか、調理器具および調理設備のアレルギー除去に効果的な洗浄方法を検討する基礎データを得ることが目的である。そのため、先行研究の方法がそのまま本学に適用できるわけではないが、今後の展望として以下のことを検証していく必要があると考える。まず一点目は、洗浄方法にかかわらず検出された卵についての洗浄方法である。

卵に含まれるたんぱく質であるアルブミンが加熱によりアレルギー性が低下するため、加熱するなど高温をかけることは難しいが、調理設備の洗浄においても温水などを使用する方法で効果を再検証する必要がある。ただし、先にも述べた通り、小麦に含まれるグリアジンは耐熱性のアレルゲンのため、高温だけではなく他の方法も必要である。そこで二点目は、洗剤と漂白剤使用の検討である。東京都立川多摩保健所の報告^{5, 6)}によると、食器具のアレルゲン除去のために、次亜塩素酸ナトリウムとアルカリ性洗剤を混合した液に10分ほどつけ置きし、通常のスポンジではなくメラミンスポンジを使用して洗浄すると効果があることが報告されている。食器具だけではなく、調理設備にも応用し効果があるのか検証する必要があると考える。

IV. 結論

本学の給食管理実習室では洗浄方法にかかわらずアレルゲン残留は卵が検出されやすいという実態が明らかとなった。これは給食管理実習で使用頻度が高い食品であると考えられるため、今後は卵に効果的な洗浄方法を検証する必要があることが示唆された。その方法として、加熱、高温、温水など熱をかける方法があげられる。そして他のアレルゲンにも効果的とされる洗剤と漂白剤を組み合わせた方法も同時に検討する必要があると考えられる。

引用文献

- 1) 森下直樹, 秋山恵利, 有川奈津実, 飯田知美, 多勢加奈子, 浜路麻衣他: 調理加工モデル食品を用いたアレルゲン検査用イムノクロマトキットの評価, 食品衛生学雑誌, 47(2), 66-75, 2006
- 2) 橋本博行: 学校給食における食器の残留食物アレルゲン検査法の開発, 生活衛生, 53(1), 33-37, 2009
- 3) 橋本博行, 良光真人, 清田恭平: 給食用食器の卵アレルゲンの残留性比較, 日本化家政学会誌, 65(12), 681-687, 2014
- 4) 原正美, 長谷川俊史, 山口公一, 勝又紀子, 山本実里, 古川漸: 食器および調理器具に残存する食物アレルゲンの検討, 小児保健研究, 70(6), 744-752, 2011
- 5) 東京都多摩立川保健所: 給食施設における食物アレルギー事故防止対策～コンタミネーションを防ぐには～
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tthc%2Fshokuhin%2Fcontamination.files%2Fkyusyokushisetsu.pdf>
- 6) 東京都多摩立川保健所: 給食施設における食物アレルギー対策～給食施設の実態調査・調理器具洗浄実験～
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin%2Fjikken%2Fcontami%2Findex.html>

参考文献

- 1) 文部科学省：調理場における洗浄・消毒マニュアルpart1, 2009
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1266268.htm
- 2) 文部科学省：調理場における洗浄・消毒マニュアルpart2, 2010
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292023.htm
- 3) 秋元政信：食物アレルギーとアレルギー検出キット，日本家政学会誌, 61(5), 321-325, 2010
- 4) 妻木陽子，河本奈緒子，川崎知佳，木村南美，森石悠里：洗浄条件の違いが食物アレルギーのコンタミネーションに及ぼす影響，広島女学院大学論集, 61, 167-173, 2011
- 5) 高木瞳：保育所給食における効果的なアレルギー洗浄の検討，岐阜成徳学園大学短期大学部紀要, 46, 65-75, 2014

研究ノート

調理実習中における箸の持ち方指導介入の 意識変化と効果との関連

有尾 正子 岩田 侑子

Change in Students' Consciousness Towards the Way to Hold Chopsticks After They are Shown How to Use Them Correctly and its Effect in Cooking Practice

Shoko Ario, Yuko Iwata

Abstract

Chopsticks are omnipresent in Japanese society. They are familiar tools to transport your food to your mouth. Infants eat with their hands at first and then learn to use forks and spoons. As they get older, they will start eating with chopsticks. Chopsticks have broad utility. They are used as cooking utensils as well as eating tools. However, if they are not used properly, you will find it difficult to convey your food to your mouth or cook food efficiently. In this study, we compared two groups of women's college students, that is, those who were taught how to use chopsticks correctly and those who were not. As a result, it was revealed that those belonging to the former group used chopsticks with higher consciousness but not efficiently. On the contrary, the students of the latter group used chopsticks better than those of the former group. The results of the survey suggest that further study is needed to find better methods of instruction.

要旨

日本人にとって箸は、食べ物を口に運ぶ食具として使用頻度の高いものである。乳児期は、手でつかみ、幼児期にはフォークやスプーンが使えるようになる。さらに箸を使って食事ができるようになる。箸は、食具以外に調理道具としても汎用性がある。しかし、箸は正しい持ち方、使い方をしなければ食べ物を口に運ぶことができない。また、調理においては作業の効率を下げることになる。本研究では、女子短期大学生を対象とし調理実習中に箸の持ち方指導介入群と非介入群とで意識変化と効果との関連性の比較を行った。結果は、介入群は箸を意識して使っている割合は高いものの、指導効果がみられなかった。非介入群は、口頭指導のみを行い、大豆の移動数の測定結果からみると箸が効率よく使われていた。指導内容と方法の検討が必要であることが示唆された。

Keywords : chopsticks, cooking practice, how to use chopsticks

キーワード : 箸, 調理実習, 箸の持ち方指導

I. 方法

1. 対象

食物栄養専攻1年生47名を対象に実施した。なお、後期に開講する調理学実習Ⅱを受講している学生であり、受講クラスを2クラス編成としている(Aグループ24名、Bグループ23名)。大豆の移動数の測定前の記録として、日常している箸の持ち方を写真撮影し、対象者の箸の持ち方を分類をした。

2. 箸の持ち方指導

調理学実習Ⅱの15回の授業内容の内訳は、西洋料理が8回、中国料理が7回である。西洋料理では、箸を使用する機会が少ないため中国料理を実習した7回の試食時に指導を行った。動作指導と口頭指導を合わせて指導を行った(Bグループ)を介入群。口頭指導のみを行った(Aグループ)を非介入群とした。

口頭指導は、①正しい持ち方(以下、伝統型:第一指、第二指、および第三指で片方の箸を、第一指、第四指でもう一方の箸を保持し、第三指で上側箸を持ち上げる)¹⁾を口頭説明する。②正しい持ち方の習慣づけを促す。動作指導は、①伝統型の持ち方を示しながら各班を巡回する。②箸の持ち方が伝統型以外である学生には直接指導をする。

3. アンケート調査

箸の使い方について自記式アンケートを実施した(図1)。アンケート結果については、個人を特定しないことと実習評価とは関係ないことを記載した。

4. 割り箸による大豆の移動数の測定

φ113mmのボウルに乾燥大豆を100g入れ、長さ20.5cmの割り箸でつまみ30cm離れた同サイズのボウルに30秒間で何個移動できるかを測定した。ボウルとの距離は、ボウルの中心から測定した(図2、3)。また、移動方向は利き手が右の場合は右から左へ移動。利き手が左の場合は左から右へ移動することとした。



図2 ボウルに入った大豆



図3 大豆とボウルの配置

このアンケートは、個人を特定して公表したりすることはありません。また、実習の評価とはまったく関係ありません。

1. 箸の使い方に自信がありますか。

とてもある まあまあある あまりない まったくない

2. 箸の使い方を習ったことがありますか。

ある 習った時期： 幼児のころ 小学生 中学生 高校生 その他（ ）
習った場所： 自宅 幼稚園または保育園 学校 その他（ ）

ない

3. 調理学実習中、箸を意識して使っていますか。

している 少ししている あまりしていない まったくしていない

4. 箸の持ち方を指導できますか。

できる できない

5. 箸の悪いマナーについて知っているものはありますか。

知っているものの番号を囲んでください。（複数回答可）

- ①箸をもったまま器のふたを取る ②箸で人を指す ③揃え箸 ④迷い箸
⑤空箸 ⑥移り箸 ⑦込み箸 ⑧ねぶり箸 ⑨横箸 ⑩刺し箸 ⑪さぐり箸
⑫もぎ箸 ⑬涙箸 ⑭寄せ箸 ⑮二人箸 ⑯渡し箸 ⑰叩き箸 ⑱受け箸 ⑳振り箸

ご協力ありがとうございました。

図1 箸の使い方についてのアンケート

II. 結果

1. 対象者の箸の持ち方の分類

持ち方の分類の指標は①～⑧とし、⑨はその他とした。箸の持ち方の分類には、食事のときの「はし」の持ち方（平成22年度児童生徒の食生活実態調査）：文部科学省（図4）²⁾を参考にした。学生の箸の持ち方は、表1の通りのように分けることができ、Aグループは伝統型が14人、Bグループが18人であった。全体としては、68.1%が伝統型であったが、全国的な調査では小学生は76.1%、中学生は75.7%が正しく持つことができており、学生はそれより約8ポイント低い結果であった。

表1 箸の持ち方による分類 (人)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
A	0	3	0	0	14	0	3	0	4
B	0	2	0	0	18	0	1	0	2

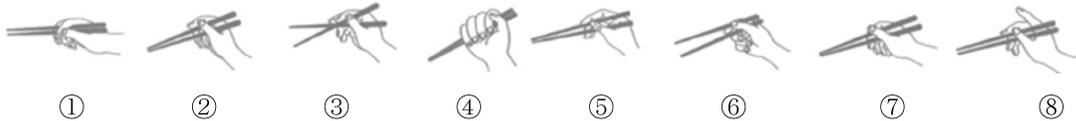


図4 引用) 平成 22 年度 児童生徒の食生活実態調査 食事のときの「はし」の持ち方

2. 箸の使い方についてのアンケート結果

「箸の使い方には自信がありますか」は、Aグループでは「とてもある」4.5%、「まあまあある」27.3%、「あまりない」59.1%、「まったくない」9.1%、Bグループでは「まあまあある」31.8%、「あまりない」54.5%、「まったくない」13.6%で、Bグループでは「とてもある」と回答した者はいなかった（図5.6）。

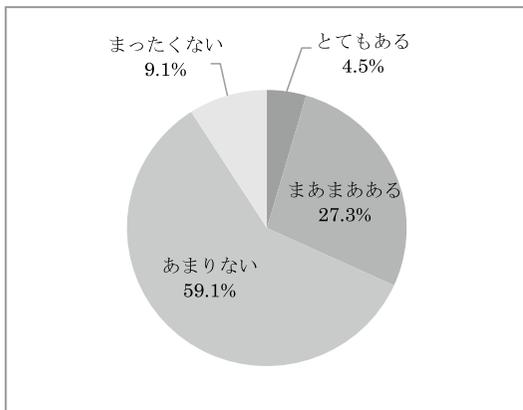


図5 箸の使い方の自信 (A)

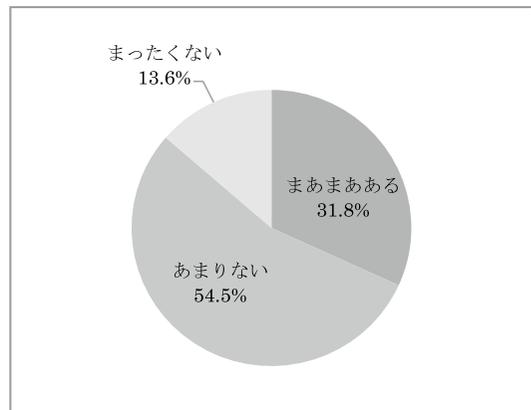


図6 箸の使い方の自信 (B)

「実習中箸を意識して使っていますか」は、Aグループでは「している」4.5%、「少ししている」13.6%、「あまりしていない」81.8%、Bグループでは「している」26.1%、「少ししている」39.1%、「あまりしていない」30.4%、「まったくしていない」4.3%で、Bグループは「している」、「少ししている」を合わせて65%以上の学生が箸の持ち方を意識していることが示唆された（図7. 8）。

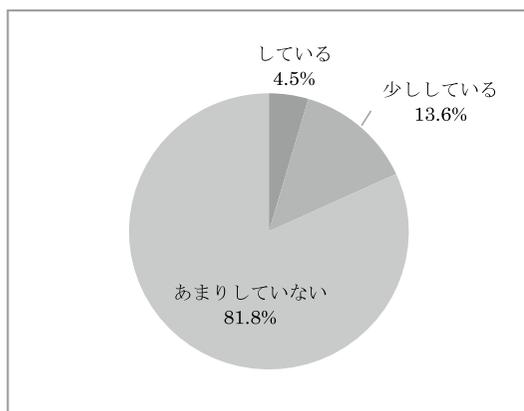


図7 実習中箸を意識して使っている (A)

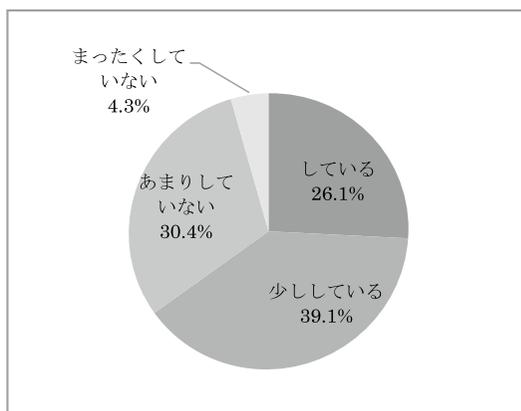


図8 実習中箸を意識して使っている (B)

「箸の持ち方指導ができますか」は、Aグループでは「できる」27.3%、「できない」72.7%。Bグループでは「できる」22.7%、「できない」77.3%で、Aグループよりも「できない」と回答した者の割合が高かった（図9. 10）。

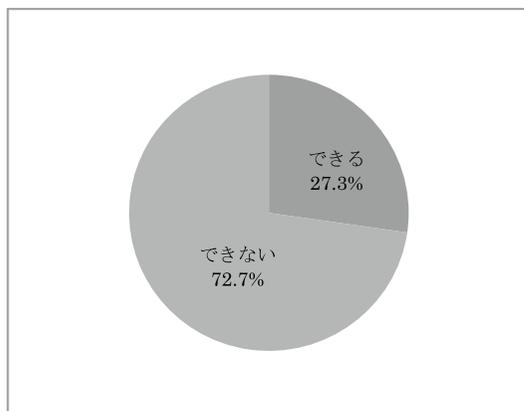


図9 箸の持ち方を指導できますか (A)

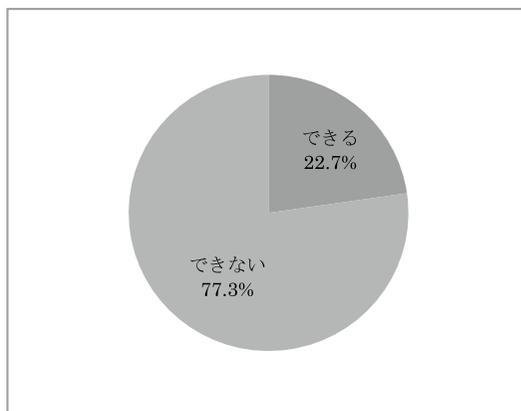


図10 箸の持ち方を指導できますか (B)

「箸の使い方を習ったことがありますか」は、86.4%の学生が「ある」と回答した（図11）。「箸の使い方を習った時期」は、5割の学生が「小学生」の頃に習っていた（図12）。また、「箸を習った場所」は、「自宅」が65.8%、「学校」が34.2%で、「幼稚園」「保育園」で習った者はなく、「自宅」で習った割合が高かった（図13）。

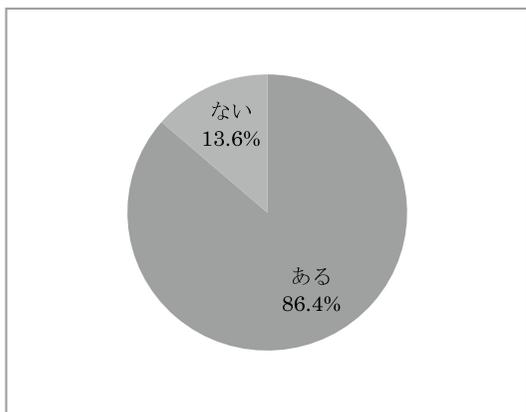


図11 箸の使い方を習ったことがありますか

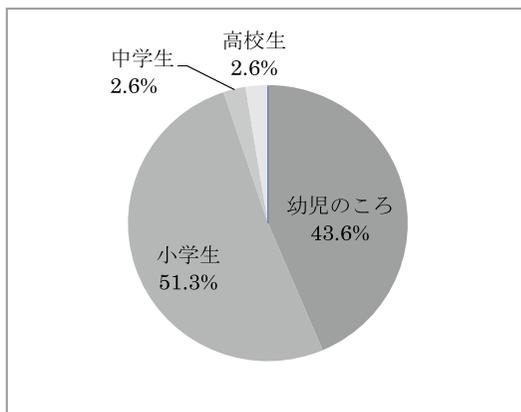


図12 箸の使い方を習った時期

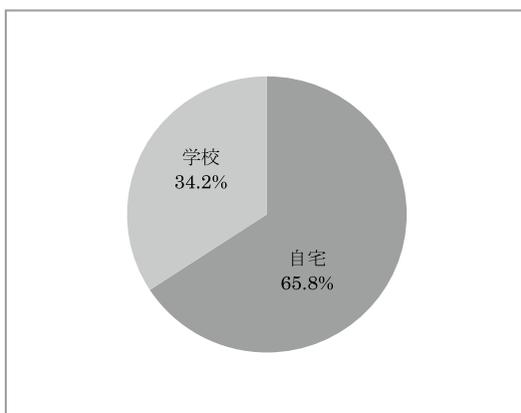


図13 箸の使い方を習った場所

「箸の悪いマナーについて知っているものはありますか」(複数回答)では、「箸で人を指す」41人、「迷い箸」38人、「刺し箸」38人「渡し箸」36人であった。この4つの悪いマナーについては、8割の学生が認識していることが示唆された(図14)。

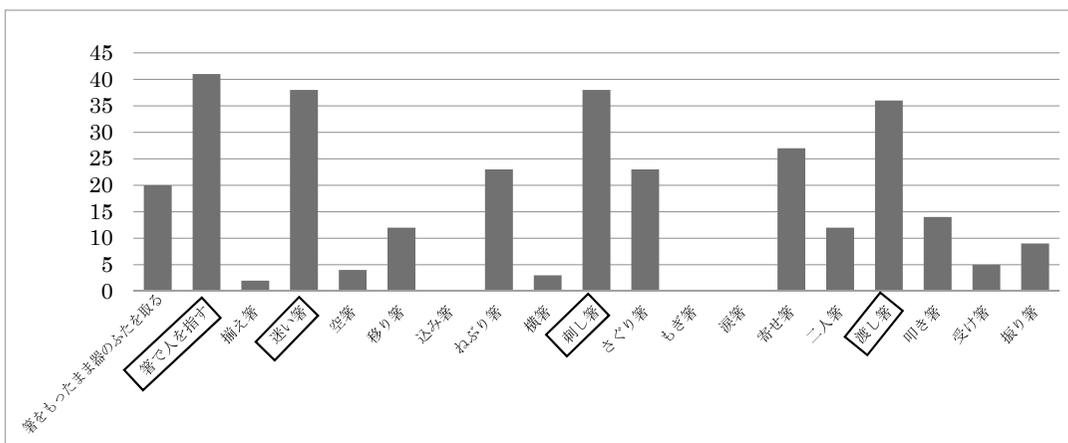


図14 箸の悪いマナーについて (人)

3. 割り箸による大豆の移動数の測定結果

大豆の移動数の合計では、Aグループの方が30個多く移動させることができた。平均では、Aグループが14.6個、Bグループは13.2個で大きな差はなかったが、大豆の個数と人数内訳では、Bグループでは10個未満が4人いたのに対し、Aグループでは0人だった。また、17個以上移動できた者がAグループは5人いたが、Bグループでは2人で、内訳からみると移動数が増えるほど、Aグループの方がBグループよりも人数が上回っていた。

表2 大豆の移動数

(個)

																				合計	平均			
A	12	16	16	14	11	10	14	16	11	12	13	16	15	18	13	13	17	19	15	13	17	19	320	14.6
B	14	9	16	12	10	8	9	13	15	15	10	16	15	16	17	19	13	16	13	9	14	11	290	13.2

表3 大豆の個数と人数内訳

(個)

大豆の個数	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
A	0	0	1	2	2	4	2	2	4	2	1	2
B	1	3	2	1	1	3	2	3	4	1	0	1

Ⅲ. 考察

学生の箸の持ち方は、約70%が伝統型であったが、箸にぎり型、箸交差型など非伝統型³⁾の持ち方をする者もいた。Bグループは、Aグループよりも正しい箸の持ち方をしている者が多かったにも関わらず、移動することのできた大豆の数が少なかったのは、伝統型以外の持ち方に慣れていたものを実習中に矯正したが、矯正期間が短く正しい持ち方が定着していないことが考えられた。

介入群では、実習中に箸の持ち方を意識していた割合が多かったのは、口頭だけではなく、動作指導に加えて巡回しながら指導したことが影響しているものと思われた。しかし、箸を正しく持っていて大豆の移動数の測定からは指導の効果はみられず、むしろ非介入群の方が、安定的に移動できていたことは習慣化された持ち方で測定に臨むことができたからではないかとみられる。

介入群は、実習中、正しい持ち方を意識して使っているにも関わらず箸の持ち方の指導ができないと答えた者が多かったのは、介入群の学生は伝統型に持ち慣れていないことが、「自信がない」に繋がり指導できないものとする。

箸の持ち方を習った時期が小学生のころで、また自宅で習う者の割合が多いのは、家庭での教育として行われるものに、基本的な生活習慣や礼儀作法で、小学生のころに母親に教わることが多い(約61%)との報告があり⁴⁾、本研究でも自宅で習う割合が65.8%で同じ傾向とみられた。

箸の悪いマナー⁵⁾の1つである「渡し箸」は実習の試食の際に必ず箸置きを準備し、一旦箸を休める時は箸置きに置くように指導していたためそれが習慣化され、意識しながら試食していたので認識も高かったのではないかと考えられる。

IV. まとめ

本研究では、箸の持ち方の指導を口頭と動作の両方で行うことで伝統型が身に付き、箸使いも上達するものだと考えられた。しかし、箸使いは箸を持った時の支点が関わり、支点は中指であり、中指を動かす意識、人差指を下に動かす微妙な力の入れ方により箸の使い方の上手下手が決まるといわれる⁴⁾。

箸の持ち方は、矯正時期や持ち方の指導者にも影響する。5歳になれば訓練によっては、正しい持ち方ができるようになり、幼児期に箸の持ち方をしつけとして教えることが有効であるとの報告もある⁶⁾

箸の長さも使い勝手を左右する。本研究では長さ20.5cmの割り箸で実験を行ったが、理想とされる箸の長さは、一咫（いちあた：手の親指と人差指を直角に開いた時の長さ）の1.5倍といわれ一咫は身長約10分の1であることから⁴⁾、18から19歳の平均的な身長は158.0cm⁷⁾であるとする学生たちに合う箸の長さは約24cmである。約4cmも短い割り箸は扱いにくいものだったのではないかと考えられ箸の選定を検討することも必要であった。

正しい箸の持ち方は、筋肉にも負担が少なく⁸⁾作業効率も上がる⁹⁾。訓練や矯正も必要であるが箸の支点、食べる時の姿勢、箸の長さなども関係するため指導方法の中にもそのような内容を含めて行わなければならない。

調理をする際には、箸の倍ほどの長さの菜箸を使用する。菜箸で食材をつまむ、挟む、持ち上げる、攪拌などの動作は箸の持ち方が不適切であると作業効率を下げてしまう可能性があり、料理の仕上がりにも影響する。

栄養士は、食育を推進する担い手である。食育活動の中でも箸の持ち方、使い方を指導する機会がある。自身が指導者としての意識を持ち自らが正しい箸の持ち方を体得することが重要である。

調理実習は、箸の持ち方指導を行う環境が備わり、大いに活用できる。効果的な指導方法を検討し構築していきたいと考える。

参考文献

- 1) 山内知子・小出あつみ・山本淳子・大羽和子 (2010)「食育の観点からみた箸の持ち方と食事マナー」『日本調理科学雑誌』Vol. 43, No. 4, 260-264.
- 2) 文部科学省 (平成22年度児童生徒の食生活実態調査) 食事のときの「はし」の持ち方
- 3) 上原正子・大場和美・加藤象二郎 (2014)「箸の持ち方・使い方の発達段階別の差異」『瀬木学園紀要』(8), 7-16.
- 4) 勝野春子 (1998)「日常食からみた箸の意識」についての調査 (第1報): 東京都練馬区

- 立小竹小学校児童および保護者『文化女子大学紀要. 服装学・生活造形学研究29』1-10.
- 5) 『マナー検定テキストセンスアップマナー』全国日本マナー検定協会, 36-37.
- 6) 向井由紀子・橋本慶子(1978)「箸の使い勝手について」『家政学雑誌』Vol. 29, No. 7, 49-55.
- 7) 『日本人の食事摂取基準2015年版』参照体位, 第一出版, 10.
- 8) 向井由紀子・橋本慶子(1978)「箸の使い勝手について 箸の持ち方(その2)」『家政学雑誌』Vol. 32, No. 8, 46-51.
- 9) 向井由紀子・橋本慶子(1978)「箸の使い勝手について—箸の持ち方(その3)」『家政学雑誌』Vol. 34, No. 5, 19-25.

愛知文教女子短期大学研究紀要

第 40 号

平成 31 年 3 月 1 日 印刷

平成 31 年 3 月 31 日 発行

代 表 者 古山 敬子

編集委員 渡辺 香織 水谷 久康 村上 浩美
柁宜佐統美 田村 佳世 鋤柄 悦子

編集発行 愛知文教女子短期大学

〒 492-8521

愛知県稲沢市稲葉 2 丁目 9 伴 17 号

電話 〈0587〉 32-5169

FAX 〈0587〉 34-2870

印 刷 有限会社 一粒社

電話 〈0569〉 21-2130

Bulletin of Aichi Bunkyo Women's College

40

CONTENTS

STUDY ARTICLES

- Study on Parent-based Childcare Group Activities
— In Reference to New Zealand Play Groups — Noriko Akatsuka ... 1
- Skills Necessary for Medical Institutions Miki Ogawa ... 13
- A Review of Support for Entering School/Kindergarten for Children
with Developmental Disability Haruka Kikuchi ... 33
- Current Study Trends in Guidelines for Food Allergy at Childcare Centers
— Focusing on Interprofessional Work (IPW) and Childcare Workers' Expertise —
..... Kayo Tamura, Hyun-jung Park, Hatsumi Onouchi, Kaori Watanabe,
..... Shoko Ario, Sakiko Nishizawa, Kyoko Ando ... 49
- A Study of Mothers Who are Admitted into a Maternal and Child Living Support Facility and
Caught in a Dilemma between their Desire to Participate in Society and to Meet the Burdens
of Childrearing from the Standpoint of Environmental Factors Evaluated by the International
Classification of Functioning, Disability and Health (ICF). Midori Nakamori ... 61
- Some of the Anxiety Factors That Students Aiming at Becoming Childcare Workers Face
When Interacting with Guardians Satomi Negi, Noriko Akatsuka, Noriko Shibata ... 75
- Providing Children with Special Needs Support for a Future Outlook
— Examining Case Studies — Hirohide Mitsuda, Haruka Kikuchi ... 85

STUDY NOTES

- A Study on Efficient Education in Playing Piano at Childcare Training School
— Based on Musical Pieces and Piano Playing Skills Required in the Childcare Center —
..... Hiroto Tamada, Mariko Kunito ... 95
- Childcare Support for Developing Parents' Nurturing Skills
— Consultation Analysis of First Parenting —
..... Junko Asano, Satomi Negi, Noriko Akatsuka,
..... Yukie Yokoi, Kayoko Aoyama ... 109
- The Existence of Allergens Staying Behind Due to the Different Types of Cleaning
Procedures in the Food Service Management Practice Room
..... Etsuko Sukigara, Shoko Ario, Yuki Yamaguchi,
..... Mayumi Hara, Yuko Iwata, Kaori Watababe ... 117
- Change in Students' Consciousness Towards the Way to Hold Chopsticks After
They are Shown How to Use Them Correctly and its Effect in Cooking Practice
..... Shoko Ario, Yuko Iwata ... 125

AICHI BUNKYO WOMEN'S COLLEGE

INAZAWA CITY, JAPAN

2019.3